

# 令和元年度第5回岩手県子ども・子育て会議

日 時：令和2年1月20日（月）14：00～

場 所：岩手県産業会館 7階会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 報 告

- (1) 岩手県子ども・子育て会議支援計画部会の会議結果について（資料1）
- (2) 岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会の会議結果について（資料2）
- (3) 岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画部会の会議結果について（資料3）
- (4) 岩手県社会的養育推進計画について（資料4）
- (5) 「いわて子どもプラン」に掲げる主な指標項目と平成30年度実績の評価について（資料5）
- (6) いわて子どもプランの構成及び今後の進め方について（資料6）

### 4 議 題

- (1) 副会長の選出について
- (2) いわて子どもプラン（2020～2024）の中間案について（資料7-1～7-4）

### 5 その他

### 6 閉 会

#### 配布資料一覧

- ・ 出席者名簿、座席表、岩手県子ども・子育て会議条例、いわての子どもを健やかに育む条例
- ・ 岩手県子ども・子育て会議支援計画部会の会議結果の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料1】
- ・ 岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会の会議結果の報告について・・・・ 【資料2】
- ・ 岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画部会の会議結果の報告について・・・・ 【資料3】
- ・ 岩手県社会的養育推進計画（2020～2029）中間案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料4】
- ・ 「いわて子どもプラン」に掲げる主な指標項目と平成30年度実績の評価について・・・・・・ 【資料5】
- ・ いわて子どもプランの構成及び今後の進め方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料6】
- ・ いわて子どもプラン（2020～2024）（中間案）の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料7-1】
- ・ いわて子どもプラン（2020～2024）（中間案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料7-2】
- ・ 第3回子ども子育て会議におけるプラン（中間案）に対する意見への対応状況・・・・・・ 【資料7-3】
- ・ 第2回子ども子育て会議におけるプラン（素案）に対する意見への対応状況・・・・・・ 【資料7-4】

令和元年度 第5回岩手県子ども・子育て会議 出席者名簿

【委員】

区分	分野	所属団体	職名	氏名	備考
子どもの保護者	保育所保護者	紫波町立古館保育所父母の会	会長	菊池 伸哉	
	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園・認定子ども園PTA連合会	会長	池内 史子	欠席
	小・中学生保護者	岩手県PTA連合会	副会長	浦田 学	
	公募			古川 美香	新任
	公募			八幡 初恵	新任
子ども・子育て支援事業者	保育	岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会長	稲田 泰文	
		日本保育協会岩手県支部	支部長 (事務局長)	芳賀 カンナ (村田 ユミ子)	代理出席
		岩手県私立保育園連盟	会長	遠藤 一子	
	教育	岩手県国公立幼稚園・こども園協議会	協議会委員	阿部 幸子	
		岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会	会長	坂本 洋	
	子育て支援	認定NPO法人いわて子育てネット	副理事長	両川 いずみ	欠席
		社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	常務理事兼事務局長	鈴木 豊	新任
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀	
		岩手県社会福祉協議会 岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会	副会長	中川 誠悦	
	福祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ	
		岩手県児童養護施設協議会	会長	佐藤 孝	
		岩手県母子寡婦福祉連合会	会長	松本 笑子	
学識経験者	大学	岩手県立大学社会福祉学部	教授	遠山 宜哉	
		盛岡大学短期大学部	教授	大塚 健樹	
その他知事が必要と認めるもの	行政	久慈市	子育て支援課長	笹原 賢二	新任
		西和賀町教育委員会	学務課長	照井 哲	新任
	教育	岩手県小学校長会	杜陵小学校長	村中 ゆり子	
		岩手県中学校長会	常任理事	村上 淳哉	
	保健医療	岩手県医師会（小児科）	常任理事 (事務局課長)	金濱 誠己 (藤村 広栄)	代理出席
		岩手県医師会（産科）	常任理事	吉田 耕太郎	欠席
	労働	岩手経済同友会	専務理事・事務局長	藤澤 光	欠席
		日本労働組合総連合会岩手県連合会	事務局長	佐藤 伸一	
	報道	NHK盛岡放送局	企画編成部副部長	望月 健太郎	新任

出席：24名（代理出席2名） 欠席：4名

**【事務局】**

部 局 名	課 室 名	職 名	氏 名
保健福祉部	子ども子育て支援課	部長	野原 勝
		総括課長	門脇 吉彦
		子ども家庭担当課長	高橋 正志
		少子化・子育て支援担当課長	大内 毅
		主任主査	才川 拓美
		主査	菅原 孝明
		主査	中村 淳一
		主任	荻敷山 義則

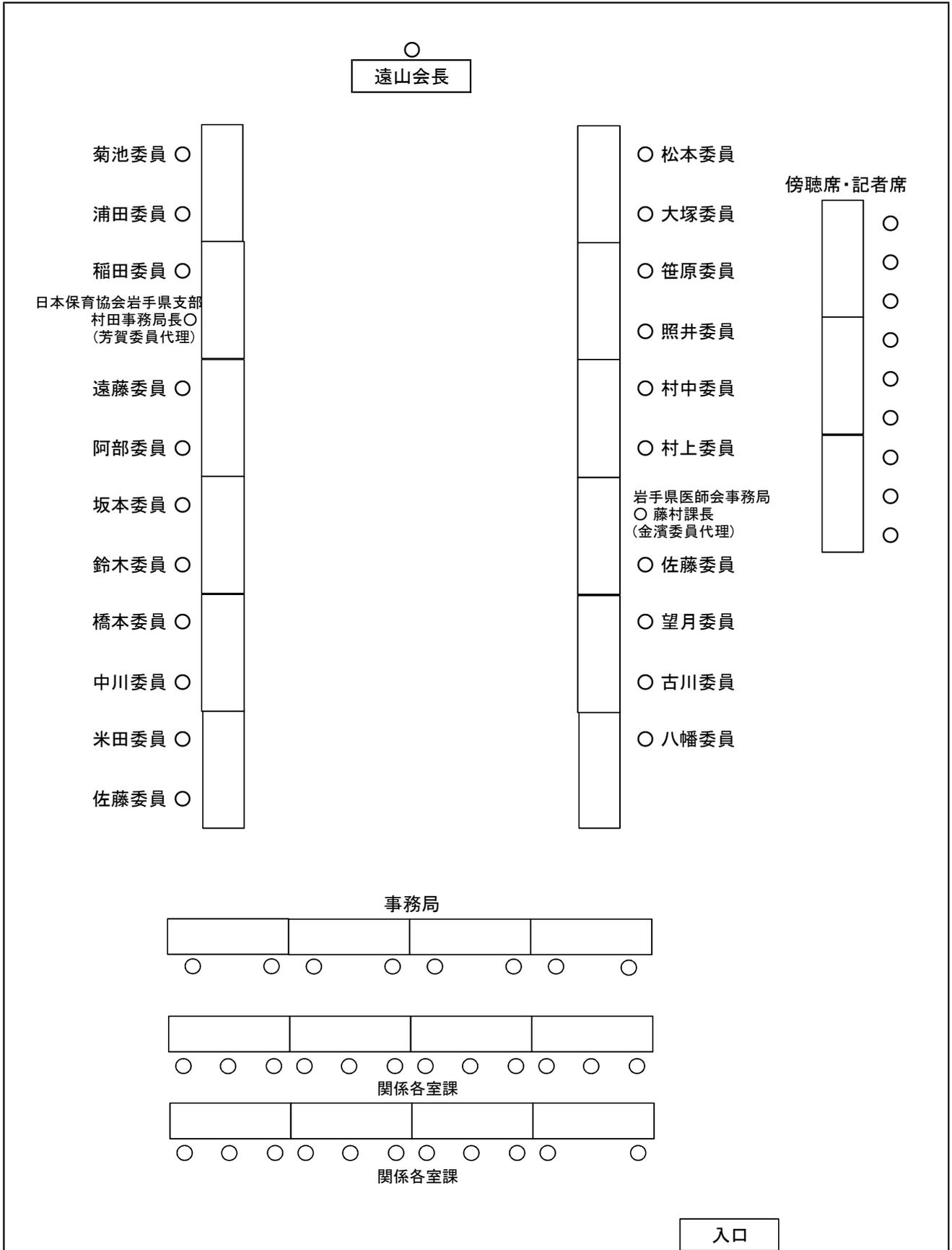
**【いわて子どもプラン関係室課】**

部 局 名	課 室 名	職 名	氏 名
総務部	総務室	主査	古舘 俊也
	総合防災室	主任主査	佐々木 裕輝
政策地域部	政策推進室	主任主査	久保 和重
	学事振興課	私学振興担当課長	畠山 英司
環境生活部	環境生活企画室	技師	阿部 志保美
	若者女性協働推進室	主任主査	阿部 幸子
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長	阿部 真治
	健康国保課	主任主査	赤岩 正昭
	地域福祉課	指導生保担当課長	前川 貴美子
	障がい保健福祉課	主査	二本松 芳紀
	医療政策室	主査	大沢 純子
商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	主査	菊池 心光
農林水産部	農林水産企画室	主任主査	藤原 孝行
県土整備部	県土整備企画室	主査	小田島 淳
	建築住宅課	主査	高杉 諭吏
教育委員会事務局	教育企画室	主事	六角 大輔
	生涯学習文化財課	主任社会教育主事	鈴木 玲子
	保健体育課	主任主査	熊谷 延也
警察本部	警務課	企画第二係長	寺島 英明
	生活安全企画課	子ども・女性安全対策補佐	中村 亜貴子
	少年課	少年企画補佐	中村 祐二
	サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティ対策官	荒川 聡
	交通企画課	高齢者安全対策担当補佐	菅原 謙二

# 令和元年度第5回子ども・子育て会議 座席表

日 時 : 令和2年1月20日(月)14:00~16:00

場 所 : 岩手県産業会館7階会議室



岩手県子ども・子育て会議条例（平成25年岩手県条例第69号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 子ども・子育て会議は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

（1） 子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）

（2） 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者

（3） 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（4） 前3号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会について準用する。

（意見の聴取）

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年10月20日条例第102号）

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 岩手県子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による調査審議（同法第17条第3項に係るものに限る。）を行うことができる。

いわての子どもを健やかに育む条例をここに公布する。

いわての子どもを健やかに育む条例

子どもは、一人一人がかけがえのない存在であり、未来への希望である。本県の将来を担う子どもが虐待等から守られ、安心して生き、自分らしく育ち、自由に意思を示しながら、心身ともに健やかに育まれることは、私たちの願いである。

近年、子どもの権利に関する社会的関心の高まり、少子化や核家族化の進行、就業形態の変化や貧困の状況にある子どもの割合の増加等子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした状況において、県民の子育てに関する希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに育まれる環境の整備を推進していくことが重要であり、このことは、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波からの復興に取り組んでいる現在及び復興後における地域の発展に資するものである。

ここに私たちは、子どもの権利を尊重しながら、子どもを健やかに育むことの重要性について認識し、社会全体で県民の就労、結婚、妊娠、出産及び子育てを支えていくことにより、誰もが子どもを健やかに育みやすいと実感できるいわての実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

**第1条** この条例は、子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を図り、もって一人一人の子どもを健やかに育むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 子ども・子育て支援 子どもを健やかに育むための子ども、保護者及び子どもを生み、育てようとする者に対する支援をいう。
- (4) 子ども・子育て支援機関等 幼稚園、小学校等の教育機関、保育所、児童養護施設等の児童福祉施設、子ども・子育て支援を行うことを目的とする特定非営利活動法人その他の子ども・子育て支援を行う機関、施設及び団体をいう。

(基本理念)

**第3条** 子ども・子育て支援は、子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援は、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行われなければならない。
- 3 子ども・子育て支援は、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

(県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が、それぞれの役割を果たし、相互に連携し、及び協力して子ども・子育て支援を行うことができるよう必要な助言その他の支援を行うものとする。

(保護者の役割)

**第5条** 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについて最も重要な役割を担っているという認識の下、必要に応じて県、市町村及び子ども・子育て支援機関等による子ども・子育て支援の活用を図りながら、子どもを健やかに育むよう努めるものとする。

(子ども・子育て支援機関等の役割)

**第6条** 子ども・子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、子ども・子育て支援を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業主の役割)

**第7条** 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が安心して子どもを生み、育てることができるようにするために必要な雇用環境の整備を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

**第8条** 県民は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援についての関心と理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(子ども・子育て支援に関する基本的施策)

**第9条** 県は、子ども・子育て支援を推進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 子どもの健やかな成長を支援するため、地域における体験活動及び交流活動を促進するとともに、生きる力を育むための教育環境及び保護を要する子どもの養育環境の整備を推進すること。
- (2) 子育て家庭を支援するため、子ども・子育て支援機関等が行う子ども・子育て支援の活用及び職業生活と家庭生活との両立のために必要な職場環境の整備を促進するとともに、子育てに関する相談体制及び保育サービスの充実を図ること。
- (3) 子どもを生み、育てようとする者を支援するため、多様な機会を通じた結婚、出産、子育て等に関する情報の提供により家庭や子育ての大切さについて理解の促進を図るとともに、経済的に自立した生活を営むための就労の支援等を推進すること。

(市町村との連携等)

**第10条** 県は、前条に規定する施策の実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るものとする。

2 県は、市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

(基本計画)

**第11条** 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
  - (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県子ども・子育て会議条例（平成25年岩手県条例第69号）第1条に規定する岩手県子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

**第12条** 県は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(施策の実施状況の公表)

**第13条** 知事は、毎年度、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(普及啓発)

**第14条** 県は、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が子ども・子育て支援に対する関心と理解を深めることができるよう、子ども・子育て支援に関する普及啓発を行うものとする。

(財政上の措置)

**第15条** 県は、子ども・子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条の規定に基づき策定されている岩手県行動計画は、この条例に規定する手続により定められた基本計画とみなす。

## 岩手県子ども・子育て会議支援計画部会の会議結果の報告について

第2回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会を開催しましたので、その内容を次のとおり報告します。

## 1 会議日時等

- (1) 会議名 第2回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会
- (2) 日時 令和元年11月21日(木) 10:30~12:00
- (3) 会場 岩手県産業会館 4号会議室
- (4) 出席者数 部会委員7名中4名

## 2 議事内容

## (1) 次期「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」中間案について

事務局から、第1回支援計画部会で出された意見等を踏まえ作成した計画の中間案について説明し、意見を伺った。

## 【主な意見等】

- ・ 幼稚園や保育所を利用していない家庭についても、勉強したいという人たちが昔よりも出てきているので、幼児教育センターや幼児教育アドバイザーが、全体を網羅して支援する機能となるとよい。
- ・ 保育所や幼稚園に預けて、子どもがほかの子どもたちと交わって成長していくことはよいことであり、自分の家庭だけで育つより、そのような機会が多い方がよいと思っている。一方で、子育てが施設任せとはならないように、家庭では親が子どもに声をかけたり、子どもの気持ちを聞いたり、信頼関係を作っていくことが必要。親の教育、育ちも大変大事であり、親に対して、子どもを育てるといのはこういうことだということを伝えていく場があればよい。
- ・ 子育ての不安は、こんなことを聞いてもよいのかという些細なことで悩んでいる人が多く、そのようなことを相談できる場所が、わかりやすくなっているとよい。

## 3 今後のスケジュール

2月7日までパブリック・コメントを実施しており、今後、県議会2月定例会常任委員会での報告、各市町村の子ども・子育て支援事業計画の内容を踏まえて、計画を策定予定。

## 岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会の会議結果の報告について

第2回及び第3回岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会を開催しましたので、その内容を次のとおり報告します。

### 1 会議日時等

(1) 第2回岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会

- ① 日 時 令和元年11月18日(月) 13:30～14:30
- ② 会 場 岩手教育会館 カンファレンスルーム203
- ③ 出席者数 部会委員7名中6名、オブザーバー1名

(2) 第3回岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会

- ① 日 時 令和元年12月20日(金) 13:30～15:00
- ② 会 場 岩手教育会館 カンファレンスルーム203
- ③ 出席者数 部会委員7名中5名、オブザーバー3名

### 2 議事内容

(1) 第2回岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会

① 岩手県子どもの生活実態調査結果の詳細分析について

事務局から、子どもの幸福感・自己肯定感に着目した比較分析について説明し、意見交換を行った。

なお、分析結果の評価や報告書のまとめ方等については、おって事務局へ意見を提出することとした。

(2) 第3回岩手県子ども・子育て会議子どもの貧困対策推進計画部会

① 岩手県子どもの生活実態調査報告書最終報告案について

事務局から、岩手県子どもの生活実態調査報告書最終報告案について説明し、意見交換を行った。

**【主な意見等】**

- ・ 計量テキスト分析については、別な分析表と併せて見た方が、より正確である。また、具体的な回答例があった方がよい。
- ・ 子どもの幸福感・自己肯定感に着目した比較分析について、「影響を与えている」、「相関関係が見られる」とまでは言えないので、「関連していることが窺える」などとすべき。
- ・ 主な課題及び今後の取組の方向性については、並べ方をもっと整理すべき。

## ② いわての子どもの貧困対策推進計画素案について

事務局から、いわての子どもの貧困対策推進計画素案（新旧対照表）について説明し、意見交換を行った。

### 【主な意見等】

- ・ 親への支援と、子どもへの支援を明確にすべき。
- ・ 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携について、「ケースワーカー」とあるのは「ソーシャルワーカー」の方がいいのではないか。
- ・ ひとり親支援に関わる、民間も含めた関係機関のネットワークについては、保育所、医療機関も参加した方がよい。

## 3 今後のスケジュール

1月31日に開催予定の第4回子どもの貧困対策推進計画部会において、引き続き計画案の協議を行うこととしている。

## 岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画部会の会議結果の報告について

第2回及び第3回岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画部会を開催しましたので、その内容を次のとおり報告します。

### 1 会議日時等

(1) 第2回岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画部会

- ① 日 時 令和元年11月18日(月) 15:00～16:30
- ② 会 場 岩手教育会館 カンファレンスルーム203
- ③ 出席者数 部会委員7名中6名、オブザーバー1名

(2) 第3回岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画部会

- ① 日 時 令和元年12月20日(金) 15:30～17:00
- ② 会 場 岩手教育会館 カンファレンスルーム203
- ③ 出席者数 部会委員7名中5名、オブザーバー3名

### 2 議事内容

(1) 第2回岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画部会

① 岩手県ひとり親家庭等自立促進計画の素案について

事務局から、計画策定の考え方や平成30年度岩手県ひとり親世帯等実態調査報告書案の概要、計画の素案について説明し、意見交換を行った。

(2) 第3回岩手県子ども・子育て会議ひとり親家庭等自立促進計画部会

① 平成30年度岩手県ひとり親世帯等実態調査報告書について

事務局から、報告書の最終案について説明を行った。最終案について、委員等から意見はなかった。

※ なお、当報告書は、部会の開催後の12月末に完成したことから、市町村等の関係機関に送付したほか、県公式ホームページにおいて公表している。

② 岩手県ひとり親家庭等自立促進計画の素案について

事務局から、計画の素案について説明し、意見交換を行った。

#### 【主な意見等】

- ・ ひとり親家庭が安心して暮らせるためには、孤立化させないことが大事であり、その文言を計画に記載すべき。
- ・ ひとり親家庭に対する相談体制の充実に向けて、相談を受ける側の研修を充実させるべき。

### 3 今後のスケジュール

1月31日に開催予定の第4回ひとり親家庭等自立促進計画部会において、引き続き計画案の協議を行うこととしている。

## 1 計画の目的

家庭環境に恵まれず社会的養護を必要とする子どもたちが、適切な支援やケアを受けながら家庭的環境のもとで養育されるための取組や、自立に向けた支援の取組などを推進し、子どもの最善の利益の実現を目指します。

## 2 計画の性格及び期間

この計画は、国の通知に基づき策定する都道府県推進計画（R2～R11、計画期間10年）であり、「いわて子どもプラン」の部門別計画として策定するものです。

## 3 岩手県の社会資源の状況

### 1 里親等への委託児童数と委託率（震災分除く）

里親等への委託児童数と委託率は、徐々に増加しています。

年度	H27	H28	H29	H30
里親委託児童数	69人	63人	81人	79人
里親委託率	18.9%	18.4%	22.6%	22.3%

### 2 児童養護施設の定員

家庭的養護推進計画に基づき、施設の定員は、H27の324人からR1の284人に減少しています。  
(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
定員	324	299	300	300	284
現員(年度末)	299	277	275	275	—

### 3 一時保護児童数

児童虐待相談等の増加に伴い、一時保護児童数も増加しています。

年度	H27	H28	H29	H30
所内	166人	169人	162人	207人
委託	71人	89人	105人	137人
計	237人	258人	267人	344人

## 7 計画の推進

この計画の推進にあたっては、児童福祉施設や里親会、学識経験者等で構成する「岩手県社会的養育推進検討会」において、毎年度、指標の進捗状況を確認し、取組の促進を図ります。  
また、令和6年度までを前期、令和7年度から令和11年度までを後期とし、令和6年度末及び各期の中間年を目安として進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを行います。

## 4 基本的考え方

子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則の実現に向けた取組を通じて、社会的養育を必要とする子どもの最善の利益を実現するため、次の考え方を重視した取組を推進します。

- (1) 子育てにかかる在宅支援の充実
- (2) 子どもの権利を尊重した一時保護
- (3) 「家庭養育優先原則」に基づく代替養育の提供
- (4) 施設における子どものニーズに対応した質の高い養育の提供と地域ニーズに応じた多機能化等の展開
- (5) 里親への支援と委託の推進
- (6) 里親や施設等から円滑に自立するための社会的養護自立支援の推進
- (7) 児童相談所の体制強化

## 5 今後の代替養育を必要とする子ども数の見込み

### 1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

・将来的に代替養育を必要とする子どもが確実に支援を受けられるよう、保護を必要とする子どもの行き場がなくなることはないように、潜在的なニーズも考慮し十分な受け皿を確保できるように算出しました。

### 2 里親等へ委託する子ども数の見込み

・施設入所児童等を対象に実施した調査結果に基づき、子どもの状態を考慮して、家庭と同様の養育環境が望ましい子どもが里親のもとで養育されるよう、目標とする里親等委託率を算出しました。

### 3 施設での養育を必要とする子ども数の見込み

・専門的なケアを必要とする子どもが施設で確実に支援を受けられるよう、施設での養育を必要とする子ども数を算出しました。

H30(現状)		計画	R6(前期)	R11(後期)
要保護児童数 (①=②+③)	354人	代替養育を必要とする子ども数の見込(①=②+③)	478人	516人
里親委託児童数 (②)	79人	里親委託が望ましい子ども数の見込(②)	175人	250人
施設入所児童数 (③)	275人	施設での養育を必要とする子どもの見込数(③)	303人	266人
里親委託率 (②/①×100)	22.3%	里親等委託率の目標 (②/①×100)	36.6%	48.4%

## 6 推進施策

1 当事者である子どもの権利擁護(意見聴取・アドボカシー)	・アンケート調査等による子どもの意見を汲み取る機会の確保
2 身近な地域における子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	・市町村における子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援
3 家庭と同様の養育環境である里親等への支援及び委託の推進に向けた取組	・児童相談所への里親養育専門児童福祉司の配置による体制整備 ・児童養護施設等との連携による里親のリクルートを含む包括的な里親養育支援体制の構築
4 永続的に安定した養育環境を保障するための支援体制構築に向けた取組	・児童相談所と民間あっせん機関との連携による養子縁組希望者への支援 ・制度の必要性や対応方法に精通した職員の育成などによる児童相談所の体制整備
5 施設における子どものニーズに対応した質の高い養育の提供と地域のニーズに応じた多機能化等の推進	・施設の小規模化等に向け、多様な役割や専門性を求められる施設職員の確保と育成に向けた取組の支援
6 子どもの権利を最大限に尊重した一時保護の実施に向けた取組	・一時保護所を含めた児童相談所の改築等による一時保護環境の整備 ・一時保護所職員の計画的な配置や研修機会の確保による職員の資質の向上
7 里親や施設等から円滑に自立するための社会的養護自立支援の推進に向けた取組	・就職・進学を支援する社会的養護自立支援事業や就学者自立生活援助事業が十分に活用されるよう、さらなる周知と支援の継続
8 専門的な相談対応を行う児童相談所の強化等に向けた取組	・児童福祉司や児童心理司の計画的な増員による適正配置と研修等による人材育成

## 8 役割分担

児童相談所で様々な相談対応や一時保護などを行う県、身近な地域で子育てを支援する市町村、家庭と同様の養育環境を提供する里親、多様かつ質の高いケアや養育を行う児童福祉施設等が、適切な役割分担のもと、相互に連携して、総合的かつ効果的に取組を推進していきます。

## 9 策定スケジュール

平成30年6、12月	第1回～2回家庭的養護推進検討会(概要説明、方向性検討)
平成31年1～2月	児童養護施設入所児童との意見交換会、児童養護施設へのヒアリング
令和元年6～8月	第1回～第3回社会的養育推進検討会(方向性検討、素案検討)
令和元年9月	子ども子育て会議(素案説明)
令和元年12月末	パブリックコメント
令和2年1～2月	子ども子育て会議、第4回社会的養育推進検討会(最終案検討)
令和2年3月	県議会常任委員会(報告)

## 「いわて子どもプラン」に掲げる主な指標項目と平成30年度実績の評価について

## 子育て支援施策に係る指標

目指す姿	実績値 (H27)	実績値 (H28)	実績値 (H29)	実績値 (H30)	計画目標 値(H30)	達成度	達成度がCまたはDとなった理由
指標名							
1	保育を必要とする子どもに係る利用定員	29,362人	30,716人	30,716人	31,302人	31,404人	B
2	結婚サポートセンターの会員成婚数	0組	10組	25組	23組	40組	D 市町村等の関係機関と連携し会員同士のマッチングなどに取り組みましたが、登録期間の満了などにより会員数が減少したため、23組に留まり、達成度は【D】となりました。
3	「いわて子育て応援の店」の延べ協賛店舗数(累計)	1,651店舗	1,766店舗	1,845店舗	1,933店舗	1,910店舗	A
具体的な推進方策(工程表)							
指標名							
4	結婚サポートセンターの会員数	460人	996人	1,105人	934人	1,150人	B
5	結婚支援事業を実施している市町村数	24市町村	28市町村	30市町村	30市町村	30市町村	A
6	両親学級への父親の参加数(累計)	6,140人	7,240人	8,322人	9,418人	9,000人	A
7	周産期医療情報ネットワークへの参加割合(市町村及び分娩取扱等医療機関)	98.6%	97.3%	98.7%	98.7%	100.0%	B
8	不妊治療に係る治療費の延べ助成件数(男性不妊治療を含む)	739件	601件	573件	568件	627件	D 特定不妊治療の実施件数が年々増加傾向にあるものの、国の制度改正に伴い、平成28年4月以降、妻の年齢が43歳以上の夫婦は女性の対象外となった影響が続いていることから、助成件数が年度目標値を下回り、達成度は【D】となりました。
9	いわて子育てにやさしい企業認証数(累計)	32社	40社	65社	113社	75社	A
10	ひとり親家庭等就業・自立支援センターの利用による就職者数	40人	41人	39人	39人	43人	B
11	保育所における処遇改善実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.0%	A
12	放課後児童クラブの設置数(累計)	313箇所	323箇所	342箇所	351箇所	326箇所	A
13	移動児童館の実施市町村数(累計)	10市町村	19市町村	26市町村	33市町村	33市町村	A
14	発達障がい児等の支援者を養成する研修修了者数(累計)	0人	97人	153人	118人	135人	B

他の政策項目に係る指標

[政策項目]及び指標名		実績値 (H27)	実績値 (H28)	実績値 (H29)	実績値 (H30)	計画目標 値(H30)	達成度	達成度がCまたはDとなった理由
[雇用・労働環境の整備]								
15	ジョブカフェ等のサービス提供を受けて就職決定した人数	2,353人	2,098人	2,052人	2,026人	2,000人	A	
16	セミナー等参加者数	167人	231人	274人	237人	200人	A	
[安全・安心なまちづくりの推進]								
17	自主防犯団体のうち危険箇所点検の実施等に組み入れている団体の割合(%)	59.9%	61.9%	61.5%	64.7%	72.4%	B	
[食の安全・安心の確保]								
18	食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの受講者数	1,110人	1,336人	730人	329人	500人	C	講習会の内容を見直し、食品安全という専門的なテーマに特化した結果、専門的な知識を有する講師との日程調整に不測の期間を要し、十分な周知期間が確保できなかったため、達成度は【C】となりました。
19	県内市町村における食育推進計画の策定割合	96.9%	97.0%	97.0%	100.0%	100.0%	A	
[青少年の健全育成]								
20	いわて希望塾参加者数(累計)	925人	1,044人	1,182人	1,311人	1,270人	A	
21	いわて・親子家庭フォーラム参加者数(人)	8,953人	13,592人	18,353人	24,143人	21,790人	A	
[男女共同参画の推進]								
22	男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の割合	57.5%	58.7%	62.7%	61.3%	73.4%	D	委員の選任分野の専門人材に女性が少ないなどの理由から、達成度は【D】となりました。
23	男性のためのワーク・ライフ・バランスセミナー出席者数(累計)	149人	771人	1,591人	1,923人	1,530人	A	
24	男性の男女共同参画サポーター認定者数(累計)	100人	114人	132人	150人	135人	A	
[家庭・地域との協働による学校経営の推進]								
25	防災教育(【そなえる】)の授業実践に取り組んだ学校の割合	97.2%	99.1%	100.0%	100.0%	100.0%	A	
[特別支援教育の充実]								
26	特別な支援を必要とする児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合	79.0%	89.0%	92.0%	100.0%	100.0%	A	
27	特別支援教育に関する研修を受講した幼稚園、小・中学校の教員の割合	89.0%	93.0%	100.0%	100.0%	100.0%	A	
[安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備]								
28	通学路(小学校)における歩道設置率	75.1%	75.4%	75.5%	75.7%	75.6%	A	

## いわて子どもプランの構成及び今後の進め方について

### 1 次期いわて子どもプラン策定の趣旨

現行のいわて子どもプランの計画期間を令和元年度までとしていることから、いわて県民計画（2019～2028）や、昨年度実施した「子どもの生活実態調査」の結果等を踏まえ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする次期いわて子どもプランを策定するもの。

### 2 次期いわて子どもプラン策定に向けての主な観点等

- (1) いわての子どもを健やかに育む条例の施行後、初めて策定する計画であり、当該条例に規定する「基本理念」や「子ども・子育て支援に関する基本的施策」に沿った構成として策定すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく岩手県行動計画として位置付けるもの。
- (3) 県の子ども・子育て支援に関する個別計画（①岩手県ひとり親家庭等自立促進計画、②岩手県子ども・子育て支援事業支援計画、③いわての子どもの貧困対策推進計画、④岩手県社会的養育推進計画、⑤児童虐待防止アクションプラン）のマスタープランとして位置付けること。
- (4) 昨年度実施した「子どもの生活実態調査」の結果等を踏まえた施策を盛り込むもの。
- (5) いわて県民計画（2019～2028）の長期ビジョン、復興推進プラン及び政策推進プランにおける基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくこと。

### 3 策定に向けた取組等

- (1) 今年度、子ども・子育て会議（会長：岩手県立大学 遠山 宜哉 教授）を4回開催し、次期いわて子どもプランに盛り込む施策の内容等について、議論をしてきたところ。
- (2) 同会議の貧困対策推進計画部会において、「子どもの生活実態調査」について、調査結果の詳細な分析を行い、より実効性の高い県の施策の検討を行うべきとの意見を頂いたところ。  
このため、同部会の意見を踏まえ、最終報告書の取りまとめに向けて調査結果の詳細な分析を行うこととしたこと。
- (3) いわて県民計画（2019～2028）の長期ビジョン、復興推進プラン及び政策推進プランにおける基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ一体的に推進していくことや、子ども・子育て支援に関する個別計画との関係性をわかりやすくするため、プランの構成を全体的に見直すこととしたこと。
- (4) 次期いわて子どもプランについては、「子どもの生活実態調査」最終報告書の内容を踏まえた内容とすること、また、いわての子どもを健やかに育む条例に基づく基本計画であり、策定に当たり県議会の承認が必要であること。

### 4 今後の進め方について

- 1月20日 第5回子ども・子育て会議（いわて子どもプラン（2020～2024）中間案に係る意見聴取）
- 2月以降 県議会に計画策定の報告  
子どもの生活実態調査最終報告書の取りまとめ  
パブリックコメント実施、地域説明会開催  
子ども・子育て会議（いわて子どもプラン（2020～2024）最終案に係る意見聴取）  
県議会に承認議案の提出、審議

# ～いわて子どもプラン(2020～2024)(中間案)の概要～

資料7-1

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

この計画は、いわての子どもを健やかに育む条例第11条に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として策定するものです。

本計画の策定に当たっては、条例第3条の基本理念を基本的な考え方としています。

### 2 基本理念(条例第3条)

(1) 子ども・子育て支援は、子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。

(2) 子ども・子育て支援は、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行われなければならない。

(3) 子ども・子育て支援は、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

### 3 計画期間

2020年度から2024年度までの5年間

### 4 いわて県民計画(2019～2028)との関係

いわて県民計画(2019～2028)「長期ビジョン」、第1期アクションプラン「復興推進プラン」、「政策推進プラン」等における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進します。

(いわて県民計画(2019～2028)の政策の体系における「家族・子育て」分野をはじめ、各政策分野の子ども・子育て支援施策を条例に基づいて横断的に推進。)

## 第2章 本県の子どもと家庭をめぐる現状と課題

### 1 少子化が進行

平成30年の合計特殊出生率は、1.41と依然として低い水準にとどまっています。

### 2 未婚化・晩婚化が進行

平成27年の本県の50歳時未婚率は、男性が26.16%、女性が13.07%となっています。平均初婚年齢も上昇しているなど未婚化、晩婚化が一層進んでいます。

### 3 安心して出産できる環境の整備が必要

リスクの高い妊婦の増加や分娩を取り扱う医療機関が減少する中で、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、相談支援につなげるなど、安心して出産できる環境の整備が必要です。

### 4 養育者の育児不安が増加

世帯当たり人員数の減少が続いており、家庭養育機能の脆弱化や子育ての孤立化などにより、養育者の育児不安が増加しています。

### 5 仕事と子育ての両立に向けた更なる環境整備が必要

保育所等入所待機児童が発生しており、保育所等の利用定員の拡大が必要です。また、多様な保育サービスの充実、仕事と子育ての両立に向けた更なる環境整備が必要です。

### 6 ひとり親家庭の支援の充実が必要

ひとり親世帯では、低所得世帯が依然として多く、公的支援施策が十分に活用されていないため、就労支援、教育支援等の充実とともに、包括的な相談支援体制の構築が必要です。

### 7 子どもの貧困対策の推進が必要

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されないよう、保護者への職業生活の安定等に資するための就労支援の充実、教育の支援の確実な実施、相談支援の強化が必要です。

### 8 自己肯定感をもつ児童生徒の割合等を更に高めていくことが必要

児童生徒を対象にした意識調査によると、自己肯定感を持つ児童生徒や、いじめはいけないことだと思う児童生徒の割合が増加しており、こうした傾向を更に高めていく必要があります。

### 9 児童虐待対応件数が増加

児童虐待相談が増加していることから、児童相談所の体制強化のほか、児童虐待のない地域づくりに向け、地域全体で児童虐待防止の取組を推進することが必要です。

### 10 要保護児童数が増加

要保護児童数が増加しており、家庭的環境での養育を促進するため、里親委託の推進や児童養護施設等の環境改善・施設を退所した子どもに対する進学や就労等の支援が必要です。

### 11 東日本大震災津波による遺児・孤児への支援が必要

東日本大震災津波による孤児・遺児の人数は発災当時で584人であり、令和元年5月現在、未だその半数近くが成人に達していないことから、引き続き、被災した孤児・遺児が安心して学び、成長していくための支援が必要です。

## 第3章 目指す姿及び推進する施策

### 1 目指す姿

第2章における現状と課題を踏まえ、この計画に基づく施策の実施を通じて目指す姿を次のとおり位置づけ、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主、県民が参加・連携・協力し、その実現に向けて取り組んでいきます。

#### <目指す姿>

社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、誰もが子どもを健やかに育みやすいと実感できるいわて

### 2 目指す姿指標

本計画は、いわて県民計画(2019～2028)における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくこととしていることから、いわて県民計画(2019～2028)長期ビジョンの「家族・子育て」の政策分野における主要な指標を目指す姿指標として設定します。

- ① 合計特殊出生率
- ② 男性の家事時間割合
- ③ 総実労働時間

### 3 推進する施策 (具体の取組は次ページのとおり。)

#### (1) 子どもの健やかな成長を支援する

地域における体験活動及び交流活動を促進するとともに、生きる力を育むための教育環境及び保護を要する子どもの養育環境の整備の促進等に取り組みます。

#### (2) 子育て家庭を支援する

子ども・子育て支援機関等が行う子ども・子育て支援の活用及び職業生活と家庭生活との両立のために必要な職場環境の整備を促進するとともに、子育てに関する相談体制及び保育サービスの充実等に取り組みます。

#### (3) 子どもを生み、育てようとする者を支援する

多様な機会を通じた結婚、出産、子育て等に関する情報の提供により家庭や子育ての大切さについて理解の促進を図るとともに、経済的に自立した生活を営むための就労の支援の推進等に取り組みます。

#### (4) 東日本大震災津波からの復興を推進する

いわて県民計画(2019～2028)の「長期ビジョン」第4章「復興推進の基本方向」に基づき、個人の尊厳を基本価値とし「誰一人として取り残さない」という理念のもと、被災した子どもや家庭への心のケアや、要保護児童への支援など、三陸のより

## 第4章 計画推進に向けて

### 1 計画の推進のための役割

条例に基づく、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民の役割を整理

### 2 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、「岩手県子ども・子育て会議」等の場を通じて県民の意向を反映させるとともに、国や市町村、関係団体等との緊密な連携を図ります。

### 3 施策の実施状況の公表と計画の見直し

計画の実施状況については、毎年度、前年度の実施状況を取りまとめ、公表します。また、「岩手県子ども・子育て 会議」の意見や、経済・社会情勢の変化等を踏まえ、柔軟に計画内容の見直しを行います。

### 【参考】

いわて県民計画(2019～2028)における10の政策分野



### 第3章 目指す姿及び推進する施策

#### 3 推進する施策 推進する施策を構成する具体の取組

##### (1) 子どもの健やかな成長を支援する

###### ア 生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくります

- (ア) 生涯を通じた健康づくりの推進

###### イ 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります

- (ア) 子どもが健やかに成長できる環境の整備
- (イ) 子どもの貧困対策の推進(子どもの貧困対策推進計画関連施策)
- (ウ) 児童虐待防止対策の推進(児童虐待防止アクションプラン関連施策)
- (エ) 社会的養育体制の充実(社会的養育推進計画関連施策)

###### ウ 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます

- (ア) 学校・家庭・地域の連携の仕組みづくり
- (イ) 豊かな体験活動の充実

###### エ 健全で、自立した青少年を育成します

- (ア) 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりの推進
- (イ) 愛着を持てる地域づくりの推進
- (ウ) 青少年を事件・事故から守る環境づくりの推進

###### オ 【知育】児童生徒の豊かな学力を育みます

###### カ 【徳育】児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます

- (ア) 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成
- (イ) 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成

###### キ 【体育】児童生徒の豊かな体を育みます

- (ア) 健康教育の充実

###### ク 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます

- (ア) 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
- (イ) 特別支援教育の多様なニーズへの対応
- (ウ) 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進

###### ケ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります

- (ア) いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対応
- (イ) 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進

###### コ 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備を進めます

- (ア) 安心して学べる環境の整備
- (イ) 目標達成型の学校経営の推進

###### サ 地域に貢献する人材を育てます

- (ア) 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進
- (イ) キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成

###### シ つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます

- (ア) 地域コミュニティを基盤とした防災体制づくり

###### ス 自助、共助、公助による防災体制をつくります

- (ア) 県民への正しい防災知識の普及と防災意識の向上(自助)
- (イ) 地域コミュニティにおける防災体制の強化(共助)
- (ウ) 実効的な防災・減災体制の整備(公助)

###### セ 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます

- (ア) 地域ぐるみでの防犯意識の高揚に向けた取組の推進
- (イ) 犯罪被害者を支える社会づくりの推進
- (ウ) 少年の非行防止と保護対策の推進
- (エ) 交通事故抑止対策の推進

###### ソ 食の安全・安心を確保し、地域に根ざした食育を進めます

- (ア) 地域に根ざした食育と食を楽しむ環境づくりの推進

###### タ 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます

##### (2) 子育て家庭を支援する

###### ア 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します

- (ア) 質の高い医療が受けられる体制の整備

###### イ 住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります

- (ア) 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進

###### ウ 生涯を通じて学び続けられる場をつくります

- (ア) 多様な学習機会の充実

###### エ 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります

- (ア) 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進
- (イ) 子育て家庭への支援
- (ウ) 多様な保育サービスの充実(子ども子育て支援事業支援計画関連施策)
- (エ) ひとり親家庭の自立の支援(ひとり親家庭等自立促進計画関連施策)
- (オ) 障がい児の療育支援体制の充実
- (カ) 家庭教育を支える環境づくりの推進

###### オ 仕事と生活を両立できる環境をつくります

- (ア) 働き方改革の取組の推進

###### カ 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります

- (ア) 快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり
- (イ) 快適で魅力あるまちづくりの推進

###### キ 地域の暮らしを支える公共交通を守ります

- (ア) 地域公共交通の利用促進

###### ク つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます

- (ア) 持続可能な地域コミュニティづくり

###### ケ ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくります

- (ア) 雇用・労働環境の整備の促進

###### コ 性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会をつくります

- (ア) 多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

##### (3) 子どもを生み、育てようとする者を支援する

###### ア 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります

- (ア) 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進
- (イ) 安全・安心な出産環境の整備

###### イ ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくります

- (ア) 県内就業の促進及びU・Iターンによる人材確保の推進
- (イ) 女性・若者・障がい者などへの職業能力開発の支援

##### (4) 東日本大震災津波からの復興を推進する

###### ア 健康の維持、増進を図るとともに、要保護児童を支援します

- (ア) 被災者のこころのケアの推進
- (イ) 要保護児童への支援

###### イ きめ細かな学校教育を実践するとともに、教育環境の整備・充実を図ります

- (ア) 安心して学べる環境の整備

# 子ども・子育て支援に係る主要な5計画の概要

## いわて子どもプラン(2020~2024)

### 1 計画の基本的な考え方

- (1) 策定の趣旨  
いわての子どもを健やかに育む条例第11条に基づき、子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として、県議会の議決を経て策定
- (2) 計画期間  
令和2年度～令和6年度
- (3) いわて県民計画(2019~2028)との関係  
いわて県民計画(2019~2028)の政策の体系における「家族・子育て」分野をはじめ、各政策分野の子ども・子育て支援施策を条例に基づいて横断的に推進する。



### 2 計画のポイント

- (1) 目指す姿  
条例に基づき、この計画により目指す姿を次のとおりとする。  
【目指す姿】  
社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、誰もが子どもを健やかに育みやすいと実感できるいわて
- (2) 施策の体系  
条例に基づき、推進する施策を次の4本に整理し、その下に、いわて県民計画(2019~2028)の政策の体系(「家族・子育て」など10分野)に準じて具体的な施策を整理し、いわて県民計画(2019~2028)と一体的に推進する。
  - ① 子どもの健やかな成長を支援する
  - ② 子育て家庭を支援する
  - ③ 子どもを生み、育てようとする者を支援する
  - ④ 東日本大震災津波からの復興を推進する

### (3) 子ども・子育て支援に係る主要な計画の取扱い

- いわて子どもプラン(2020~2024)は、次の5本の計画のマスタープランと位置づけ、各計画に係る主要な柱となる施策を盛り込む。
- ① 岩手県子ども子育て支援事業支援計画(2020~2024)
  - ② 子どもの貧困対策推進計画「子どもの幸せ応援計画」(仮称)
  - ③ 岩手県ひとり親家庭等自立促進計画(2020~2024)
  - ④ 岩手県社会的養育推進計画(2020~2029)
  - ⑤ 岩手県児童虐待防止アクションプラン

## 岩手県子ども子育て支援事業支援計画(2020~2024)

- 1 策定の趣旨  
子ども・子育て支援法第62条に基づき、国の基本方針に即して保育所の利用定員の確保等について定める。
- 2 計画期間  
令和2年度～令和6年度

- 3 計画のポイント  
市町村と連携し、保育の量を確保するため、利用定員の確保数(見込)を定め、そのための取組を策定するもの。

(1) 保育所等の利用定員の確保数 (単位:人)

	R2	R3	R4	R5	R6
利用見込者数①	34,019	33,349	32,729	32,110	31,632
保育所等定員②	33,865	34,043	34,084	34,117	34,139
②-①	△ 154	694	1,355	2,007	2,507

- (2) 保育所の利用定員の確保に向けた取組
  - ア 施設整備  
施設整備に要する経費の一部を補助
  - イ 保育士等の確保  
・ 潜在保育士と保育所のマッチング支援の実施  
・ 保育士修学資金貸付の実施  
・ 保育士の給与等の処遇改善の実施

## 子どもの貧困対策推進計画「子どもの幸せ応援計画」(仮称)

- 1 策定の趣旨  
子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づき、国の大綱を勘案して、子どもの貧困対策に係る施策について定める。
- 2 計画期間  
令和2年度～令和6年度

- 3 計画のポイント  
国・市町村・民間と幅広く連携し、子どもの貧困対策を推進するため、教育、生活、就労、経済的支援等の方策を定めるもの。

- (1) 推進方策
  - ア 教育の支援  
イ 生活の安定に資するための支援  
ウ 保護者に対する就業生活の安定と向上に資するための就労の支援  
エ 経済的支援  
オ 被災児童に対する支援

- (2) 子どもの生活実態調査を踏まえた重点的な取組
  - ・ ひとり親家庭等を支援する関係機関等の連携による包括的な相談支援体制の構築と併走型の相談支援の推進
  - ・ 医療費現物支給の拡大に向けた市町村との協議
  - ・ 子ども食堂など、「子どもの居場所」づくりの推進

## 子どもの生活実態調査結果を反映

## 岩手県ひとり親家庭等自立促進計画(2020~2024)

- 1 策定の趣旨  
母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づき、国の基本方針に即して、ひとり親家庭等の親の自立とその子どもたちの健やかな成長に向けた支援の取組について定める。
- 2 計画期間  
令和2年度～令和6年度

- 3 計画のポイント  
国・市町村・民間と幅広く連携し、ひとり親家庭等の自立を促進するため、相談、就業、生活、養育費、経済的支援等の方策を定めるもの。
- (1) 推進方策
    - ア 相談機能の充実  
イ 就業支援対策の充実  
ウ 子育て支援・生活環境の整備、子どもへの支援の充実  
エ 養育費確保の促進  
オ 経済的支援の充実  
カ 被災遺児孤児の家庭の支援の充実

- (2) 子どもの生活実態調査を踏まえた重点的な取組
  - ・ ひとり親家庭等を支援する関係機関等の連携による包括的な相談支援体制の構築と併走型の相談支援の推進(再掲)
  - ・ 養育費相談員の相談時間の柔軟な運用などによる相談対応の充実

## 岩手県社会的養育推進計画(2020~2029)

- 1 策定の趣旨  
国の通知に基づき、社会的養護を必要とする子どもたちが、家庭的環境のもとで養育されるための取組や、自立に向けた支援の取組などを推進するための施策について定める。
- 2 計画期間  
令和2年度～令和11年度  
前期: 令和2年度～令和6年度  
後期: 令和7年度～令和11年度

- 3 計画のポイント  
里親や児童養護施設等と連携し、里親委託と施設の小規模化等を推進するための方策を定めるもの。

(1) 代替養育を要する子どもの見込数・里親委託率等

H30(現状)	計画	R6(前期)		R11(後期)	
		見込(①=②+③)	見込(①=②+③)	見込(②)	見込(③)
要保護児童数	354人	478人	175人	250人	266人
里親委託児童数(②)	79人	175人	303人	266人	
施設入所児童数(③)	275人	303人	266人		
里親委託率(②/①×100)	22.3%	36.6%	48.4%		

- (2) 家庭的養育推進の取組
  - ・ 里親のリクルートや支援の取組の拡充
  - ・ 施設の小規模化等に向け、多様な役割や専門性を求められる施設職員の確保と育成に向けた取組を支援

## 岩手県児童虐待防止アクションプラン

- 現行計画 平成28年度～令和2年度  
次期計画 令和3年度～令和7年度

# いわて子どもプラン（2020～2024） （中間案）

令和 2 年 1 月  
岩 手 県

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け・性格	1
（1）基本的な考え方	1
（2）次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画としての位置付け	1
（3）いわて県民計画（2019～2028）との関係	1
2 計画期間	2
3 計画の構成	2

## 第2章 本県の子どもと家庭をめぐる現状と課題

1 少子化の動向	3
（1）合計特殊出生率の状況	3
（2）出生数の状況	3
（3）子どもの数の状況	4
（4）理想の子どもの数等の状況	4
2 結婚を取り巻く環境	5
（1）未婚率、50歳時未婚率の状況	5
（2）婚姻件数、婚姻率の状況	6
（3）平均初婚年齢の状況	6
（4）結婚の意思を持つ未婚者の状況	7
（5）結婚していない理由の状況	7
（6）未婚者が規模するライフコースの状況	8
3 子育て家庭の状況	9
（1）世帯当たり人員数の状況	9
（2）働く女性の状況	9
（3）出産年齢の状況	10
（4）分娩を取扱う医療機関の状況	10
（5）保育所等入所待機児童数の状況	10
（6）一般事業主行動計画の策定の状況	11
（7）ひとり親家庭の状況	11
（8）「岩手県子どもの生活実態調査（平成30年度実施）」の結果	12
（9）自己肯定感を持つ児童生徒等の状況	15
4 要保護児童等の状況	16
（1）児童虐待の対応状況	16
（2）要保護児童数・里親委託率の状況	16
5 東日本大震災津波の発生による子どもを取り巻く状況	17
（1）被災による遺児・孤児の状況	17
6 本県の子どもと家庭をめぐる課題	18

### 第3章 目指す姿及び推進する施策

1	目指す姿	20
2	目指す姿指標	20
3	推進する施策	21
(1)	子どもの健やかな成長を支援する	24
ア	生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくります	24
(ア)	生涯を通じた健康づくりの推進	24
イ	安心して子どもを生み育てられる環境をつくります	25
(ア)	子どもが健やかに成長できる環境の整備	25
(イ)	子どもの貧困対策の推進	25
(ウ)	児童虐待防止対策の推進	29
(エ)	社会的養育体制の充実	32
ウ	地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます	35
(ア)	学校・家庭・地域の連携の仕組みづくり	35
(イ)	豊かな体験活動の充実	36
エ	健全で、自立した青少年を育成します	37
(ア)	個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりの推進	37
(イ)	愛着を持てる地域づくりの推進	37
(ウ)	青少年を事件・事故から守る環境づくりの推進	38
オ	【知育】児童生徒の豊かな学力を育みます	40
(ア)	これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成	40
カ	【徳育】児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます	42
(ア)	自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成	42
(イ)	学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成	42
キ	【体育】児童生徒の豊かな体を育みます	44
(ア)	健康教育の充実	44
ク	共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます	46
(ア)	就学前から卒業後までの一貫した支援の充実	46
(イ)	特別支援教育の多様なニーズへの対応	46
(ウ)	県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進	46
ケ	いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくり ます	48
(ア)	いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処	48
(イ)	児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進	48
コ	児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備を進めます	49
(ア)	安心して学べる環境の整備	49
(イ)	目標達成型の学校経営の推進	49
サ	地域に貢献する人材を育てます	50
(ア)	郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進	50

(イ) キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成	50
シ つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます	51
(ア) 地域コミュニティを基盤とした防災体制づくり	51
ス 自助、共助、公助による防災体制をつくります	52
(ア) 県民への正しい防災知識の普及と防災意識の向上(自助)	52
(イ) 地域コミュニティにおける防災体制の強化(共助)	52
(ウ) 実効的な防災・減災体制の整備(公助)	52
セ 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます	53
(ア) 地域ぐるみでの防犯意識の高揚に向けた取組の推進	53
(イ) 犯罪被害者を支える社会づくりの推進	54
(ウ) 少年の非行防止と保護対策の推進	55
(エ) 交通事故抑止対策の推進	55
ソ 食の安全・安心を確保し、地域に根ざした食育を進めます	56
(ア) 地域に根ざした食育と食を楽しむ環境づくりの推進	56
タ 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます	57
(ア) 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進	57
<b>(2) 子育て家庭を支援する</b>	<b>58</b>
ア 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します	58
(ア) 質の高い医療が受けられる体制の整備	58
イ 住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります	59
(ア) 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進	59
ウ 生涯を通じて学び続けられる場をつくります	60
(ア) 多様な学習機会の充実	60
エ 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります	61
(ア) 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進	61
(イ) 子育て家庭への支援	61
(ウ) 多様な保育サービスの充実	65
(エ) ひとり親家庭の自立の支援	69
(オ) 障がい児の療育支援体制の充実	72
(カ) 家庭教育を支える環境づくりの推進	74
オ 仕事と生活を両立できる環境をつくります	76
(ア) 働き方改革の取組の推進	76
カ 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります	77
(ア) 快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり	77
(イ) 快適で魅力あるまちづくりの推進	77
キ 地域の暮らしを支える公共交通を守ります	78
(ア) 地域公共交通の利用促進	78
ク つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます	79
(ア) 持続可能な地域コミュニティづくり	79
ケ ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、一人ひとりの能力を発揮で きる環境をつくります	80

(ア) 雇用・労働環境の整備の促進	80
コ 性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会をつくれます	81
(ア) 多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備	81
<b>(3) 子どもを生み、育てようとする者を支援する</b>	82
ア 安心して子どもを生み育てられる環境をつくれます	82
(ア) 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進	82
(イ) 安全・安心な出産環境の整備	83
イ ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくれます	86
(ア) 県内就業の促進及びU・Iターンによる人材確保の推進	86
(イ) 女性・若者・障がい者などへの職業能力開発の支援	86
<b>(4) 東日本大震災津波からの復興を推進する</b>	88
ア 健康の維持、増進を図るとともに、要保護児童を支援します	88
(ア) 被災者のこころのケアの推進	88
(イ) 要保護児童への支援	88
イ きめ細かな学校教育を実践するとともに、教育環境の整備・充実を図ります	90
(ア) 安心して学べる環境の整備	90

#### 第4章 計画推進に向けて

<b>1 計画推進のための役割</b>	91
(1) 保護者	91
(2) 子ども・子育て支援機関等	91
(3) 事業主	91
(4) 県民	91
<b>2 計画の推進体制</b>	91
<b>3 施策の実施状況の公表と計画の見直し</b>	91

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の位置付け・性格

#### (1) 基本的な考え方

この計画は、いわての子どもを健やかに育む条例（平成27年岩手県条例第30号。以下「条例」という。）第11条に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として策定するものです。

本計画の策定に当たっては、条例第3条の基本理念を基本的な考え方としています。

#### 条例の基本理念

第3条 子ども・子育て支援は、子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援は、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行われなければならない。

3 子ども・子育て支援は、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

#### (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画としての位置付け

本計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条に規定する都道府県行動計画としての位置付けも有するものです。

#### (3) いわて県民計画（2019～2028）との関係

本計画は、いわて県民計画（2019～2028）の「長期ビジョン」及び第1期アクションプラン「政策推進プラン」、「復興推進プラン」等における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくものです。

また、本計画は、いわて県民計画（2019～2028）の政策の体系における「家族・子育て」分野をはじめ、各政策分野の子ども・子育て支援に関する施策を、条例（第9条）に基づき、横断的に進めるものです。

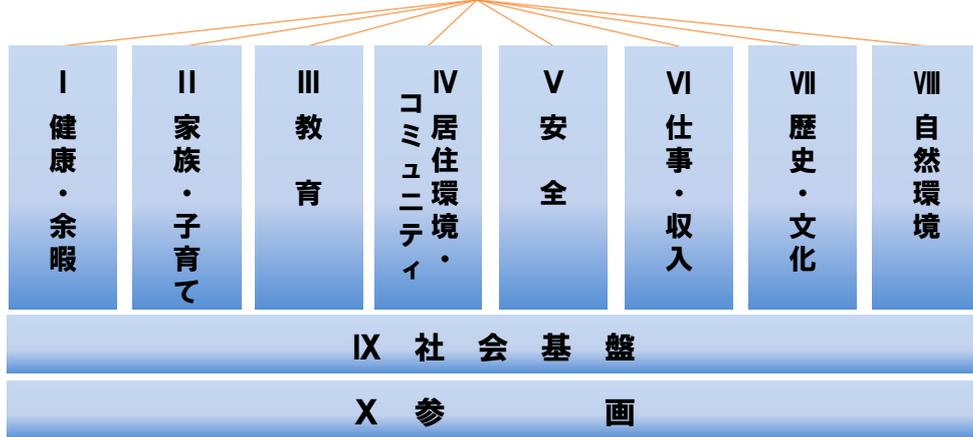
<参考：いわて県民計画（2019～2028）—長期ビジョン—>

# いわて県民計画（2019～2028）の政策の体系

## 〔長期ビジョン〕

### ■ 基本目標

東日本大震災津波の経験に基づき、  
引き続き復興に取り組みながら  
お互いに**幸福**を守り育てる希望郷いわて



## 2 計画期間

2020年度から2024年度までの5年間

## 3 計画の構成

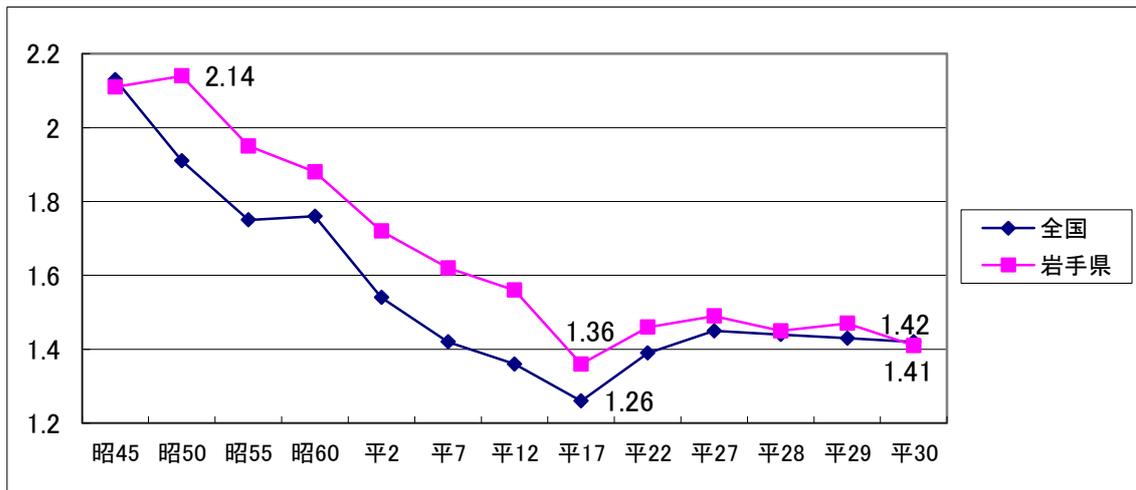
- 第1章 計画の基本的な考え方
- 第2章 本県の子どもと家庭をめぐる現状と課題
- 第3章 目指す姿及び推進する施策
- 第4章 計画推進に向けて

## 第2章 本県の子どもと家庭をめぐる現状と課題

### 1 少子化の動向

- ・ 本県の合計特殊出生率は、昭和 50 年以降低下してきましたが、近年では横ばいとなっています。
- ・ 本県の出生数は、依然として減少しており、県内人口に占める子どもの割合も一貫して減少しています。

#### (1) 合計特殊出生率の状況

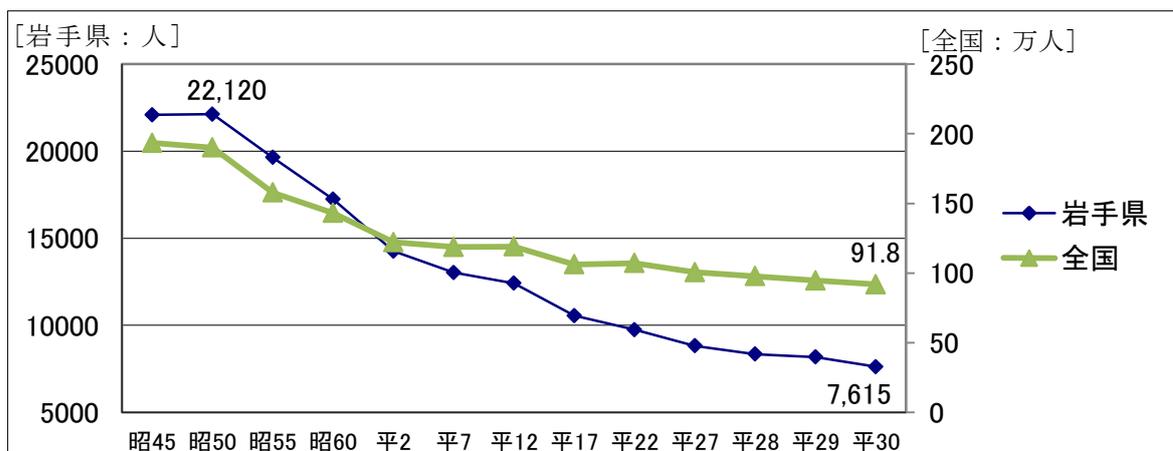


(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

全国の合計特殊出生率は昭和 50 年以降、急速に減少し、平成 17 年には 1.26 まで減少しましたが、その後は上昇に転じています。

本県においては、平成 17 年度以降、概ね横ばいで推移しています。平成 30 年は、本県の数値 (1.41) が全国値 (1.42) を下回っています。

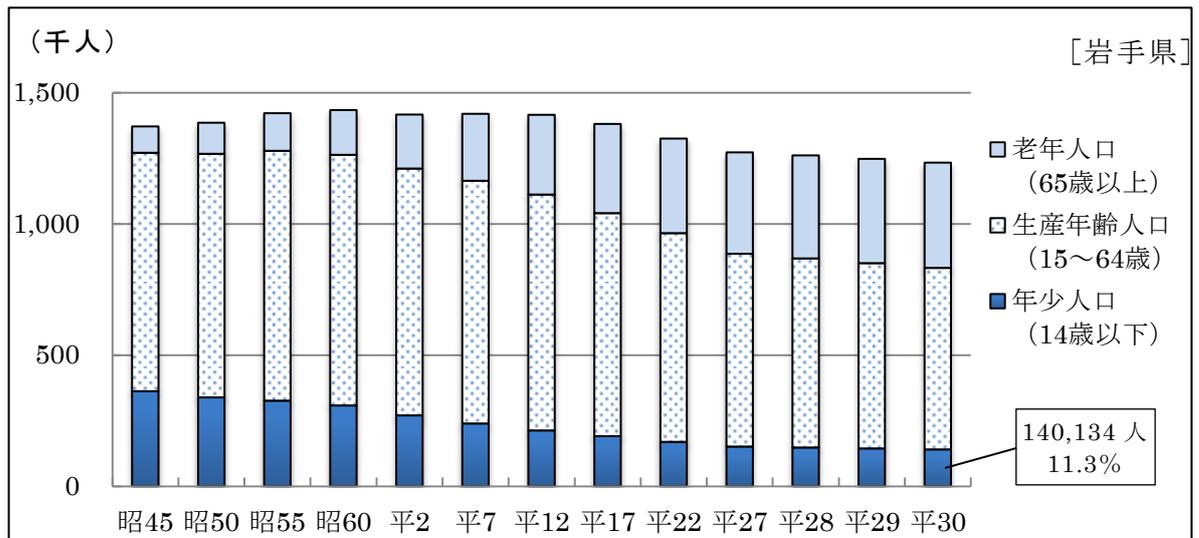
#### (2) 出生数の状況



(資料：厚生労働省「人口動態統計」、岩手県統計年鑑)

本県の出生数は、昭和 50 年には 22,120 人でしたが、平成 30 年には 7,615 人と減少しています。

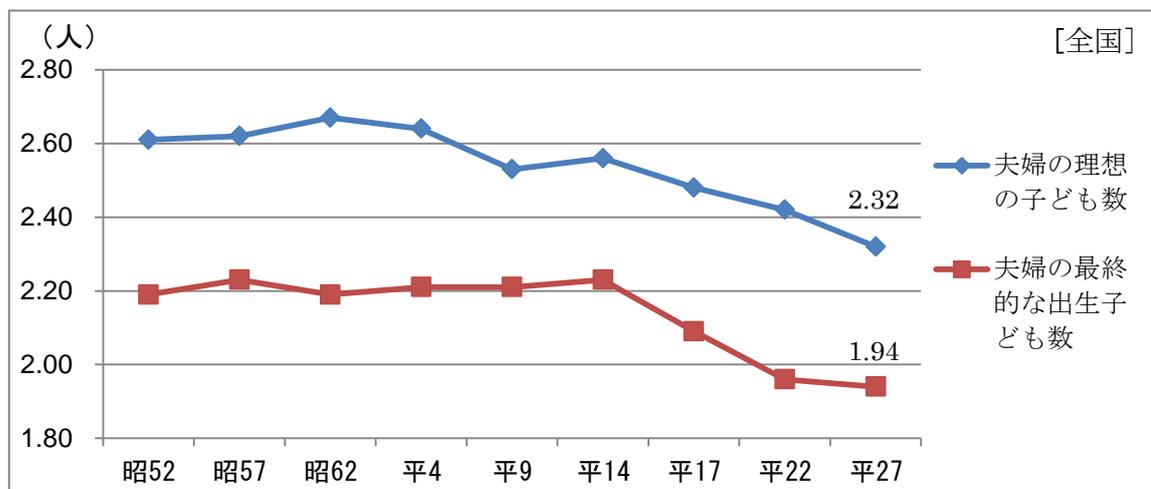
### (3) 子どもの数の状況



(資料：総務省「国勢調査」、岩手県人口移動報告年報)

本県の14歳以下の子どもの数は、平成30年には140,134人と減少しており、県内人口に占める割合も11.3%と減少しています。

### (4) 理想の子どもの数等の状況



(資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」)

全国の調査における、夫婦の理想の子ども数と最終的な出生子ども数にはギャップがあり、また、いずれの数についても平成14年以降、減少しています。

## 2 結婚を取り巻く環境

- ・ 本県の未婚率、平均初婚年齢が上昇しており、未婚化、晩婚化が進行しています。
- ・ 全国的な傾向としては、結婚相手となる異性と出会う機会の減少や不安定な若者の生活基盤などが背景としてあげられます。

### (1) 未婚率、50歳時未婚率の状況

#### ①未婚率

(単位：%)

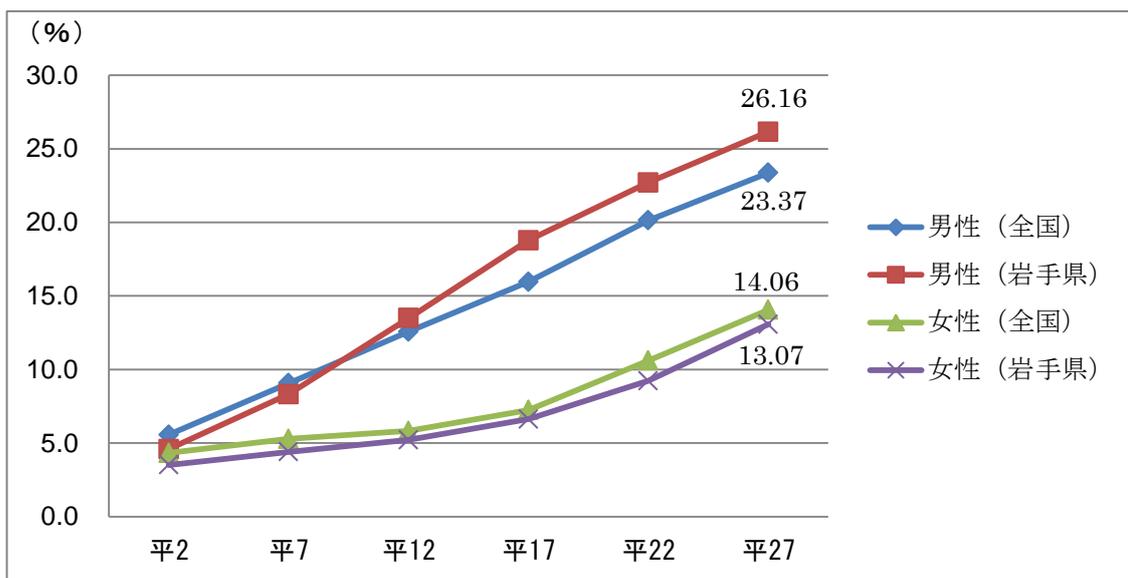
		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳	
		平22年	平27年	平22年	平27年	平22年	平27年	平22年	平27年
男性	全国	69.2	68.3	46.0	44.7	34.8	33.7	28.0	29.0
	岩手県	64.6	66.3	45.1	45.9	35.4	36.0	29.9	31.2
女性	全国	58.9	58.8	33.9	33.6	22.7	23.3	17.1	19.0
	岩手県	52.3	54.3	31.1	32.1	21.0	22.8	15.8	18.2

(資料：総務省「国勢調査」)

本県の未婚率は、男女を問わず上昇しています。

また、男性の30～44歳の未婚率が全国数値を上回っているほか、女性の未婚率の方が大きく上昇しています(1.0～2.4%)。

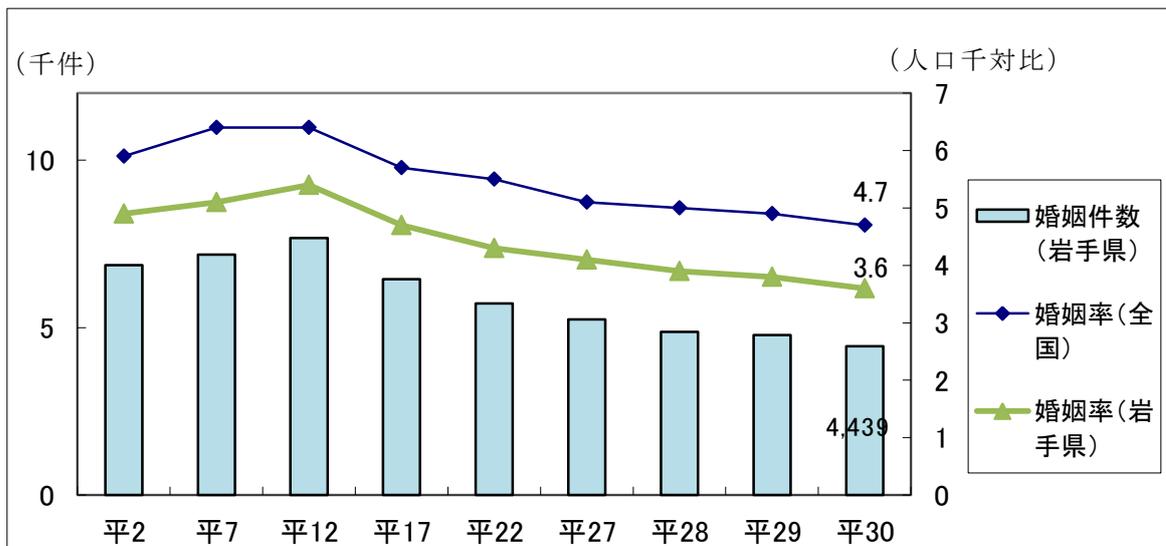
#### ②50歳時未婚率



(資料：総務省「国勢調査」)

本県の50歳時未婚率は、男女ともに全国と同様の傾向で上昇しており、また、男性については全国数値を上回っています。

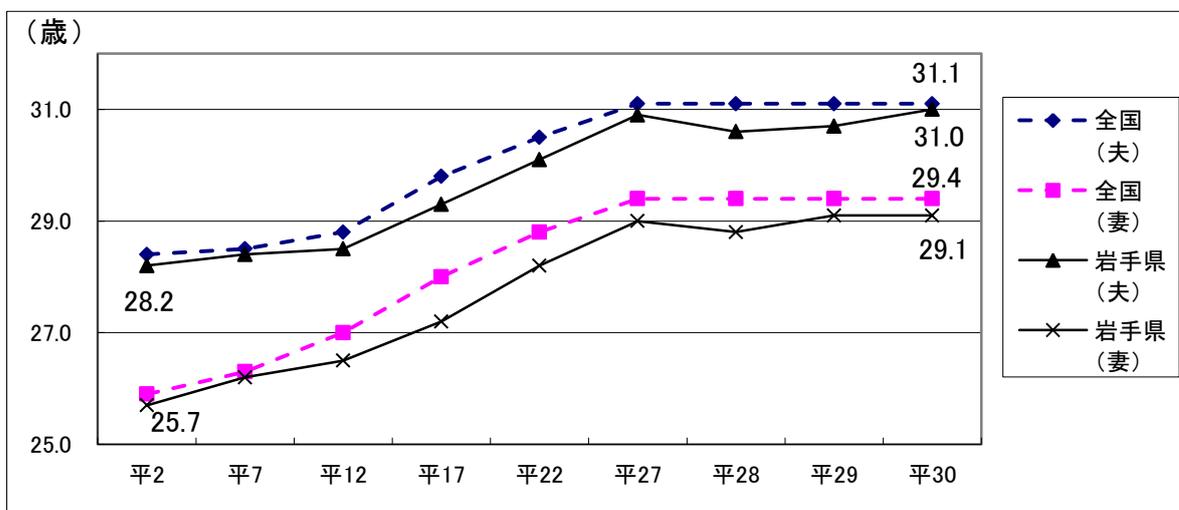
## (2) 婚姻件数、婚姻率の状況



(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

本県の婚姻件数、婚姻率（人口千人当たり割合）とも、近年は微減傾向にあります。また、婚姻率は全国値を下回っています。

## (3) 平均初婚年齢の状況

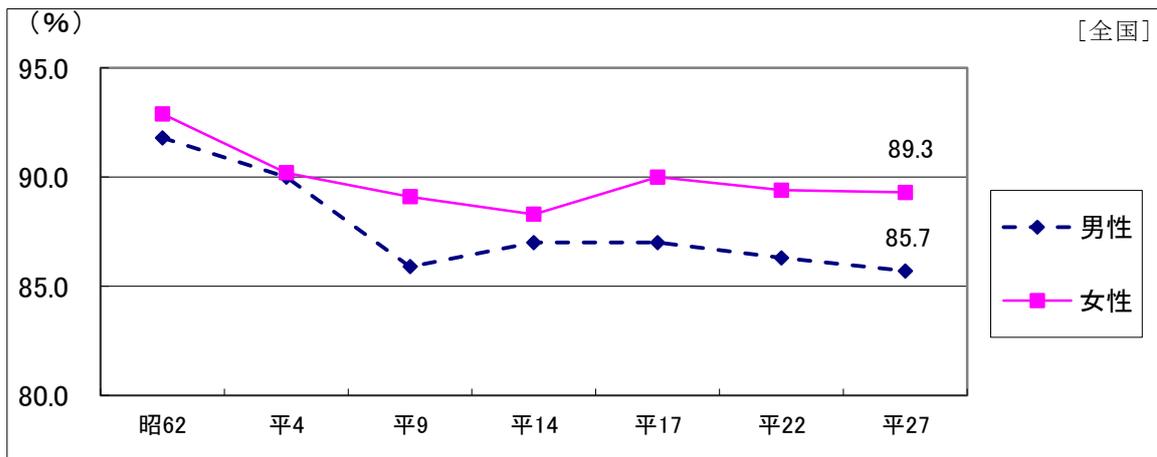


(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

平均初婚年齢は、近年は横ばい傾向となっています。

本県では、平成2年と平成30年を比較すると、夫が2.8歳、妻が3.4歳上昇しています。

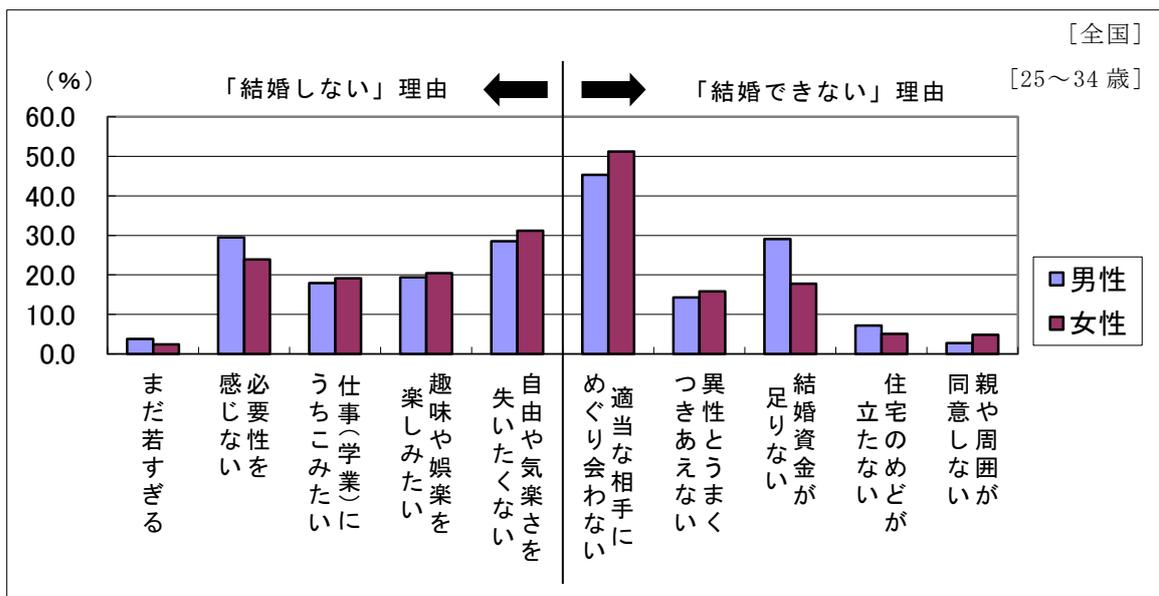
#### (4) 結婚の意思を持つ未婚者の状況



(資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」)

全国の調査における、結婚の意思を持つ未婚者は、平成14年以降、下げ止まりが見られましたが、近年は再び減少しています。

#### (5) 結婚していない理由の状況



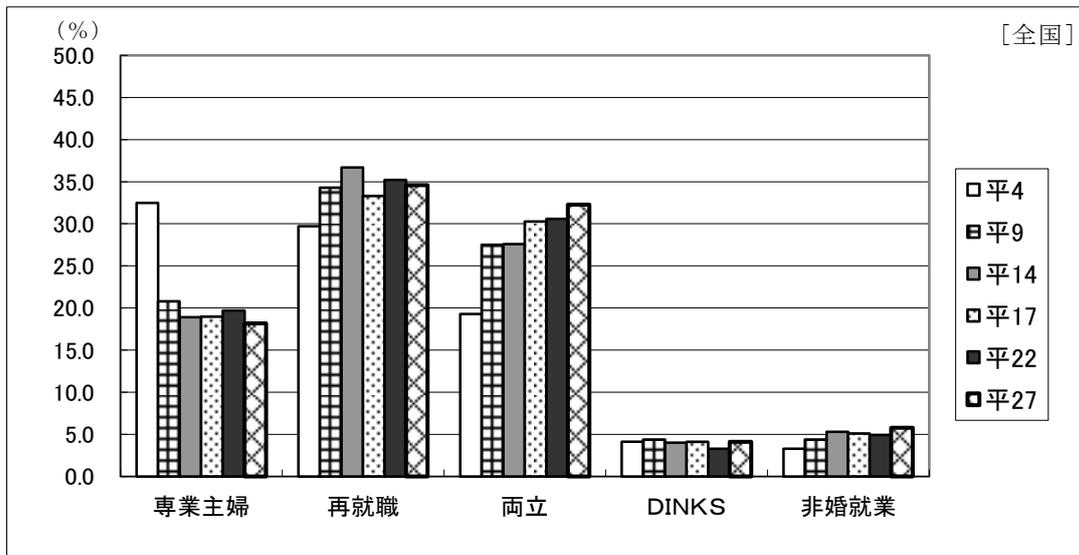
(資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」)

全国の調査における、25~34歳未婚者が独身にとどまっている理由は、「適切な相手にめぐり合わない」が最も多くなっています。

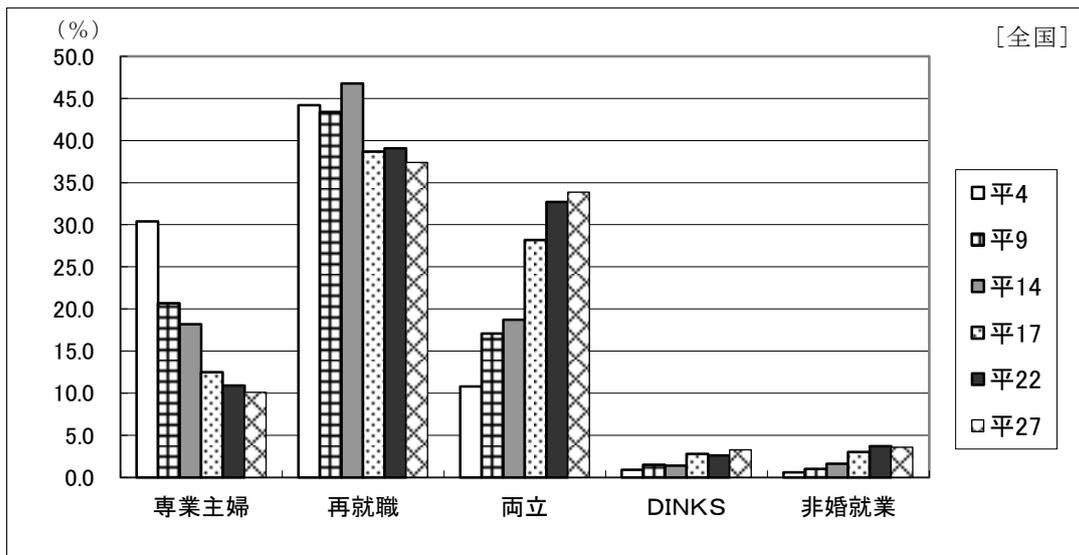
また、結婚しない理由として「必要性を感じない」、「自由や気楽さを失いたくない」といった項目が高くなっているほか、男性の結婚できない理由として「結婚資金が足りない」との項目も高くなっています。

(6) 未婚者が希望するライフコースの状況

① 未婚の女性の理想のライフコース



② 未婚の男性の理想のライフコース



【専業主婦】結婚し、家事や育児に専業する  
 【再就職】結婚し、一旦は仕事を辞めるが、再就職する  
 【両立】結婚し、家庭や子育てと仕事を両立する  
 【DINKS】結婚し、子どもは持たずに仕事を続ける  
 【非婚就業】結婚せず、仕事を続ける

(資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」)

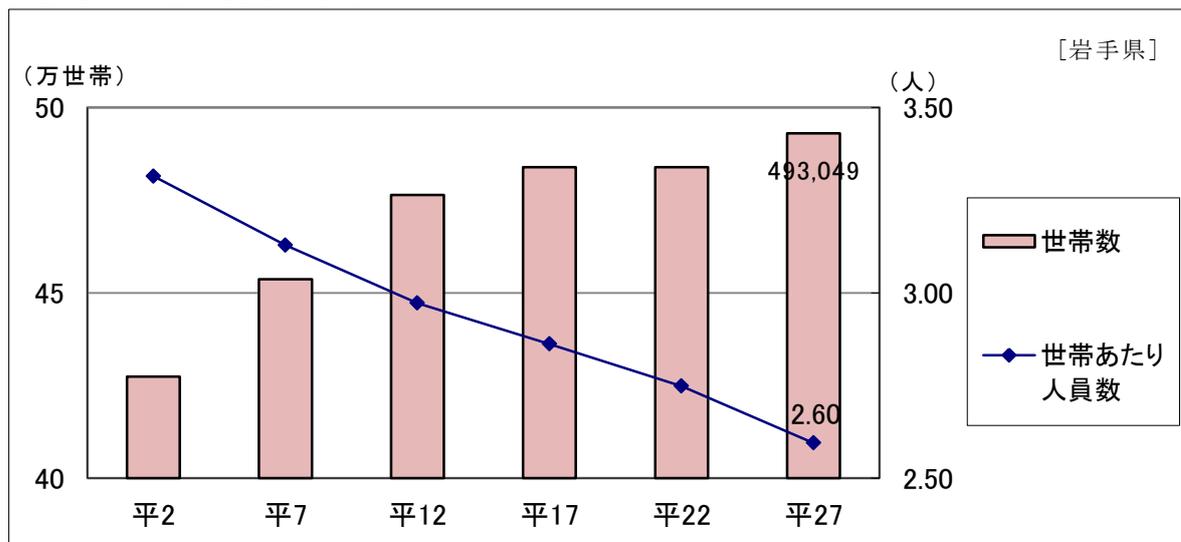
全国の調査における、未婚の女性の理想のライフコースでは、仕事と子育ての両立が増加しており、専業主婦を望む人は減少しています。

また、男性が期待する女性のライフコースをみても、仕事と子育ての両立が増加しており、専業主婦を望む人は減少しています。

### 3 子育て家庭の状況

- ・ 本県の世帯数は増加していますが、世帯人員は減少しており、核家族化が進行しています。
- ・ 働く女性の割合が増加しており、保育所等入所待機児童が発生しています。
- ・ 子どもの生活実態調査によれば、就学援助世帯では「母子世帯」が6割を占めている、「民生委員・児童委員」や「保健センターや市町村の窓口」など、公的な相談窓口が有効に活用されていないなどの実態が明らかとなっています

#### (1) 世帯当たり人員数の状況



(資料：総務省「国勢調査」)

本県の世帯数は増加していますが、世帯当たり人員数は減少しており、核家族化が進んでいます。

#### (2) 働く女性の状況

(単位：人)

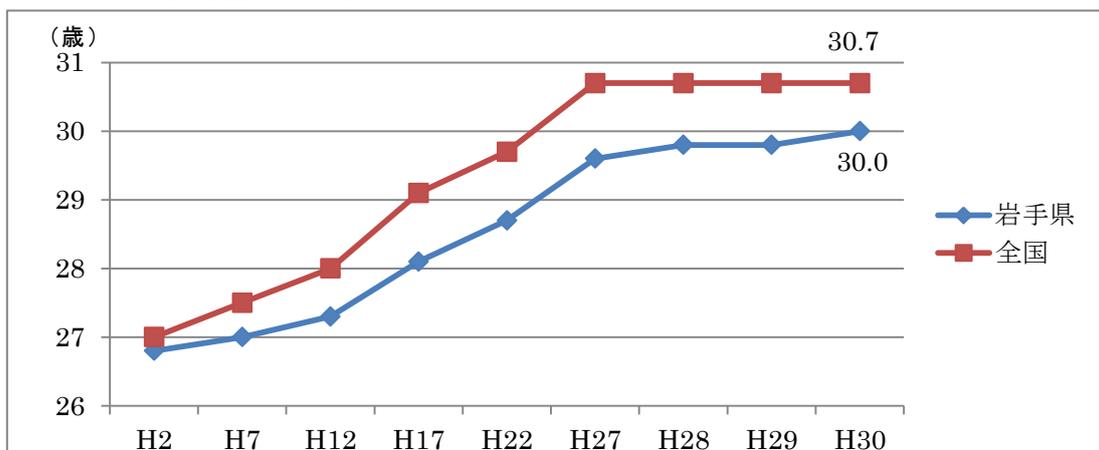
[岩手県]	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27
雇用者総数	488,882	528,990	540,204	512,099	482,904	499,851
女性雇用者数	202,516	221,962	231,155	227,429	221,108	228,321
女性雇用者の割合	41.4%	42.0%	42.8%	44.4%	45.8%	45.7%
女性生産年齢人口 (15～64歳)	481,854	469,556	451,653	425,418	396,620	361,521
女性生産年齢人口に占める 雇用者数の割合	42.0%	47.3%	51.2%	53.5%	55.7%	63.2%

(資料：総務省「国勢調査」)

本県の、雇用者総数に占める女性の割合(働く女性の割合)は、平成27年は45.7%、女性生産年齢人口に占める雇用者数の割合は、平成27年は63.2%となっており、いずれも増加しています。

### (3) 出産年齢の状況

#### 母の第1子出産平均年齢



(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

本県の、母の第1子出産平均年齢は上昇を続けており、平成30年に初めて30歳を超えています。

### (4) 分娩を取り扱う医療機関の状況

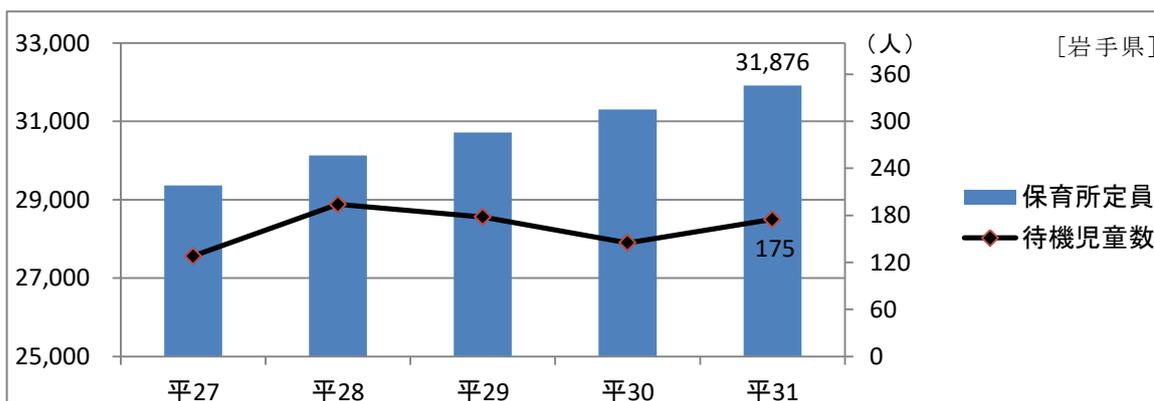
(単位：機関)

	H20	H22	H24	H26	H28	H30
病院	13	12	12	12	12	11
診療所	32	28	24	23	20	18
計	45	40	36	35	32	29

(資料：日本産婦人科医会調査 ※隔年調査)

本県の分娩を取り扱う医療機関は、病院、診療所ともに減少を続けています。

### (5) 保育所等入所待機児童数の状況



(資料：子ども子育て支援課調)

本県の、保育所等の定員は増加しているものの、保育所等入所待機児童（4月1日現在）が発生しています。

## (6) 一般事業主行動計画の策定の状況

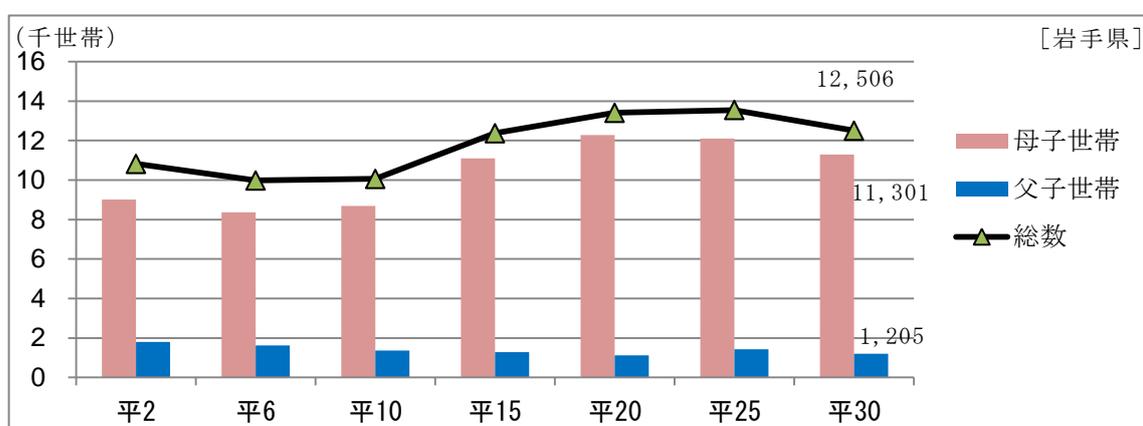
[岩手県・平成 31 年 3 月末現在]

常時雇用する労働者数	100 人以下	101～300 人	301 人以上	合 計
策定届の届出企業数	236 社	360 社	111 社	868 社
届出率	-	100%	100%	-

(資料：厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」)

次世代育成支援対策推進法に基づき、常時雇用する労働者が 101 人以上の企業においては一般事業主行動計画の策定が義務付けられており、本県では、101 人以上の企業の全てにおいて計画を策定しています。

## (7) ひとり親家庭の状況

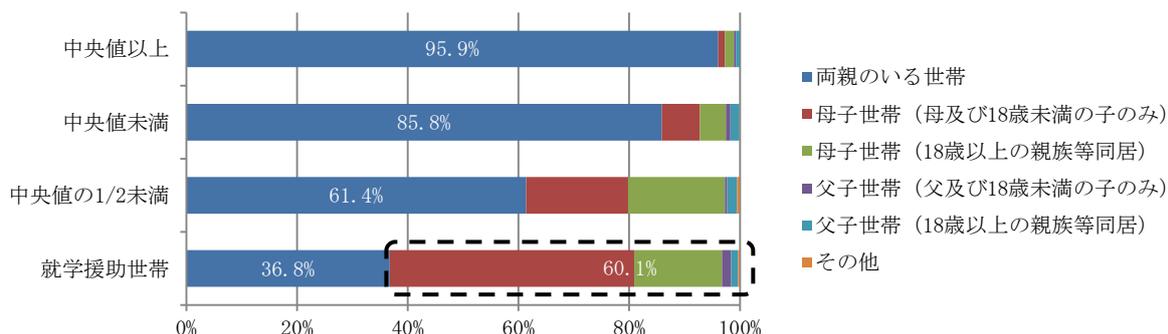


(資料：岩手県母子世帯等実態調査基礎調査)

本県の、ひとり親世帯は増加傾向にありましたが、平成 30 年は母子世帯、父子世帯、総数ともに減少しています。

## (8)「岩手県子どもの生活実態調査（平成30年度実施）（※1）」の結果（中間報告）

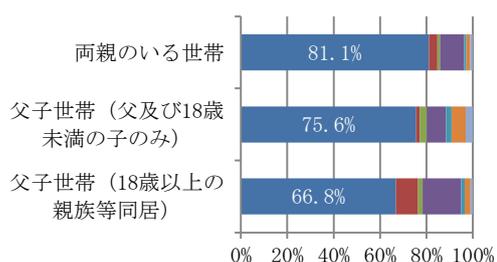
### ① 収入階層（※2）ごとの世帯構成



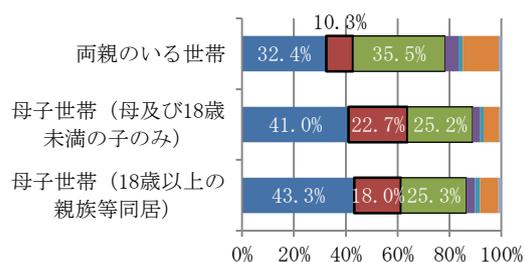
中央値以上の世帯では9割以上が「両親のいる世帯」であるのに対し、就学援助世帯では「母子世帯」が（「母及び18歳未満の子のみ」、「18歳以上の親族等同居」合わせて）6割を占めています。

### ② 親の就労状況

#### 【父親の就労状況】



#### 【母親の就労状況】



父親に比較し、母親では「フルタイム（正規職員）」の割合が低く、「パート・アルバイト」の割合が高くなっています。

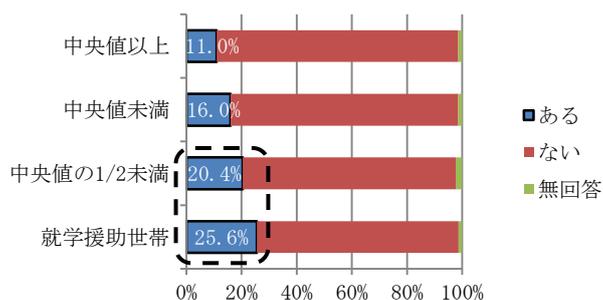
### ③ 子どもや生活に関する相談相手

	子どものしつけや発達				お金の相談・家計管理			
	中央値以上	中央値未満	中央値の1/2未満	就学援助世帯	中央値以上	中央値未満	中央値の1/2未満	就学援助世帯
自分の親や配偶者・パートナーの親	88.8%	82.6%	71.3%	67.2%	86.6%	77.8%	64.1%	56.5%
兄弟や親戚	32.2%	31.9%	27.9%	30.7%	11.9%	13.2%	14.3%	16.7%
友人、知人や同僚	54.0%	50.2%	44.2%	47.1%	8.8%	9.0%	8.8%	11.3%
民生委員・児童委員	0.5%	0.5%	0.6%	1.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
学校の先生	24.9%	21.1%	17.1%	21.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%
放課後児童クラブや児童センターの指導員	2.8%	2.3%	2.0%	4.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%
保健センターや市町村などの窓口	1.6%	1.6%	2.1%	2.7%	0.1%	0.2%	0.3%	0.8%
社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関	0.1%	0.2%	0.5%	0.6%	0.0%	0.3%	1.3%	1.6%
その他	2.5%	2.3%	3.1%	4.2%	1.9%	1.4%	2.2%	2.6%
相談できる人はいない	1.3%	2.3%	5.3%	5.9%	6.7%	11.7%	19.8%	28.1%
無回答	1.6%	2.8%	3.8%	1.9%	2.6%	5.1%	5.6%	2.6%

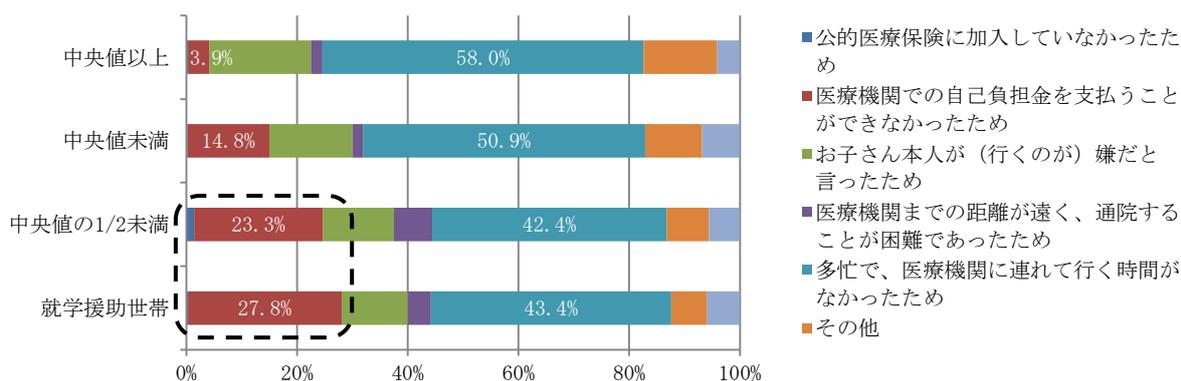
「民生委員・児童委員」や「保健センターや市町村の窓口」など、公的な相談窓口が有効に活用されておらず、お金の相談・家計管理では、就学援助世帯の28.1%が相談できる人はいないと回答しています。

### ④ 医療機関への受診

【過去1年間に医療機関で子どもを受診させた方がよいと思ったが、実際には受診させなかったことがあるか】

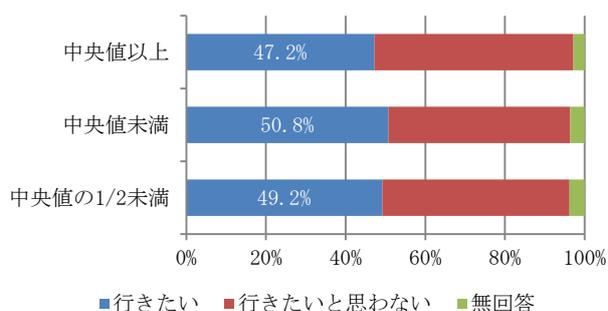


## 【医療機関を受診させなかった理由】



収入が低い階層では、経済的な理由により子どもを医療機関に受診させなかったことがある割合が高くなっています。

## ⑤ 子どもの居場所に対するニーズ



収入階層に関わらず「子どもの居場所」に対するニーズが高くなっています。

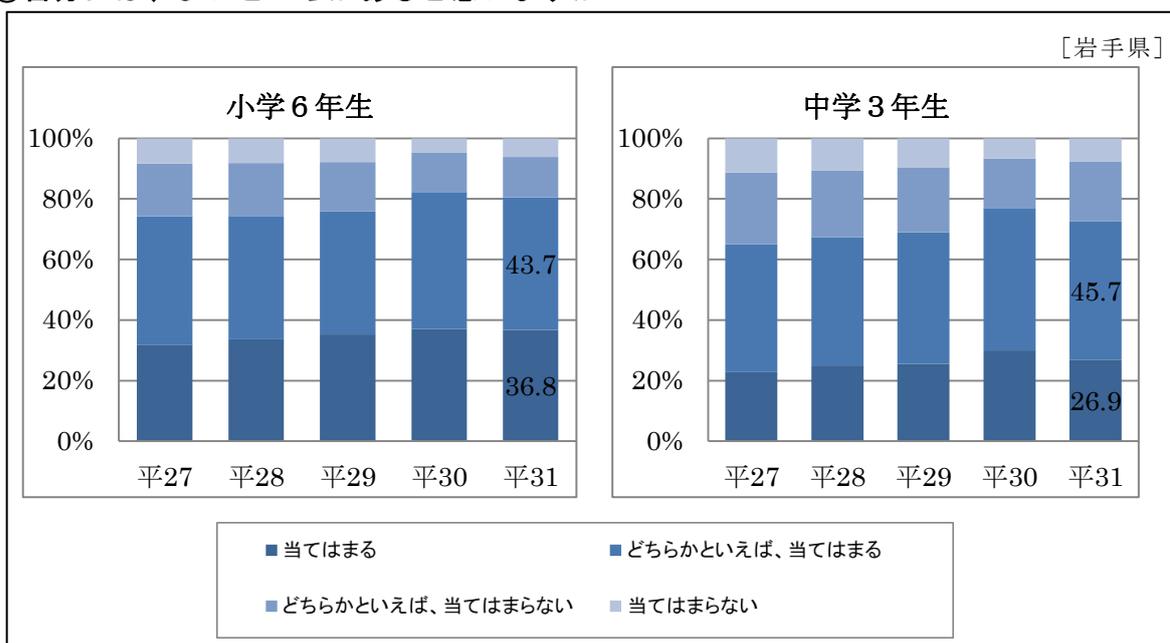
※1 岩手県子どもの生活実態調査:次期「いわての子どもの貧困対策推進計画」の策定に当たり、子どもの生活実態を把握し、具体的な施策の検討を行うため、小学5年生、中学2年生の全ての児童生徒及びその保護者 41,176人、就学援助世帯の全ての保護者 7,748人を対象に、平成30年8月に実施した。

※2 収入階層の区分:平成29年の世帯年収(税込)を、世帯員数の平方根で除して得た値により、中央値以上、中央値未満及び中央値の1/2未満の3つに区分し、これに就学援助世帯を加えた4階層に分類した。

なお、「⑤ 子どもの居場所に対するニーズ」に係る児童生徒の回答については、就学援助世帯に属する児童生徒の回答の抽出が困難なため、中央値以上、中央値未満及び中央値の1/2未満の3階層に分類した。

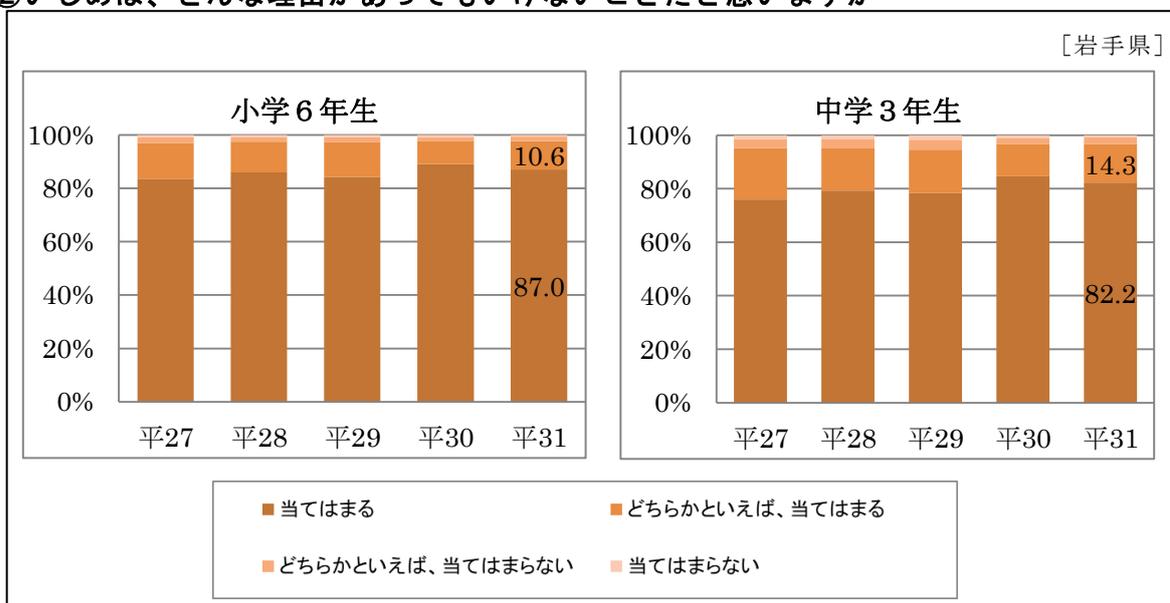
## (9) 自己肯定感を持つ児童生徒等の状況

### ①自分には、よいところがあると思いますか



本県の児童、生徒に対して行った調査によると、「自分には、よいところがあると思いますか」の質問に対して「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合が、児童では80.5%、生徒では72.6%となっています。

### ②いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか

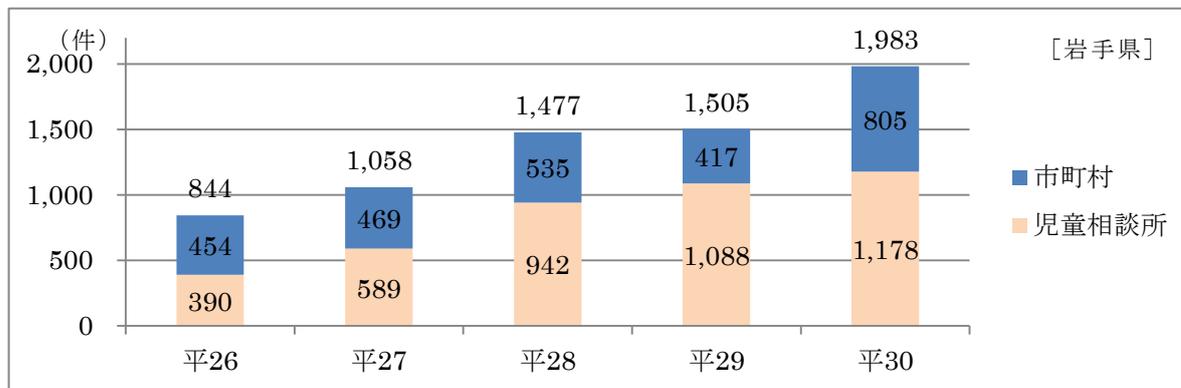


本県の児童、生徒に対して行った調査によると、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の質問に対して「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合が、児童では97.6%、生徒では96.5%となっています。

#### 4 要保護児童等の状況

- ・ 本県の児童虐待対応件数は、近年、大幅に増加しています。
- ・ 本県の社会的養護（施設入所等）を必要とする児童数（人口10万人当たり）、里親委託率は上昇傾向となっています。

##### (1) 児童虐待の対応状況

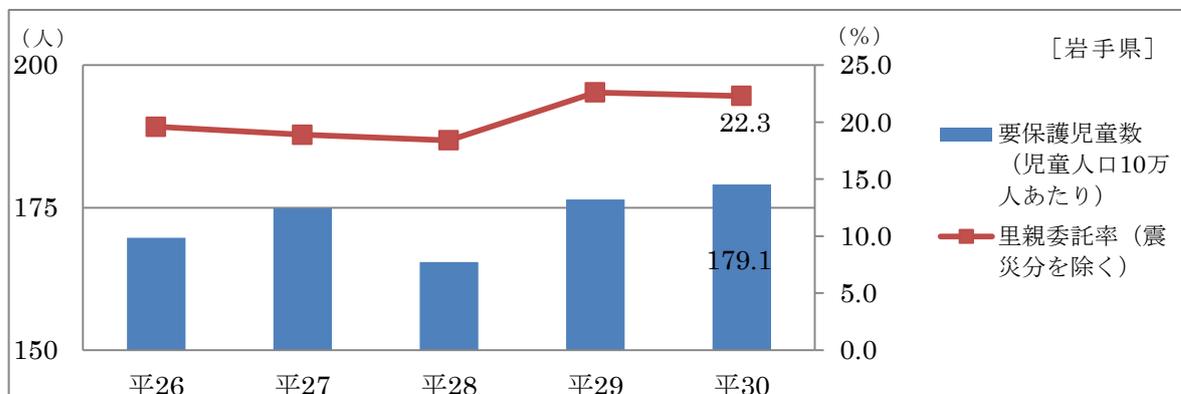


(資料：厚生労働省「福祉行政報告例」)

本県の、児童虐待対応件数については増加を続けています。

また、児童相談所においては平成28年度に、市町村においては平成30年度に大幅な増加がみられます。

##### (2) 要保護児童数・里親委託率の状況



(資料：子ども子育て支援課調)

本県の、児童人口10万人当たりの要保護児童数（施設入所児童及び里親委託児童）は、平成28年度に減少しましたが増加に転じています。

また、里親への委託割合は上昇傾向となっています。

## 5 東日本大震災津波の発生による子どもを取り巻く状況

- 平成 23 年 3 月 11 日に発生した、東日本大震災津波による被害に伴う環境の変化は、子どもの健やかな成長などに影響を与えることが懸念されます。

### (1) 被災による遺児・孤児の状況 (発災時、県内居住児童数)

孤 児	遺 児	合 計
94人	490人	584人

(資料：子ども子育て支援課調)

## 6 本県の子どもと家庭をめぐる課題

### (1) 少子化が進行

平成 30 年（2018 年）の合計特殊出生率は、1.41 と依然として低い水準にとどまっています。

また、平成 30 年（2018 年）の出生数は、7,615 人と減少が継続しています。

### (2) 未婚化、晩婚化が進行

平成 27 年（2015 年）の 50 歳時未婚率は、男性が 26.16%、女性が 13.07%で、平成 22 年（2010 年）と比べると、男性は 3.45 ポイント、女性は 3.84 ポイント上昇しており、男性の 50 歳時未婚率は、全国第 2 位の高さとなっています。

また、平均初婚年齢も上昇しているなど未婚化、晩婚化が一層進んでいます。

### (3) 安心して出産できる環境の整備が必要

核家族化の進行や、出産年齢の上昇などによるリスクの高い妊婦の増加や分娩を取り扱う医療機関が減少する中で、安心して子どもを生み育てるためには、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、相談支援につなげるとともに、周産期医療機関の機能分担と連携及び救急搬送体制の充実強化による、安心して出産できる環境の整備が必要です。

### (4) 養育者の育児不安が増加

世帯当たり人員数の減少が続いており、家庭養育機能の脆弱化や子育ての孤立化などにより、養育者の育児不安が増加しています。

### (5) 仕事と子育ての両立に向けた更なる環境整備が必要

保育所等の利用定員の拡大や病児保育などの多様な保育サービスの充実、仕事と子育ての両立に向けた更なる環境整備、子育てや家庭教育に取り組む親等を支援する積極的な取組が必要です。

### (6) ひとり親世帯の支援の充実が必要

平成 30 年度に実施した子どもの生活実態調査の結果、ひとり親世帯では、就労状況が不安定なために収入の低い世帯が依然として多く、公的支援施策が十分に活用されていないことなどが明らかとなったことから、就労支援、教育支援、相談支援等の充実を図るとともに、関係機関等と連携して、包括的な相談支援体制を構築していくことが必要です。

### (7) 子どもの貧困対策の推進が必要

子どもの生活実態調査の分析結果を踏まえ、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援の充実、教育の支援の確実な実施、相談支援の強化を図るなど、環境整備を進めることが必要です。

**(8) 自己肯定感を持つ児童生徒の割合等を更に高めていくことが必要**

児童生徒を対象にした意識調査によると、自己肯定感を持つ児童生徒や、いじめはいけないことだと思う児童生徒の割合が増加傾向にあり、更に高めていく必要があります。

**(9) 児童虐待対応件数が増加**

児童虐待相談は、近年、増加の一途をたどっていることから、これに適切に対応していくため、児童相談所の体制強化や市町村の児童家庭相談体制の充実に取り組むとともに、児童虐待のない地域づくりに向け、関係機関との連携強化や見守り体制の充実、住民への意識啓発など、地域全体で児童虐待防止の取組を推進していくことが必要です。

**(10) 要保護児童数が増加**

新たに里親委託や児童養護施設等への入所措置を受ける子どもは、平成 28 年度以降、増加を続けており、家庭環境に恵まれず社会的養護を必要とする子どもたちに対して、家庭的環境での養育を促進するため、里親委託の推進や児童養護施設等の環境改善・ケア体制の充実を図るとともに、施設を退所した子どもたちに対しても進学や就労等の支援を行っていくことが必要です。

**(11) 東日本大震災津波による孤児・遺児への支援が必要**

東日本大震災津波による孤児・遺児の人数は発災当時で 584 人であり、令和元年 5 月現在、未だその半数近くが成人に達していないことから、引き続き、被災した孤児・遺児が安心して学び、成長していくための支援が必要です。

また、沿岸地域の子どもたちの多くは、震災そのものの心労に加え、環境の変化や被災生活の長期化などによる様々なストレスを受けていることから、こころのケアや健全な育成に資する遊びの提供などの支援が必要です。

### 第3章 目指す姿及び推進する施策

#### 1 目指す姿

第2章における現状と課題を踏まえ、この計画に基づく施策の実施を通じて目指す姿を次のとおり位置づけ、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等（※1）、事業主、県民が参加・連携・協力し、その実現に向けて取り組んでいきます。

##### <目指す姿>

社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、誰もが子どもを健やかに育みやすいと実感できるいわて

また、この計画を推進することにより、岩手の子どもたちが、豊かな自然や伝統文化の中で、岩手に愛情や誇りを持ち、人とのつながりを大切にしながら、岩手の将来を担う若者として多様な活動に取り組んでいくことを期待します。

※1 子ども・子育て支援機関等：幼稚園、小学校等の教育機関、保育所、児童養護施設等の児童福祉施設、子ども・子育て支援を行うことを目的とする特定非営利活動法人その他の子ども・子育て支援を行う機関、施設及び団体。

#### 2 目指す姿指標

目指す姿の達成度をはかるため、下記の指標を設定します。

本計画は、いわて県民計画（2019～2028）における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくこととしていることから、いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョンの「家族・子育て」の政策分野における主要な指標を目指す姿指標として設定しています。

また、年度目標値は、いわて県民計画（2019～2028）の第1期アクションプランである、政策推進プラン（計画期間：令和元年度～令和4年度）において設定している指標を設定していますが、当該プランは令和4年度までを計画期間としていることから、次期プランが策定された時点で、年度目標値を置き換えることとします。

##### 【目指す姿指標①】 合計特殊出生率

現状値	年度目標値		
2018	2020	2021	2022
1.41	1.53	1.55	1.58

##### 【目指す姿指標②】 男性の家事時間割合（※1）（単位：％）

現状値	年度目標値		
2018	2020	2021	2022
40.7	38.0	39.0	40.0

※1 男性の家事時間割合：共働き世帯の女性の家事時間に対する男性の家事時間の割合

##### 【目指す姿指標③】 総実労働時間（単位：時間）

現状値	年度目標値		
2018	2020	2021	2022
1,840.8	1,776.0	1,784.4	1,720.8

### 3 推進する施策

この計画の目標達成に向けて、条例第9条に基づき、次の施策を進めます。

#### (1) 子どもの健やかな成長を支援する

子どもの健やかな成長を支援するため、地域における体験活動及び交流活動を促進するとともに、生きる力を育むための教育環境及び保護を要する子どもの養育環境の整備の促進等に取り組みます。

- ・ 地域における体験活動及び交流活動の促進に向け、児童館（※1）や放課後児童クラブ（※2）等による遊び体験の充実を図ります。また、伝統文化の体験を通じ、地域行事への参加等による地域との交流活動を促進します。
- ・ 生きる力を育むため、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成や、自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成、学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成などに取り組みます。
- ・ 保護を要する子どもの養育環境の整備に向け、児童虐待防止対策を推進するほか、家庭環境に恵まれず社会的な養護を必要とする子どもが、より家庭的な雰囲気の中で養育されるよう里親委託の推進や、児童養護施設等の環境改善・ケア体制の充実を図ります。
- ・ 平成30年度に実施した「子どもの生活実態調査」の結果を踏まえ、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、保護者に対する就労支援や相談支援等に取り組みます。

#### (2) 子育て家庭を支援する

子育て家庭を支援するため、子ども・子育て支援機関等が行う子ども・子育て支援の活用及び職業生活と家庭生活との両立のために必要な職場環境の整備を促進するとともに、子育てに関する相談体制及び保育サービスの充実等に取り組みます。

- ・ 子ども・子育て支援機関等が行う子ども・子育て支援の活用に向け、認定こども園や保育所等が親子の交流や子育て等に関する情報交換の場として活用されるよう、その機能の充実に努めます。また、子育て中の親子の交流活動の促進に向け、子育てサークルの活動の充実に向けた情報提供を推進します。
- ・ 職業生活と家庭生活との両立のために必要な職場環境の整備に向け、仕事と子育ての両立を支援する企業の認証・表彰の実施などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを推進します。
- ・ 子育てに関する相談体制の充実のため、認定こども園の設置の促進や、身近な場

所で子育て相談をすることができるような窓口の設置を支援します。

- ・ 保育サービスの充実のため、延長保育、病児・病後児保育など市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の実施を支援します。また、保育サービスを必要とする全ての家庭が利用できるよう計画的な施設整備を支援します。
- ・ ひとり親世帯の支援のため、就労支援、教育支援、相談支援等の充実を図るとともに、関係機関等と連携して、包括的な相談支援体制を構築します。

### (3) 子どもを生み、育てようとする者を支援する

子どもを生み、育てようとする者を支援するため、多様な機会を通じた結婚、出産、子育て等に関する情報の提供により家庭や子育ての大切さについて理解の促進を図るとともに、経済的に自立した生活を営むための就労の支援の推進等に取り組みます。

- ・ 結婚したいと願う県民の希望をかなえるため、「いきいき岩手」結婚サポートセンター（※3）によるマッチング支援や結婚情報の提供などを促進します。
- ・ 子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠、出産、育児等について総合的な支援を行う子育て世代包括支援センター（※4）の設置促進や、産後ケア事業（※5）などの妊産婦支援の促進に取り組みます。
- ・ 総合周産期母子医療センター（※6）を中核として、地域の周産期母子医療センターや診療所、助産所、市町村等との連携を促進し、妊娠のリスクに応じた適切な周産期医療（※7）の提供に努めます。
- ・ 就労の支援の推進のため、就業支援員等による企業訪問・相談を通じて、求職者の就業を支援するとともに、「ジョブカフェいわて」などを拠点として、キャリアカウンセリングや研修等により就職活動や職場定着を支援します。

### (4) 東日本大震災津波からの復興を推進する

いわて県民計画（2019～2028）の「長期ビジョン」第4章「復興推進の基本方向」に基づき、個人の尊厳を基本価値とし「誰一人として取り残さない」という理念のもと、被災した子どもや家庭への心のケアや、要保護児童への支援など、三陸のより良い復興の実現に取り組みます。

※1 児童館：児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。

※2 放課後児童クラブ：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学

している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

- ※3 “いきいき岩手”結婚サポートセンター：県、市町村、関係団体が連携し設置、運営する結婚支援センター。システムによるマッチング支援、婚活イベントの情報提供を行う。
- ※4 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、地域の関係機関による切れ目のない支援を行う施設。
- ※5 産後ケア事業：助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定の促進、育児指導などにより、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を行うもの。
- ※6 総合周産期母子医療センター：母体・胎児集中治療管理室（MFICU）を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室（NICU）を備えた医療機関であり、常時、母体・新生児搬送受入体制を有し、母体の救命救急への対応、ハイリスク妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を担っている。
- ※7 周産期医療：妊娠満22週から出生後満7日未満の出産前後の時期に、母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守る医療。

#### <【指標】について>

年度目標値は、いわて県民計画（2019～2028）の第1期アクションプランである、政策推進プラン（計画期間：令和元年度～令和4年度）において設定している指標を設定していますが、当該プランは令和4年度までを計画期間としていることから、次期プランが策定された時点で、年度目標値を置き換えることとします。

#### <【再掲】の表示について>

複数の施策項目に関連する「主要な施策の概要」や「【指標】」については、最も関連性の高い施策項目以外には、「【再掲】」として表示しています。

(1) 子どもの健やかな成長を支援する

ア 生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくります

(ア) 生涯を通じた健康づくりの推進

現状・課題	主要な施策の概要
健康いわて21プラン(第2次)の中間評価において、朝食を毎日食べる子どもの割合や肥満傾向にある子どもの割合に課題があることが明らかとなっています。	子どもの健やかな成長に向けて、保育所、学校及び地域等と連携し、望ましい食生活や運動習慣形成を図るため普及啓発や健康教育を進めます。

## イ 安心して子どもを生き育てられる環境をつくります

### (ア) 子どもが健やかに成長できる環境の整備

現状・課題	主要な施策の概要
<p>家庭の経済状況による子どもの学習環境や進学等への影響が指摘されている中で、国においても、給付型奨学金制度の創設をはじめ教育無償化に向けた動きが加速してきており、子どもの現在及び将来が生れ育った環境や家庭の経済状況などに左右されることがないように、教育機会の確保が求められています。</p> <p>平成30年度に実施した「岩手県子どもの生活実態調査」によれば、子どもの教育に係る経済的負担の軽減が求められています。</p>	<p>経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対する教育の機会の確保に資するため、就学支援金や授業料減免補助事業による学費助成、奨学のための給付金による修学支援を行うなど、保護者の経済的負担の軽減に努めます。</p>
<p>本県の将来を担う子どもが虐待等から守られ、安心して生き、自分らしく育ち、自由に意思を示しながら、心身ともに健やかに育まれるためには、子どもの権利についての理解を促進する必要があります。</p>	<p>子どもの権利について、情報提供を行うことにより、子どもの権利についての理解が促進されるよう努めます。</p>

【指標】生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率（％）【再掲】

現状値	2020	2021	2022
(2017)	(2019)	(2020)	(2021)
94.2	95.2	96.2	97.2

【指標】児童福祉司1人当たりケース数（ケース）【再掲】

現状値	2020	2021	2022
55.1	45.9	43.0	40.0

現状値は2018年の値

### (イ) 子どもの貧困対策の推進

現状・課題	主要な施策の概要
<p>平成30年度に実施した「子どもの生活実態調査」によれば、就労状況が不安定なために収入の低い母子世帯が多</p>	<p>子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、「いわての子どもの貧困対策推進計画（仮）」を定め、子どもの現</p>

<p>いことや、収入の低い階層に公的支援施策の周知が十分に行き届いてないなどの課題が明らかとなり、支援策の更なる充実を図る必要があります。</p>	<p>在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが将来に希望を持てる社会の実現を目指します。</p>
<p>(1) 教育の支援</p>	
<p>① 子どもの授業の理解度に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの生活実態調査によれば、収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、授業の理解度が低い傾向にあり、その理由として、宿題や予習・復習などの家庭学習の不足を挙げた割合が高いほか、家庭での学習時間が少ない傾向にあります。</li> <li>・ 子どもの生活実態調査によれば、収入に関わらず、約半数の子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所があったら通うことを望んでおり、そのうち8割以上が住んでいる学区内での利用を希望しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校において、子どもが家庭環境に左右されることなく学力を身につけることができるよう、確かな学力を育成するためのきめ細かな指導を推進します。</li> <li>・ 家で落ち着いて学習することが難しい環境にいる子どもたちのために、市町村や民間と連携し、学習を支援する場を充実します。</li> </ul>
<p>② 子どもの就学に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの生活実態調査によれば、母子世帯の保護者は、子どもに、理想的には大学まで進んでほしいが、現実的には高校までと考えている場合が多く、そのように考える理由として2割以上の保護者が経済的な事情を理由に挙げています。</li> <li>・ 子どもの生活実態調査によれば、世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者のニーズが高くなっています。</li> <li>・ 子どもの生活実態調査によれば、子どもの教育を経済的に支援する制度の周知が、母子世帯や就学援助世帯の保護者に行き届いていません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育に関する経済的な支援制度が必要な世帯に漏れなく活用されるよう、保護者に対し、制度の周知を図るとともに、その活用を促進します。</li> </ul>
<p>③ 子どもの学校生活等に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの生活実態調査によれば、母子世帯では、他の世帯類型に比べ、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校と、家庭、地域、関係機関が連携し、苦しい状況にある子どもた</li> </ul>

<p>経済的な理由により子どもの給食費や教材費が払えなかったなど、子どもに直接影響が及ぶ経験をした割合が高くなっています。</p>	<p>ちを早期に把握し、適切な支援につなげる体制の強化を図ります。</p>
<p>(2) 生活の安定に資するための支援</p>	
<p>① 子どもの居場所に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活実態調査によれば、収入に関わらず、約半数の子どもが「子ども食堂」の利用を望んでおり、そのうち8割以上が住んでいる学区内での利用を希望しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども食堂など、民間団体等による子どもの居場所づくりの取組を支援し、全市町村への取組の拡大を図ります。</li> </ul>
<p>② 子どもの朝食の摂取に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活実態調査によれば、収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、朝食を毎日食べる割合が低く、食べない理由として、食べる時間がないことを挙げた割合が高くなっており、朝食を大人の家族と一緒に食べる頻度が低くなっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が子どもと一緒に朝食を食べる時間を持てるよう、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進します。</li> </ul>
<p>③ 世帯の住居に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活実態調査によれば、母及び18歳未満の子のみの母子世帯では、7割以上が賃貸住宅に居住しており、低い家賃で住めるところの充実に対する保護者のニーズが高くなっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子世帯等に対し、公営住宅における優先入居枠の設定や、民間賃貸住宅のセーフティネット住宅(※1)への登録促進などにより、家賃負担の少ない住居の確保を支援します。</li> </ul>
<p>④ 保護者への相談支援に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活実態調査によれば、子どもや生活に関する相談のうち、特に「お金の相談・家計管理」では、母子世帯及び父子世帯の保護者において、相談できる人はいないと回答した割合が高い一方、市町村や社会福祉協議会などの公的な相談窓口が十分に活用されていません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親世帯の保護者の多様な相談支援ニーズに対応するため、民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図るとともに、包括的な相談支援体制を構築します。</li> </ul>
<p>(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</p>	
<p>① 母子世帯の保護者の就労に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活実態調査によれば、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親支援に関わる民間を含め</li> </ul>

<p>就学援助世帯の6割を母子世帯が占めるなど、母子世帯の収入が低い状況にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活実態調査によれば、母親は、父親に比べ、フルタイム（正規職員）で就労している割合が低く、収入が中央値よりも低い世帯の母親では、パート・アルバイトの割合が最も高くなっています。</li> <li>子どもの生活実態調査によれば、母子世帯の保護者は、両親のいる世帯や父子世帯に比べ生活向上のための資格取得や教育の機会の充実に対するニーズが高くなっています。</li> </ul>	<p>た関係機関等のネットワーク化を図り、母子世帯の保護者のスキルアップや就労を包括的に支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子世帯の保護者のフルタイムの就労を支援するため、保育所整備を計画的に進めるとともに、放課後児童クラブをはじめとする地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図ります。</li> </ul>
<p>② 保護者の仕事と子育ての両立に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活実態調査によれば、子どもを医療機関に受診させられなかったことがある保護者が、子どもを受診させなかった理由としては、いずれの収入階層においても医療機関に連れて行く時間がないことを挙げた割合が最も高くなっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が、子どもを医療機関に連れて行く時間を確保しやすくするため、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進します。</li> </ul>
<p>(4) 経済的支援</p>	
<p>① 子どもの医療機関の受診に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活実態調査によれば、収入が中央値よりも低い世帯の保護者は、中央値以上の世帯の保護者に比べ、子どもを医療機関に受診させられなかったことがある割合が高く、収入が中央値の1/2未満の世帯及び就学援助世帯では、2割以上が医療費の支払いが困難なことを理由に挙げています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが適切な医療を受ける機会を確保するため、子どもの医療費助成の中学生までの現物給付の拡大について市町村との協議を進めます。</li> </ul>
<p>② ひとり親世帯の経済的な支援に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活実態調査によれば、世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親世帯の保護者の多様な相談支援ニーズに対応するため、民間を含めた関係機関等のネットワーク</li> </ul>

<p>のニーズが高いほか、親と18歳未満の子のみの母子世帯及び父子世帯の保護者では、日頃の生活のための経済的支援のニーズが高くなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活実態調査によれば、就学援助世帯や、母子世帯、父子世帯の保護者に、経済的な支援制度の周知が行き届いていません。</li> </ul>	<p>化を図るとともに、包括的な相談支援体制を構築します。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活や教育に関する経済的な支援制度が必要な世帯に漏れなく活用されるよう、保護者に対し、制度の周知を図るとともに、その活用を促進します。</li> </ul>
---	---

【指標】生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率（％）

現状値	2020	2021	2022
(2017)	(2019)	(2020)	(2021)
94.2	95.2	96.2	97.2

【指標】学習支援事業に取り組む市町村数（市町村）

現状値	2020	2021	2022
21	27	30	33

現状値は2018年の値

【指標】子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数（市町村）

現状値	2020	2021	2022
16	24	29	33

現状値は2018年の値

※1 セーフティネット住宅：新たな住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅。住宅確保要配慮者の範囲は登録された住宅によって異なる。

(ウ) 児童虐待防止対策の推進

現状・課題	主要な施策の概要
<p>本県の児童虐待相談対応件数は、平成27年度から大幅に増加に転じ、平成30年度は対前年度比131.8%（478件増）の1983件で過去最多を更新しました。</p> <p>児童虐待防止対策に一層力を入れて取り組む必要があります。</p>	<p>児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、次の世代に引き継がれるおそれがあるほか、子どもに対する重大な権利侵害であることから、県が策定した「児童虐待防止アクションプラン（※1）」に基づき、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、相談・対応機能の充実、再発防止に至るまで、関係機関と連携して取り組みます。</p>
<p>市町村の体制強化が不可欠であるため、スーパービジョン体制、ケース検討や助言体制の構</p>	<p>児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応などに向けて、市町村における、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を担う</p>

<p>築に向けて、専門知識と経験を有する専任の正規職員の養成に計画的に取り組むとともに長期に継続して配置されるような人事が考慮されるよう、市町村に働きかけていく必要があります。</p>	<p>「子育て世代包括支援センター」の設置を促進するとともに、要支援児童や要保護児童への支援を含む子ども家庭への支援全般を担う「子ども家庭総合支援拠点（※2）」の設置を促進します。</p> <p>また、それぞれの機能が一体的に運用されるよう支援を行います。</p>
<p>児童虐待の防止、早期発見・対応のためには、相談支援体制やサービスの充実とともに、地域で子どもや保護者を支えていくための地域づくりが必要です。</p> <p>地域住民が児童虐待の防止・早期発見の重要性について理解を深め、相談・通告をためらわないよう更なる周知・啓発が必要です。</p>	<p>児童虐待の早期発見のため、県民が児童虐待（疑いを含む。）を発見した場合は、市町村や児童相談所等に速やかに通告するよう普及啓発を図るとともに、学校や医療機関、婦人相談所等、虐待を発見しやすい立場にある機関等との連携強化に取り組めます。</p> <p>また、日頃から主任児童委員（※3）や民生委員（※4）・児童委員（※5）と連携を図りやすい体制づくりに努めるなど、地域での見守り支援体制の充実に向けて取り組みます。</p>
<p>チェックリスト等の活用の徹底により、リスクの判断を組織的に行い、子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護等を行う必要があります。</p>	<p>市町村及び児童相談所において、児童虐待に関する情報を積極的に収集し、虐待の危険度を的確に把握して対応するため、「児童虐待防止のためのチェックリスト（※6）」や「緊急度アセスメントシート（※7）」を効果的に活用するよう、周知徹底を図ります。</p>
<p>妊産婦は心身のバランスを崩しやすく、妊産婦のメンタルヘルスの不調は子どもの心身の発達にも影響を及ぼし、児童虐待のリスクになり得ます。</p>	<p>児童虐待の発生予防に向けて、妊産婦メンタルヘルスケア（※8）や乳児家庭全戸訪問等により、親子の心身の健康支援の充実に取り組めます。</p>
<p>児童虐待防止対策を進めていくためには、児童虐待に対する専門機関である児童相談所の体制及び専門性の更なる強化が必要です。</p>	<p>家庭支援機能を強化するため、児童相談所が、市町村や児童家庭支援センター（※9）等関係機関の役割分担及び連携を推進するとともに、虐待の再発防止や家族再統合（※10）に向けた保護者への指導・支援を推進します。</p> <p>児童相談所の児童福祉司等の適正な配置を図るとともに、研修などによる専門性の向上、スーパーバイザー（※11）の養成に取り組めます。また、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等により、迅速、適切な対応に取り組めます。</p>

	専門的な支援が必要な児童相談に対応するため、児童相談所や児童家庭支援センター、保健所等の専門的機関における相談機能の強化に取り組みます。
地域の児童虐待対応の中核となる要保護児童対策地域協議会の活用促進・機能強化が必要です。 専門性の高い市町村支援児童福祉司の配置等、児童相談所の体制強化及び調整担当者の知識・スキルの向上に向けた研修の充実が必要です。	市町村や児童家庭支援センターが児童虐待をはじめとする児童相談に適切に対応できるよう、児童相談所が、市町村への巡回訪問や、個別ケース検討会議に参加するほか、要保護児童対策地域協議会（※12）の運営を支援します。
事案が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、児童相談所職員等関係者への被措置児童虐待に関する研修等を通じて「岩手県被措置児童等虐待対応マニュアル（※13）」の内容の共有・理解を図る必要があります。	被措置児童等虐待に関する通告等があった場合や、被措置児童に対する虐待があった場合は、「岩手県被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、迅速に児童の安全を確保します。

【指標】 児童福祉司1人当たりケース数（ケース）

現状値	2020	2021	2022
55.1	45.9	43.0	40.0

現状値は2018年の値

- ※1 児童虐待防止アクションプラン：県民、県、市町村、児童福祉関係機関・施設等が緊密な連携のもと、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を目的に、関係機関等が担うべき役割と具体的な取組を明らかにし、実践するため県の行動計画。
- ※2 子ども家庭総合支援拠点：子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点として市町村に設置されるもの。
- ※3 主任児童委員：地域において児童や妊産婦の福祉に関する相談・援助活動を主に担当し、児童相談所等の関係機関との連絡調整、区域を担当する児童委員に対する援助・協力を行う。児童委員のうちから、厚生労働大臣が指名する。
- ※4 民生委員：厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。
- ※5 児童委員：地域の子どもの達が元気に安心して暮らせるように、子どもたち

を見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

- ※6 児童虐待防止のためのチェックリスト：子ども、養育者及び家庭の様子について、それぞれ「緊急的な支援を要するもの」「虐待を疑わせるもの」「虐待の視点を持つ必要のあるもの」として、チェック項目を示したリスト。要保護児童対策地域協議会構成機関（地域の関係機関）等に配付し、児童虐待の早期発見及びスムーズな通告を図るほか、虐待通告受理後、市町村等において、対応の検討や緊急度の判断ができるよう、リスクを判断するために必要な情報の有無等の整理にも活用されるもの。
- ※7 緊急度アセスメントシート：児童虐待通告受理後の安全確認と初期調査を行った際に、緊急度と対応についてアセスメントするためのシート。
- ※8 妊産婦メンタルヘルスケア：妊産婦が安心して生活を営み、ほどよく十分な愛情をもって子どもと向き合うことができるように、医師や保健師等が妊産婦の心の状態を把握し、必要な支援を実施するもの。
- ※9 児童家庭支援センター：地域、家庭からの相談に応じるほか、児童相談所からの受託による指導や関係機関との連絡調整等を行う施設。
- ※10 家族再統合：虐待を受けた子どもと親との関係を再構築するもの。
- ※11 スーパーバイザー：他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司。
- ※12 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場として、地方公共団体が設置・運営する組織。
- ※13 岩手県被措置児童等虐待対応マニュアル：被措置児童等虐待が発生した場合に当該児童の安全を確保し、施設等に対する対応を速やかに行うため、当該被措置児童等及びその施設等への対応の流れや留意事項等をマニュアルとして示したもの。

(エ) 社会的養育体制の充実

現状・課題	主要な施策の概要
<p>家庭環境に恵まれず社会的養育を必要とする子どもたちが、適切な支援を受けながら、より家庭的な環境の下で養育されるよう、環境整備や支援の充実が求められています。</p>	<p>「岩手県社会的養育推進計画（※1）」に基づき、里親委託の推進や、施設においても、より家庭的環境の下で養育が行われるとともに、必要な支援やケアを受けられるよう児童養護施設等の小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換に向けた取組を推進します。</p>
<p>一時保護中の子どもや施設、里親の下で生活している子どもの権利擁護が図られ、自分の気持ちや意見を表明できるよう、関係職員が理解を深めるとともに、意見をくみ取るための取組の推進が必要です。</p>	<p>子どもの権利擁護の強化を図るため、「いわてこどものけんりノート（※2）」を活用しながら子どもや施設職員に対して子どもの権利の重要性の周知を図るとともに、子どもの気持ちや意見の丁寧な聴き取りとアンケート調査を行うなど、一時保護児童や被措置児童の権利に配慮したケアの質の向上のための取組</p>

	等を進めます。
子どもと子育てに関する悩みごとなどに対応するため、住民に身近な市町村における子ども家庭相談支援体制の充実が求められています。	市町村における子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置が進むよう、国の補助制度の活用や、職員の専門性の向上に向けた研修実施などにより支援します。
家庭的な養育環境を充実するためには里親委託の推進が重要であり、里親支援に関する児童相談所の体制を整備するとともに、多様な担い手と児童相談所が連携して包括的な里親支援を実施していくことが求められています。	里親の登録者数を増加させるため里親制度の普及啓発を行うほか、資質向上を図るための研修等により、里親委託の充実を図ります。このような里親支援を行うフォスタリング（※3）業務について、児童相談所が、市町村や児童養護施設等と連携して、里親の研修、相談支援、相互交流等を行うとともに、児童相談所への専任の里親養育支援児童福祉司の配置を進めます。 また、パーマネンシー（※4）保障の観点から、永続的に安定した養育環境を提供するため、十分なアセスメントと丁寧なマッチングの下、特別養子縁組制度（※5）の活用に取り組みます。
施設の小規模化や地域分散化の更なる推進のため、多様な役割を求められる職員の資質向上が必要です。 また、トラウマや愛着の問題を抱える子ども、医療的ケアを必要とする子どもなどに対応できる専門性の向上、里親支援や在宅支援などの役割拡大に向けた施設の多機能化などが求められています。	職員の資質向上のための研修会の充実を支援するとともに、小集団を生活単位とした個別の関係性を持った養育を行う職員配置が可能となるよう支援します。 また、基幹的職員を養成するための研修の継続、医療的ケアや専門職員の配置に向けた財政支援、施設が里親養育包括支援事業（※6）の一部や地域家庭からの子育て相談などに対応するための専門職員の配置に向けた支援を実施します。
一時保護された子どもたちに対して、個別性を尊重して対応していくことが求められています。 また、老朽化、狭隘化した児童相談所や一時保護所の環境改善が必要です。	一時保護を行う場合に子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境の下で適切なケアが提供されるよう、計画的な職員配置と研修機会の確保等による体制整備を図るとともに、一時保護所の建替や改修などの環境整備に取り組みます。
里親や施設による社会的養護を離れた子どもや若者が円滑に	就職・進学を支援する社会的養護自立支援事業（※7）や就学者生活援助事業（※8）

自立できるよう、就職や進学に向けた支援が必要です。	が十分に活用されるよう周知を行うとともに、支援コーディネーターと児童養護施設が連携を強化しながら、自立に向けた支援を行います。
児童虐待対応件数が年々増加しており、専門的な相談対応を行う児童相談所の体制強化が必要です。	児童福祉司や児童心理司等、専門職員の計画的な増員と適正配置を進めるとともに、職員の専門性や対応能力の向上を図るため、研修の体系化や、職員を適切に指導・教育できるスーパーバイザーの養成に取り組みます。

【指標】 里親等委託率 (%)

現状値	2020	2021	2022
22.3	26.2	27.4	28.6

現状値は 2018 年の値

- ※ 1 岩手県社会的養育推進計画:平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律において明記された家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、既存の岩手県家庭的養護優先原則を全面的に見直し、新たに策定する計画。
- ※ 2 いわてこどものけんりノート:「施設入所児童等の権利擁護と虐待予防の取組を推進するため、「なぜ、ここ(施設や里親)で生活しなければいけないの?」などの疑問に対する答えや虐待を受けた際の相談窓口などを子ども向けにわかりやすくまとめた小冊子。
- ※ 3 フォスタリング:里親のリクルート、アセスメント、研修、子どもとのマッチング、里親委託中及び委託解除後の支援など里親支援全般。
- ※ 4 パーマネンシー:継続的に安定した養育者と養育環境。
- ※ 5 特別養子縁組制度:子どもの福祉の増進を図るために、養子となるお子さんの実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。
- ※ 6 里親養育包括支援事業:里親に関する普及啓発を行うこと、里親の相談に応じ、必要な情報提供や助言、研修その他の援助を行うこと里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと等、質の高い里親養育がなされるために行われる一連の支援。
- ※ 7 社会的養護自立支援事業:里親委託や施設入所措置を受けていた者で 18 歳(措置延長等の場合 20 歳)到達により措置解除された者等に対して、退所後継続支援計画の策定や居住費支援、生活相談支援、生活費支援を通じて、円滑な社会的自立を図る事業。
- ※ 8 就学者生活援助事業:大学等に在学中であって、満 20 歳に達した日から満 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者に対し、児童自立生活援助(自立援助ホーム)を継続し、その経費を負担する事業。

**ウ 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます**

(ア) 学校・家庭・地域の連携の仕組みづくり

現状・課題	主要な施策の概要
地域における人間関係の希薄化や人口減少により、地域が自主的に教育課題を解決することが困難になりつつあることから、地域総ぐるみで子どもを教え、育てる仕組みづくりの再構築を図る必要があります。	「地域とともにある学校づくり（※1）」や「学校を核とした地域づくり（※2）」を実現するため、国の動向を踏まえながら、教育振興運動（※3）と連携したコミュニティ・スクール（※4）の推進などを通して、地域学校協働活動（※5）の充実等に取り組みます。

【指標】 コミュニティ・スクール設置市町村数（市町村）

現状値	2020	2021	2022
6	11	25	33

現状値は 2018 年の値

【指標】 地域協働の仕組みにより保護者や地域住民が学校の教育活動にボランティアとして参加している学校の割合（％）

現状値	2020	2021	2022
小 79.0	82.0	83.0	84.0
中 60.0	64.2	65.6	67.0

現状値は 2017 年の値

【指標】 教育振興運動として計画的に取り組まれている地域活動件数（件）

現状値	2020	2021	2022
4,224	4,684	4,914	5,144

現状値は 2018 年の値

※1 地域とともにある学校づくり：学校が地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体になって子供たちを育む取組を推進していくこと。

そのための有効な仕組みの一つが、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）である。

※2 学校を核とした地域づくり：学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の構築を図ること。

※3 教育振興運動：岩手県において昭和 40 年（1965 年）から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区などの実践区において、子ども、家庭、学校、地域、行政の 5 者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称。

※4 コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置する学校。学校と保護者、地域の人々が、学校運営に意見を反映させることにより、連携・協働しながら子供たちの成長を支える仕組み。

※5 地域学校協働活動：登下校指導、校庭整備、各教科の学習支援、地域の資

源回収、地域伝統行事への参加等、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

(イ) 豊かな体験活動の充実

現状・課題	主要な施策の概要
家庭での学習が困難な子どもたちや、多様な体験を望む子どもたち等多くの子どもたちに対して、放課後の居場所づくりなどの充実が求められていることから、地域住民等の協力を得ながら学習支援や体験活動を行う機会の充実を図る必要があります。	子どもたちに放課後の学習の場等を提供するため、日常的に児童生徒が利用する放課後子供教室（※1）や放課後児童クラブ等による居場所づくり、教育振興運動等による多様な体験活動に取り組みます。
平成30年度に実施した「岩手県子どもの生活実態調査」によれば、収入に関わらず、約半数の子どもが無料で勉強を教えてもらえる場所があったら通うことを望んでおり、そのうち8割以上が住んでいる学区内での利用を希望しています。	子どもたちの体験学習の場を提供するため、青少年の家などの社会教育施設等を活用した自然体験活動などの体験活動の充実に取り組みます。
	家で落ち着いて学習することが難しい環境にいる子どもたちのために、市町村や民間と連携し、学習を支援する場を充実します。【再掲】

【指標】 放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を実施している教室の割合（％）

現状値	2020	2021	2022
25.7	60.0	80.0	100

現状値は2018年の値

【指標】 県立青少年の家が提供する親子体験活動事業への参加者の満足度の割合（％）

現状値	2020	2021	2022
98	98	98	98

現状値は2018年の値

※1 放課後子供教室：子供たちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業。小学校の余裕教室や体育館、公民館等において実施されている。

## エ 健全で、自立した青少年を育成します

### (ア) 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりの推進

現状・課題	主要な施策の概要
本県の若年無業者数は、平成29年就業構造基本調査の推計値で5,800人となっており、社会的自立に困難を抱える青少年への支援が引き続き重要な課題となっています。	若年無業者等の困難を抱える若者の社会的自立に向け、相談支援の充実を図るとともに、コミュニケーション能力や職業能力の向上のための機会を提供します。また、地域の支援機関の連携を図り、各地域における主体的な取組を促します。

【指標】若年無業者等「交流・活動支援（ステップアップ）」（※1）参加者数（人）  
〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
625	1,160	1,740	2,320

現状値は2018年の値

※1 若年無業者等「交流・活動支援（ステップアップ）」：若年無業者等が他者と円滑にコミュニケーションがとれるようになることを目的とした集団活動（ボランティア、農業体験等）や各種交流（コミュニケーションゲーム、レクリエーションスポーツ等）の実施。

### (イ) 愛着を持てる地域づくりの推進

現状・課題	主要な施策の概要
全国学力・学習状況調査（平成30年度）で、今住んでいる地域の行事に「参加している」と回答している割合が、79.8%、中学生63.7%と全国平均を上回っており、引き続き、活動の支援を充実させる必要があります。	青少年活動交流センター事業（※1）を通じて、世代間・地域間の交流活動等を実施します。
青少年の健全育成に関する意識調査（平成30年度）において、父親・母親と会話する少年の割合が8割を超えており、これを維持すべく、引き続き親子のふれあいの機会を充実していくことが必要です。	親子のふれあいの充実のため、青少年活動交流センター事業や「いわて家庭の日」県民運動（※2）により意識啓発を図ります。
青少年の健全育成に関する意識調査（平成30年度）において、「住んでいる地域が好き」とい	子どもを地域全体で育むとともに、子どもが地域の良さを実感し、誇りを持てるよう、青少年団体活動の支援、相談活動などを実施

う青少年が8割を超えており、引き続き、青少年の地域づくりへの関心を高める必要があります。	します。
--	------

【指標】 青少年活動交流センター利用者数（人）

現状値	2020	2021	2022
23,150	23,000	23,000	23,000

現状値は2018年の値

【指標】 子ども・若者支援セミナー受講者数（人）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
182	400	600	800

現状値は2018年の値

※1 青少年活動交流センター事業：「いわて希望塾」、「いわて親子・家庭フォーラム」、青少年の健全育成のためのメディア対応事業、「青少年なやみ相談室」開設、青少年活動情報発信事業等。

※2 「いわて家庭の日」県民運動：青少年の健やかな成長のために、家庭の果たす役割を認識し、家庭の大切さを呼びかけ、家族・親子のふれあいを深めるきっかけとする日として、毎月第3日曜日に設定している県民運動。

(ウ) 青少年を事件・事故から守る環境づくりの推進

現状・課題	主要な施策の概要
インターネット、スマートフォンの利用の増加により、コミュニティサイト等で知り合った相手から犯罪の被害に遭う青少年が依然として後を絶たないことから、情報メディアの適切な利用の普及促進が必要です。	有害図書類の排除やインターネットの適切な利用等青少年の健全育成のための環境浄化と非行・被害の防止に向けて、関係団体等と連携した県民大会の開催や広報等の啓発活動を実施するほか、出前講座や研修会の開催等による意識啓発に取り組みます。 また、関係機関・団体やPTA等地域住民が一体となった非行防止活動の推進を図ります。

【指標】 青少年を非行・被害から守る県民大会参加者数（人）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
499	900	1,350	1,800

現状値は2018年の値

【指標】 青少年指導者向け情報メディア対応能力養成講座（※1）受講者数（人）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
127	340	510	680

現状値は2018年の値

※1 青少年指導者向け情報メディア対応能力養成講座：青少年の適切な情報メ

ディア利用について、各地域での主体的な取組を推進し、青少年の非行・被害を未然に防ぐことを目的として、青少年健全育成関係者や保護者等を対象に、青少年を取り巻く現状への理解を深め、情報メディアへの対応能力を養成するため開催。

## オ 【知育】児童生徒の豊かな学力を育みます

### (ア) これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

現状・課題	主要な施策の概要
<p>幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を養う大切な時期であり、幼稚園等が、小学校や関係機関等と連携を図り、幼児の望ましい成長・発達を促すことができるよう支援していく必要があります。</p>	<p>「生きる力の基礎」を培う質の高い幼児教育を推進するため、「生活」及び「発達」や「学び」の連続性を踏まえた遊びを通じた総合的な指導の充実を図るとともに、地域の特性や幼児の実態に応じた特色ある幼稚園づくり等に取り組みます。</p>
	<p>新たに県に幼児教育センター（※1）（仮称）を設置し、幼児教育アドバイザー（※2）の養成や幼児教育、保育事業に従事する職員の段階に応じた研修の実施等を通じた資質向上を図り、乳幼児期において、生涯にわたる生きる力の基礎が培われるよう、教育・保育内容の充実に取り組みます。</p>
<p>複雑で予測困難な時代の中で、児童生徒が未来を切り拓いていくための「生きる力」を身に付けることが求められており、「主体的・対話的で深い学び」の推進をはじめとする学びのあり方の更なる改善が必要です。</p>	<p>言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力など全ての学習の基盤となる児童生徒の資質・能力を育むとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等や自立的に学ぶ態度を身に付けさせます。</p>
<p>平成30年度に実施した「岩手県子どもの生活実態調査」によれば、収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、授業の理解度が低い傾向にあり、その理解湯として、宿題や予習・復習などの家庭学習の不足を挙げた割合が高いほか、家庭での学習時間が少ない傾向にあります。</p>	<p>学校において、子どもが家庭環境に左右されることなく学力を身につけることができるよう、確かな学力を育成するためのきめ細かな指導を推進します。【再掲】</p>

【指標】児童生徒が調べたことなどを適切に表現する指導をしている学校の割合(%)

現状値	2020	2021	2022
小 94	100	100	100
中 91	100	100	100
高 84	100	100	100

現状値は2018年の値

【指標】授業内で学習を振り返っている児童生徒の割合（％）

現状値	2020	2021	2022
小 85	87	88	89
中 83	85	86	87
高 54	56	57	58

現状値は 2018 年の値

【指標】学校の授業が分かる児童生徒の割合（％）

現状値	2020	2021	2022
小 90	92	93	94
中 77	79	80	81
高 76	78	79	80

現状値は 2018 年の値

【指標】幼保小の円滑な連携に取り組んでいる小学校の割合（％）

現状値	2020	2021	2022
59	100	100	100

現状値は 2018 年の値

- ※ 1 幼児教育センター：幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のこと。
- ※ 2 幼児教育アドバイザー：幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。

## カ 【徳育】児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます

### (ア) 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成

現状・課題	主要な施策の概要
<p>道徳が「特別の教科」化されるなど、「考え、議論する」道徳授業を要とする、社会の中で共存していく人間性や社会性を育成するための道徳教育の充実が求められています。</p> <p>児童生徒の人間性と社会性を育むため、学校や家庭及び地域社会のそれぞれの役割と責任を確認し、相互の連携を強めていく必要があります。</p>	<p>自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するため、道徳教育の充実に取り組むとともに、地域の人材を活用し、学校・家庭・地域が連携した人権教育を推進します。</p> <p>また、関係機関と連携を図りながら、お互いに支えあい、人権を尊重する社会の形成に向けた啓発活動を推進します。</p>

【指標】 自他の良さを認め合う学級であると感じている児童生徒の割合（％）

現状値	2020	2021	2022
小 85	89	91	94
中 88	91	92	93
高 77	79	80	81

現状値は 2018 年の値

### (イ) 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成

現状・課題	主要な施策の概要
<p>家庭での学習が困難な子どもたちや、多様な体験を望む子どもたち等多くの子どもたちに対して、放課後の居場所づくりなどの充実が求められていることから、地域住民等の協力を得ながら学習支援や体験活動を行う機会の充実を図る必要があります。</p>	<p>教育振興運動と連携した自然体験・奉仕体験等への参加を促進するなど、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動を推進します。</p>
<p>本県の児童生徒の読書率が全国と比較して高い傾向にあることから、更に生涯にわたって読書に親しみ、楽しむ習慣につなげていく必要があります。</p>	<p>児童生徒が多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感できる読書活動や、読書ボランティアと連携した読み聞かせ、学校司書の配置の拡充による学校図書館を生かした読書活動等の充実に取り組めます。</p>
<p>児童生徒が生涯を見通し、将来の家庭生活及び職業生活につ</p>	<p>家庭科の授業などを活用して、児童生徒が幼稚園や保育所などで乳幼児とふれあう体験</p>

いて考察し自分の目指すライフスタイルを実現するため、生涯を見通した生活設計をする学習が必要です。	学習を行うなど、子育ての意義や家庭を持つことの重要性を学ぶ機会を充実します。
--	--

【指標】 学校や地域が行う体験活動に参加し、今後も継続して参加したいと思う児童生徒の割合 (%)

現状値	2020	2021	2022
小 79	83	85	86
中 84	85	86	86
高 85	85	86	86

現状値は 2018 年の値

【指標】 「読書がとても楽しい」と感じる児童生徒の割合 (%)

現状値	2020	2021	2022
小 45	47	48	50
中 42	46	48	51
高 38	44	48	52

現状値は 2018 年の値

## キ 【体育】児童生徒の豊かな体を育みます

### (ア) 健康教育の充実

現状・課題	主要な施策の概要
<p>岩手県は、全国に比較して、乳幼児期及び学齢期のむし歯有病者率が高い状況にあり、乳幼児期からの予防策の徹底が求められています。</p>	<p>地域保健と学校保健との連携を図りながら、生活習慣の改善やフッ化物応用などの予防策を推進します。</p>
<p>運動に積極的に取り組む子どもと、そうでない子どもとの二極化傾向がみられるほか、肥満傾向の児童生徒の割合が全国平均を上回っているため、運動やスポーツに親しむ習慣、基本的な生活習慣及び望ましい食習慣を身に付けられる取組が必要です。</p>	<p>体育授業や部活動を通じて運動やスポーツに親しむ習慣の定着を図ります。</p> <p>児童生徒の肥満予防・改善を図るため、学校と家庭・地域が連携し、基本的な生活習慣や望ましい食習慣の形成、適度な運動習慣づくりの啓発など、健康教育の充実に取り組みます。</p>
<p>生活習慣が多様化する中で、偏った食事や不規則な食事などの食習慣の乱れがあることから、望ましい食習慣の形成を図るため、食育（※1）の推進が必要です。</p>	<p>子どもたちが「食」に関する知識や「食」を選択する力を自ら身に付け、望ましい食習慣が形成されるよう、家庭、地域、学校等の連携を図りながら、総合的かつ計画的に食育を推進します。【再掲】</p>
<p>思春期は、身体面や精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の健康の問題は生涯の健康に様々な影響を及ぼすことから、思春期に性感染症、避妊、喫煙、飲酒、食習慣、自殺予防対策等の正しい知識を身に付けてもらう取組が必要です。</p>	<p>県や市町村、関係団体が連携し、思春期の男女に対する性感染症、避妊、喫煙、飲酒、食習慣、自殺予防対策等に関する教育、相談、情報提供等の充実を図ります。</p>
<p>外遊びやスポーツの重要性の軽視などにより体を動かす機会が減少し、幼児の体力が減少しているため、家庭、地域と連携した運動やスポーツに親しむ取組が必要です。</p>	<p>心身とも健康に成長するためには、外遊び、運動・スポーツする時間と勉強する時間を年齢に応じてバランス良く保つことが必要であり、また、親が自らの健康づくりを進めながら、子どもの手本となって、家族みんなの健康保持に努めることも重要であることから、子どもと家族の健康・体力づくりを推進しま</p>

	す。
メンタルヘルス疾患など多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するため、学校、家庭及び関係機関の連携が必要です。	メンタルヘルスやアレルギー疾患等、多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するため、学校、家庭、関係機関が連携した学校保健委員会での情報共有の一層の充実や、養護教諭をはじめとした教職員の資質向上を図りますための研修などに取り組みます。
薬物乱用、性感染症などの新たな健康課題を解決するため、児童生徒が健康についての正しい知識に基づき自ら考え判断できる力を身に付けられるよう健康教育の充実が必要です。	学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び学校外の専門家（医師、歯科医師、薬剤師、助産師、保健師、警察職員）等の協力を得て、性に関する指導や薬物乱用防止教育を推進します。

【指標】「定期健康診断」の肥満度が正常である児童生徒の割合（％）

現状値	2020	2021	2022
小 88.1	89	90	91
中 86.2	87	88	89

現状値は 2018 年の値

【指標】喫煙飲酒の指導を含めた「薬物乱用防止教室（※2）」を開催している小学校の割合（％）

現状値	2020	2021	2022
81.2	100	100	100

現状値は 2018 年の値

※1 食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

※2 薬物乱用防止教室：学校において、薬物乱用の危険性を熟知している警察職員、麻薬取締官OB、学校医、学校薬剤師等の協力を得て、薬物に対する正しい知識や乱用の恐ろしさについて指導する教育活。

## ク 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます

### (ア) 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実

現状・課題	主要な施策の概要
特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、各学校においては、一人ひとりに応じた教育が実現されるよう試行錯誤を重ねながら、指導や支援を進める必要があります。	特別支援学校におけるセンター的機能の充実に努めながら、幼少期からの継続した一貫性のある支援を推進するとともに、関係団体・関係機関との連携の強化により、充実した進路支援に取り組みます。

【指標】「引継ぎシート（※1）」を活用し、進学時に円滑な引き継ぎを行っている学校の割合（%）

現状値	2020	2021	2022
—	50	70	100

※1 引継ぎシート：支援を必要とする児童生徒に対して継続した一貫性のある指導・支援につなげるための各校種間等の引継ぎを行うシート。

### (イ) 特別支援教育の多様なニーズへの対応

現状・課題	主要な施策の概要
国において、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（※1）」が策定されるなど、全ての学校における特別支援教育に係る支援体制の構築が求められています。	全県的な視点での教育環境の整備や特別支援教育について各校種における指導、支援の充実等、支援体制の強化を図ります。

※1 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン：発達障害を含む障害のある児童生徒に対する教育支援体制の整備を目的に、文部科学省において平成16年1月、「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育新体制の整備のためのガイドライン(試案)」を作成。その後、平成19年4月の学校教育法改正により、各学校において、通常の学級も含め、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための特別支援教育を行うことが規定される等の社会状況の変化を踏まえ、平成29年3月に見直しがなされたもの。

### (ウ) 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進

現状・課題	主要な施策の概要
共生社会の具体的なイメージや、現在の学校における特別支援教育の取組についての情報を	共生社会の形成に向け、特別支援教育についての県民の理解促進に取り組みます。

さらに発信していく必要があります。	
-------------------	--

【指標】 特別支援教育サポーターの登録者数（人）

現状値	2020	2021	2022
273	320	350	380

現状値は2018年の値

ケ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります

(ア) いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処

現状・課題	主要な施策の概要
いじめを一因とする自殺事案の発生を契機として、学校におけるいじめ防止対策に関する県民の意識が一層高まるとともに、「いじめ防止対策推進法（※1）」の趣旨を踏まえたいじめ防止などの更なる取組の推進が求められています。	各学校がいじめ問題に対して組織的に対応していくため、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組を徹底します。

※1 いじめ防止対策推進法：学校におけるいじめの防止・早期発見・適切な対処のための基本理念、いじめの禁止、関係者の責務などを定めた法律。平成25年（2013）施行。

(イ) 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進

現状・課題	主要な施策の概要
学校における教育相談体制の充実などを背景に、小・中学校等における不登校児童生徒の出現率は全国水準より低く推移していますが、引き続き、未然防止や、早期発見・適切な対応に一層取り組む必要があります。	学校における教育相談体制の充実等により不登校対策を推進するため、スクールカウンセラー（※1）等の配置を継続するとともに、教員の教育相談に関する研修の充実を図ります。

【指標】 学校が楽しいと思う（学校に満足している）児童生徒の割合（％）

現状値	2020	2021	2022
小 88	90	90	91
中 88	90	90	91
高 87	89	89	90

現状値は2018年の値

※1 スクールカウンセラー：学校における児童生徒の心理に関する支援に従事し、心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者。

## コ 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備を進めます

### (ア) 安心して学べる環境の整備

現状・課題	主要な施策の概要
自然災害や登下校中における事件事故が発生しており、事故の未然防止に向けて、通学時の見守りや学校における安全管理等の徹底が求められています。	児童生徒の学校管理下における安全が確保されるよう、自然災害の多発など学校を取り巻く環境変化を踏まえ、学校の安全計画や危機管理マニュアルの検証・改善に取り組みます。

【指標】 地域住民などによる見守り活動が行われている学校の割合 (%)

現状値	2020	2021	2022
75.8	79.0	80.0	81

現状値は2015年の値

### (イ) 目標達成型の学校経営の推進

現状・課題	主要な施策の概要
各学校において、校長のリーダーシップの下、学校経営計画を策定し、保護者や地域の評価も取り入れた学校評価が行われていますが、引き続き学校運営の現状や課題を学校と地域が共有し、更に相互理解を深めることが求められています。	将来、児童生徒が未来を切り開いていくための生きる力を育成するため、家庭・地域との協働による目標達成型の学校経営の取組を推進し、魅力ある学校づくりに取り組みます。

【指標】 学校経営計画の目標が概ね達成できたと評価した学校の割合 (%)

現状値	2020	2021	2022
80	100	100	100

現状値は2018年の値

## サ 地域に貢献する人材を育てます

### (ア) 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進

現状・課題	主要な施策の概要
<p>岩手県は多くの偉人を育んできた人づくりの土壌がある県であり、岩手県の子どもたちに岩手とゆかりがあることの誇りやふるさとへの愛着を醸成していく必要があります。</p> <p>人口減少・少子高齢化の進行や岩手県の産業集積の進展を背景に、ふるさと振興の推進や、岩手県の地域づくりや産業を担う人材を育成する必要があります。</p>	<p>郷土への誇りと愛着を醸成するため、学校と地域が連携し、岩手の歴史や偉人、豊かな自然・文化等を探究する学習や、地域活動への積極的な参加を促す取組を推進します。</p> <p>児童生徒が地域を理解し、地域に貢献する態度を育成するため、地域産業を理解する取組や地域の課題解決を図る学習、伝統文化を継承する取組を推進します。</p>

【指標】 自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合（％）

現状値	2020	2021	2022
小 66	70	72	74
中 52	56	58	60
高 51	54	58	62

現状値は 2018 年の値

### (イ) キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成

現状・課題	主要な施策の概要
<p>児童生徒が主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立する能力を育成するため、児童生徒に対し地域産業を支える地元企業等への理解や関心を高める取組等により、キャリア教育を推進する必要があります。</p>	<p>児童生徒の職業観や勤労観を育成するため、発達段階に応じて職場体験、インターンシップ等の体験的な学習の充実と質的向上を図ります。</p>

【指標】 将来希望する職業（仕事）について考えている高校 2 年生の割合（％）

現状値	2020	2021	2022
55	59	61	65

現状値は 2018 年の値

## シ つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます

### (ア) 地域コミュニティを基盤とした防災体制づくり

現状・課題	主要な施策の概要
自主防災組織の組織率や活動内容に地域間でばらつきがあることから、中核となる人材の育成に取り組み、地域コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進する必要があります。	自然災害等から子どもたちを守るため、市町村と災害時の情報共有を図るとともに、教育・保育現場における防災教育や自主防災組織の活動支援、総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上や地域コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。

【指標】 地域防災サポーター（※1）による講義等の受講者数（人）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
3,365	5,750	9,000	12,500

現状値は2018年の値

※1 地域防災サポーター：防災に関して様々なスキルを習得している方（防災士、消防職員OB等）を県の地域防災サポーターとして登録し、地域における防災研修会等に講師として派遣し、研修等の取組を支援する。

## ス 自助、共助、公助による防災体制をつくります

- (ア) 県民への正しい防災知識の普及と防災意識の向上（自助）
- (イ) 地域コミュニティにおける防災体制の強化（共助）
- (ウ) 実効的な防災・減災体制の整備（公助）

現状・課題	主要な施策の概要
<p>大規模な自然災害が頻発していることから、県民一人ひとりが「自分は大丈夫」という思い込みにとらわれず、災害から身を守る力を備える必要があります。</p> <p>大規模な自然災害が発生した場合は、公的機関だけでは対応が困難であることから、自主防災組織などの地域コミュニティの防災力を強化する必要があります。</p> <p>県、市町村、関係機関等が連携を図りながら、実効的な防災・減災体制の整備に取り組む必要があります。</p>	<p>自然災害等から子どもたちを守るため、市町村と災害時の情報共有を図るとともに、教育・保育現場における防災教育や自主防災組織の活動支援、総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上や地域コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。【再掲】</p>

【指標】 地域防災サポーターによる講義等の受講者数（人）〔累計〕【再掲】

現状値	2020	2021	2022
3,365	5,750	9,000	12,500

現状値は2018年の値

## セ 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます

### (ア) 地域ぐるみでの防犯意識の高揚に向けた取組の推進

現状・課題	主要な施策の概要
既存の防犯ボランティアの高齢化による担い手不足のため、従来の見守り活動に限界が生じていることから、「見守りの空白地帯」における子どもの危険を取り除く必要があります。	通学路等における子どもの犯罪被害を防止するため、「登下校防犯プラン（※1）」等において、学校、警察、自治体等は連携して総合的な防犯対策に取り組めます。
地域の安全に大きく貢献してきた既存の防犯ボランティアが高齢化し、担い手が不足しています。	多様な担い手による見守り活動を活性化するため、「ながら見守り（※2）」等を推進するとともに、青色回転灯装備車（※3）の活動や「子ども110番の家・車（※4）」への支援等を推進します。
犯罪防止に配慮した環境の整備は地域により差が見られることから、実効性ある働きかけを行う必要があります。	通学路・公園等の公共施設や住宅の構造・設備・配置、防犯灯・防犯カメラの設置などについて、犯罪防止に配慮した環境の整備が行われるよう、市町村や管理者に対し、各地域の犯罪発生状況を踏まえた働きかけを行うなど、犯罪の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。
登下校中における防犯対策の推進に当たっては、警察、教育委員会、学校、自治体等の連携が不可欠であり、実効的な対策に結び付ける必要があります。	県警察と県教委が連携し、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」の構築を推進します。
警察が把握した不審者情報等は、事案の概要を知らせるにとどまり、受信者側の具体的な対応に結び付いていないという側面も見受けられます。	県警察と学校との間における粒度の高い不審者に関する情報交換のほか、地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信に努めます。

#### 【指標】 活発な防犯活動に取り組む団体の割合（％）

現状値	2020	2021	2022
55.9	59.7	61.8	64.0

現状値は2018年の値

※1 登下校防犯プラン：平成30年5月、新潟県において下校途中の7歳の児童が殺害された事件を受け、同年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において決定されたものであり、次の5つの柱から構成されている。

- 1 地域における連携の強化
  - 2 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善
  - 3 不審者情報等の共有及び迅速な対応
  - 4 多様な担い手による見守りの活性化
  - 5 子供の危険回避に関する対策の推進
- ※2 ながら見守り：見守りの担い手の裾野を広げるため、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う活動。
- ※3 青色回転灯装備車：自主防犯パトロール活動を実施する団体であると警察から証明を受け、使用目的をパトロール活動に限定されている青色回転灯を装備した自動車。
- ※4 子ども110番の家・車：子どもの通学路に面する商店や一般家庭を緊急避難場所として指定し、登下校時間帯などに不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした子どもが駆け込んできたときに、その子どもを保護し、直ちに110番通報する役割を担う。

(イ) 犯罪被害者を支える社会づくりの推進

現状・課題	主要な施策の概要
<p>被害を受けた子どもやその保護者に寄り添い期待に応えるための活動をしていますが、被害を受けた子どもやその保護者が安心して平穏な日常生活を円滑に営むことができるようにするためには、関係機関が情報共有し、連携して心のケアや必要な支援を継続的に行うことが必要です。</p> <p>また、周囲の配慮に欠けた対応による二次的被害を受けることのないよう、犯罪被害者に対する県民の理解を深める必要があります。</p>	<p>犯罪被害を受けた子どもの心のケアのため、関係機関が連携し、子どもや保護者に対するカウンセリングや助言などの支援を行います。</p> <p>また、犯罪被害者を支える社会づくりに向けて、若年層に対する啓発や様々な広報媒体による広報等により、県民の理解の促進を図ります。</p>

【指標】 犯罪被害者等に係る理解促進のための講演会等の参加者数（人）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
3,290	8,600	12,900	17,200

現状値は2018年単年の実績値、目標値は2019年からの累計

【指標】 「はまなすサポート（※1）」ホームページアクセス数（回）

現状値	2020	2021	2022
1,857	2,100	2,100	2,100

現状値は 2018 年の値

※1 はまなすサポート：性犯罪・性暴力の被害にあわれた方に、産婦人科及び精神科医療、相談等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的支援等を連携して行う支援体制。

(ウ) 少年の非行防止と保護対策の推進

現状・課題	主要な施策の概要
<p>これまで問題を抱えた子どもや被害を受けた子どもと保護者に寄り添い期待に応える活動をしていますが、立ち直りに資するには、関係機関の情報共有による連携と心のケアによる継続的な支援が必要です。</p>	<p>問題を抱えた子どもや犯罪、いじめ、児童虐待などの被害を受けた子どもの心のケアのため、子ども及び保護者に対するカウンセリングや助言など、関係機関が連携して支援を行います。</p>

(エ) 交通事故抑止対策の推進

現状・課題	主要な施策の概要
<p>県内における子どもが関係する交通事故は 10 年前と比べ約 3 分の 1 まで減少しているものの、過去 5 年間では、小学生は歩行中の事故が、中・高校生は、自転車乗用中の事故が高い割合を占めていることなどから、関係機関・団体等と連携し、次代を担う子どもを交通事故から守るための対策に取り組む必要があります。</p>	<p>子どもの交通事故を防止し、安全の確保を図るため、関係機関と連携し、通学路の点検や生活道路対策の実施により、交通環境の整備を推進します。</p> <p>また、交通ルールの遵守と交通マナーを身につけさせるため、参加・体験・実践型の安全教育を推進するとともに、シートベルト・チャイルドシートや自転車に子どもを乗せる際のヘルメットの正しい着用が促進され、子どもの被害防止が図られるよう、関係機関・団体と連携した広報啓発活動に取り組みます。</p>

【指標】 交通事故死傷者数（人）

現状値	2020	2021	2022
2,472	2,140	2,000	1,860

現状値は 2018 年の値

## ソ 食の安全・安心を確保し、地域に根ざした食育を進めます

### (ア) 地域に根ざした食育と食を楽しむ環境づくりの推進

現状・課題	主要な施策の概要
<p>関係団体との協力により、県民運動として食育を展開しているほか、平成 30 年度までに全市町村で食育推進計画が策定され、家庭、学校、地域が連携して食育の推進に取り組む体制づくりが進んでいる状況ですが、県民がより広く食育の意義や必要性を理解できるよう、地域に根ざした食育と食を楽しむ環境づくりを進める必要があります。</p> <p>生活習慣が多様化する中で、偏った食事や不規則な食事などの食習慣の乱れがあることから、望ましい食習慣の形成を図るため、食育の推進が必要です。</p>	<p>子どもたちが「食」に関する知識や「食」を選択する力を自ら身に付け、望ましい食習慣が形成されるよう、家庭、地域、学校等の連携を図りながら、総合的かつ計画的に食育を推進します。</p>
<p>日常生活では食の生産現場を意識することが難しくなっているなかで、食料の生産から消費に至る食の循環を意識し、理解を進めることは、健全な食生活を推進するための大事な活動となっています。</p> <p>小中学校において行われている農林漁業体験などの取組を一層進めるためには、県や市町村だけでなく、農林漁業団体や地域住民と連携して取り組む必要があります。</p>	<p>農林漁業団体や地域住民等の協力を得ながら、農林漁業体験などの取組を通じ、子どもたちの本県農林水産業への理解醸成を図るとともに、食に対する感謝の心を育んでいきます。</p>

#### 【指標】 食育普及啓発キャラバンの参加者数（人）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
275	520	780	1,040

現状値は 2018 年の値

#### 【指標】 食育と食を楽しむイベントの参加者数（人）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
47,352	108,000	162,000	216,000

現状値は 2018 年の値

## タ 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます

### (ア) 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進

現状・課題	主要な施策の概要
都市近郊などにも見られる身近な自然の中で、地域住民が主体となり、河川等の環境保全活動や水生生物調査、地域の特性を生かした環境学習などの活動が多く地域で行われており、こうした取組が継続するよう引き続き支援する必要があります。	各種教材や環境学習交流センター（※1）等を拠点とした取組により、地域で行われる環境保全活動や自然観察などの環境学習を支援します。

#### 【指標】 環境学習交流センター利用者数（人）

現状値	2020	2021	2022
45,010	42,000	42,000	42,000

現状値は2018年の値

#### 【指標】 水生生物調査参加者数（人）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
4,032	7,400	11,100	14,800

現状値は2018年の値

※1 環境学習交流センター：いわて県民情報交流センター（アイーナ）に設置した環境学習の拠点施設であり、県民、NPO、事業者、行政など様々な主体間の連携を促進するためのネットワーク構築や、環境学習や環境保全活動の支援を行っている。

(2) 子育て家庭を支援する

ア 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します

(ア) 質の高い医療が受けられる体制の整備

現状・課題	主要な施策の概要
<p>小児医療機関は、盛岡保健医療圏に集中している一方、気仙、釜石、宮古、久慈、二戸保健医療圏が少なくなっています。</p> <p>このため、小児患者やその家族の負担軽減のためのサポートや症状に応じた小児医療の提供を関係機関が連携して行うため、ICTを活用した小児医療遠隔支援システム（※1）の効果的な運用を図っていく必要があります。</p>	<p>保護者が抱く子育て不安への対応を図るとともに、休日・夜間の救急外来への受診について適切な助言を行うことができるよう、小児救急医療電話相談の充実に努めます。また、どの地域にいても必要な治療を受けられる小児救急医療体制の整備に努め、一定の圏域ごとの体制整備を計画的に進めます。</p>

【指標】 小児医療遠隔支援システム利用回数（回）

現状値	2020	2021	2022
187	146	148	151

現状値は2018年の値

※1 小児医療遠隔支援システム：各二次保健医療圏の中核的な病院と岩手医科大学附属病院との間をテレビ会議システムで結び、詳細な動画像を送受信して、岩手医科大学の小児科専門医の適切な助言を受けながら小児患者の診療を行うことができるもの。

## イ 住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります

### (ア) 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進

現状・課題	主要な施策の概要
<p>妊産婦や子どもを含むすべての人が、安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進が必要です。</p>	<p>すべての人が、安全かつ円滑に利用できる環境の整備を進める「ひとにやさしいまちづくり」に向け、ユニバーサルデザインに対応した公共的施設の情報提供を行う電子マップやひとにやさしい駐車場利用証制度の充実を図るとともに、NPO法人等民間団体の活動を支援しながら、普及や人材育成に取り組みます。</p>

【指標】ひとにやさしい駐車場利用証制度（※1）駐車区画数（区画）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
1,012	1,050	1,075	1,100

現状値は2018年の値

※1 ひとにやさしい駐車場利用証制度：障がい者や、歩行困難等により駐車場の利用に制約がある方に、ひとにやさしい駐車場利用証を交付することにより、利用対象者を明らかにすることで、不特定多数の方が出入りする公共的施設の駐車場に設置されている「車いす使用者用駐車区画」の適正利用を図る制度。

## ウ 生涯を通じて学び続けられる場をつくります

### (ア) 多様な学習機会の充実

現状・課題	主要な施策の概要
「いつでも・どこでも・だれでも」生涯にわたって学習を継続し、その成果を社会に役立てることができる環境づくりを推進する必要があります。	「いつでも・どこでも・だれでも」生涯を通じて学び続けられる環境づくりのため、市町村と連携を図りながら、県立生涯学習推進センター等による、ICTを活用した学びの機会や活躍の場等に関する情報の集積・提供など、学習情報提供の仕組みを一層充実させます。

【指標】生涯学習情報提供システム（ホームページ）利用件数（件）

現状値	2020	2021	2022
76,043	79,000	86,000	93,000

現状値は2018年の値

## エ 安心して子どもを産み育てられる環境をつくります

### (ア) 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進

現状・課題	主要な施策の概要
家庭や地域の子育て力が低下する中で、県民一人ひとりが家庭や子育ての意義について理解を深め、地域社会全体で子育て家庭を応援する機運を高めていく必要があります。	子育てや家庭の大切さについての意識啓発や情報提供を行うことにより、子育てや家庭生活が尊重されるとともに、社会全体で子育てを支援する気運の醸成に努めます。
依然として残っている家事や子育ては女性の仕事という意識を取り除き、男女の多様な働き方や生き方の選択を広げるため、男女が家庭内で協力しあう重要性について理解を深めることが必要です。	イクメンハンドブック（※1）の配布などにより、男性の育児参加についての意識啓発を図ります。

【指標】「いわて子育て応援の店（※2）」協賛店舗数（店舗）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
1,933	2,118	2,209	2,300

現状値は2018年の値

【指標】両親学級（※3）への父親の参加割合（％）

現状値	2020	2021	2022
13.2	13.3	13.7	14.0

現状値は2018年の値

- ※1 イクメンハンドブック：仕事だけでなく積極的に育児にも関わる父親（イクメン）の普及啓発を図るため、新しくパパになる方などに向けて、出産、産後、子育てなどに役立つ情報を掲載した冊子。
- ※2 いわて子育て応援の店：社会全体で子育て世帯を支援する気運の醸成を図ることを目的に、妊婦と18歳未満の「子ども連れ」の家庭に対し、「いわて子育て応援の店」として協賛店独自の子育て支援サービスを提供。
- ※3 両親学級：病院や市町村等が妊婦とそのパートナーを対象に開催しており、妊娠・出産についての知識やお産のための準備、育児の実用的な情報や実技指導などが受けられ、必要に応じて医師、助産師などの指導が受けられる。

### (イ) 子育て家庭への支援

現状・課題	主要な施策の概要
就労等により、保護者が昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、安全・安心な居場	就労等により、保護者が昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、学校の余裕教室や児童館等を活用した、放課後児童クラブ

<p>所の確保が必要です。</p>	<p>の適切な設置及び運営を推進します。</p>
<p>放課後児童クラブや放課後子供教室の質の確保のため、効果的な取組が必要です。</p>	<p>福祉部局と教育部局の連携の下、推進委員会を設置し、放課後における総合的な支援の推進等について検討します。</p> <p>放課後児童クラブの従事者及び放課後子供教室の指導者等に必要となる研修を、福祉部局と教育部局の連携を図りながら、毎年度、計画的に実施します。</p>
<p>児童の健全育成のためには、遊びを通じて心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにすることが大切であり、そのために自らサービスを提供するとともに、各市町村が設置している児童館の活動や児童館のない地域に対して支援を行う、拠点的な役割を担う施設が必要です。</p>	<p>県立児童館「いわて子どもの森（※1）」の機能を活用し、自然体験や児童に健全な遊びを提供するほか、幼児期から自然に触れ合う取組などを通じて、その健康を増進し、情操を豊かにすることにより、生涯にわたる生きる力の基礎を培い、次代を担う児童の健全な育成を図るとともに、県内各地の児童館や放課後児童クラブ等における遊びの普及や指導者・ボランティア等の育成を図り、児童の健全育成活動の充実を図ります。</p>
<p>子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立を図るために、子どもがその置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことのできる施設の整備が必要です。</p>	<p>児童館の適切な設置を支援し、遊び環境の充実を促進します。</p>
<p>少子化対策のために、行政に加え地域・企業など社会全体として、それぞれの役割を一層果たすことができる環境を整備することが必要です。</p>	<p>仕事と子育ての両立を支援する企業の認証・表彰の実施などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。</p>
<p>平成30年度に実施した「岩手県子どもの生活実態調査」によれば、収入が中央値よりも低い世帯の子どもは、中央値以上の世帯の子どもに比べ、朝食を毎日食べる割合が低く、食べない理由として、食べる時間がないことを挙げた割合が高くなっており、朝食を大人の家族と一緒に食べる頻度が低くなっています。</p>	<p>保護者が子どもと一緒に朝食を食べる時間を持てるよう、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進します。【再掲】</p>

<p>平成 30 年度に実施した「岩手県子どもの生活実態調査」によれば、子どもを医療機関を受診させられなかったことがある保護者が、子どもを受診させなかった理由としては、いずれの収入階層においても医療機関に連れて行く時間がないことを挙げた割合が最も高くなっています。</p>	<p>保護者が、子どもを医療機関に連れて行く時間を確保しやすくするため、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進します。【再掲】</p>
<p>核家族化の進行に伴い、子育てや家庭教育についての「知恵」や「経験」の継承が十分に行われず、悩みや不安を抱える保護者が増加しています。</p>	<p>子育て中の親子が気軽に参加し、子育てに関する相談などに応じる場として、子育てサポートセンター（※2）の機能の充実に努めるとともに、地域子育て支援センター（※3）等の設置拡充を図るため、市町村の取組を支援します。</p> <p>子育て中の親たちが育児に関する情報を交換したり、親子の交流を深める行事などを実施している子育てサークル等の活動の充実に向け、情報提供などの支援に努めます。</p> <p>インターネットやマスメディアなどを活用し、子育ての知識や、地域における子育て支援サービス、相談機関に関する情報など、あらゆる世代の多様なニーズに対応した子育て応援情報の提供を行います。</p> <p>子育て中の家庭が抱える悩みを気軽に相談できるよう、住民に最も身近な市町村の相談窓口の強化を図られるよう支援します。</p>
<p>子どもの慢性疾病のうち、特定の疾病については治療期間が長く、医療費負担も高額となることから、慢性疾病を抱える児童やその家族の負担軽減を図る必要があります。</p> <p>また、長期療養している児童の自立促進について地域の実情に応じた支援が必要です。</p>	<p>長期に治療と、高額な医療費負担となる小児慢性特定疾病児童等の負担軽減を図るため、医療費助成事業に取り組むとともに、自立支援や家族の一時的な休息のための援助（レスパイト）など患者・家族の意見も踏まえた支援に努めます。</p>
<p>フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、放置すると知的障</p>	<p>先天性代謝異常を早期に発見するため、新生児にタンデムマス法（※4）等を用いた検査を実施して、疾病が判明した子への適切な</p>

害などの症状を来たすため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期に発見し、障がいの発現を未然に防止する必要があります。	治療が行われるよう、検査機関と医療機関との連携や検査の精度管理等を実施します。
先天性難聴の早期発見のため、医療機関における新生児聴覚検査が実施できる体制の確立や市町村における検査費用助成の拡大などの体制整備を図る必要があります。 難聴児に対する早期支援は、音声言語の発達の促進や、コミュニケーション手段の早期獲得につながることから、身近な場所で相談や療育を受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育の連携による療育支援体制の充実が必要です。	先天性難聴の早期発見及び療育のため、公費負担を含めた新生児聴覚検査や療育支援の体制の確立に努めます。
仕事と家庭の両立に向けて、県のほか、国や市町村、企業・団体等の関係機関が連携を図る必要があります。	労働局が主催する「岩手子育ての女性の就職支援協議会（※5）」における関係機関や企業・団体等との情報交換等を通じ、国の施策や関係機関の取組との十分な連携を図ります。
中学生以下の子どもを持つ家庭に対する経済的支援のため、今後も児童手当の経費の一部を負担していくことが必要です。	中学生以下の子どもを持つ家庭に対する経済的支援として、児童手当の支給に係る経費の一部を負担します。
児童の健全な育成を図るため、未熟児に対する医療に要する費用を支給することが必要です。	市町村が行う未熟児養育医療への給付への支援などにより経済的支援を実施します。
子どもや妊産婦が適正な医療を受けられるよう経済的負担の軽減を図る必要があります。	子どもや妊産婦が適正な医療を受けられるよう、自己負担額に対して助成を行います。

【指標】 放課後児童クラブ設置数（5月1日時点）（箇所）【再掲】

現状値	2020	2021	2022
385	419	437	456

現状値は2018年の値

【指標】 放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を実施している教

室の割合 (%)【再掲】

現状値	2020	2021	2022
25.7	60.0	80.0	100

現状値は 2018 年の値

【指標】 いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数 (事業者) [累計]

現状値	2020	2021	2022
123	215	265	315

現状値は 2018 年の値

- ※1 いわて子どもの森：一戸町に設置した県立の大型児童館であり、子どもに健全な遊びを提供することにより、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、自然の中での自由な遊びやふれあい体験のほか、遊びの指導者の育成などを実施する。
- ※2 子育てサポートセンター：いわて県民情報交流センター（アイーナ）に設置した子育て支援の中核的施設であり、子育て中の親子（乳幼児とその親等）に、いつでも気軽に安心して過ごせる場を提供するとともに、子育てに関する相談・講習を実施する。
- ※3 地域子育て支援センター：子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等への支援、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする施設。
- ※4 タンデムマス法：アミノ酸代謝異常、有機酸代謝異常及び脂肪酸代謝異常を発見するためのタンデム型質量分析計を用いた検査方法。
- ※5 岩手子育ての女性の就職支援協議会：岩手労働局が主催する、労働局、地方公共団体、関係機関、団体等により構成される子育て女性の就職支援に係る具体的な連携事項を協議する会議。

(ウ) 多様な保育サービスの充実

現状・課題	主要な施策の概要
<p>市町村は、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容、その実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することが必要です。</p> <p>県は、子ども・子育て支援事業支援計画を作成し、質の高い教育・保育が適切に提供される</p>	<p>各市町村では、子ども・子育て支援新制度における、地域の教育・保育、子育て支援のニーズの把握や、これに対応した「市町村子ども・子育て支援事業計画（※1）」を策定し、待機児童を解消するなど保育サービスを必要とする全ての家庭が利用できるよう、計画的な施設整備やサービスの質の向上に努めます。</p> <p>県では、市町村と連携して「県子ども・子育て支援事業支援計画（※2）」を策定し、市町村の取組を支援するほか、保育士等の人材の確保や資質の向上を図ります。</p>

<p>よう、計画的に提供体制を確保するほか、市町村の区域を超えた広域的な調整、幼稚園教諭及び保育士等の人材の確保及び資質の向上に係る方策等を行うことが必要です。</p>	
<p>保育所等の利用定員の拡大や病児保育などの多様な保育サービスの充実など、仕事と子育ての両立に向けた更なる環境整備が必要です。</p>	<p>3歳未満の待機児童を解消するため、市町村に対し、小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業（※3）の活用を働きかけます。</p> <p>市町村が実施する放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を図ります。</p> <p>多様な保育ニーズに的確に対応するため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の拡充や、幼稚園における一時預かりの実施を支援します。</p> <p>育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人とを会員とするファミリー・サポート・センターの設置促進、病児・病後児の預かり等の機能の強化や広域的な利用などを支援します。</p> <p>仕事の都合などにより、夜間にわたり保護者が不在となる児童を児童養護施設などで預かる子育て短期支援事業（トワイライトステイ・ショートステイ）の実施を支援します。</p> <p>保育所等の運営費に対して、その経費の一部を負担するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行います。</p> <p>また、保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する制度の情報提供などにより、施設整備又は既存施設の認定こども園への円滑な移行を支援します。</p>
<p>認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、利</p>	<p>認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子ども・子育てを受け入れられる施設であるという特徴を踏まえ、幼稚園、保育所及び保護者への情報提供等を通じその</p>

<p>用希望に沿って適切な利用が可能となるよう、その普及への取組が必要です。</p>	<p>普及を図ります。</p> <p>幼保連携型認定こども園は、認可手続を簡素化した制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組みます。</p> <p>保育所等の運営費に対して、その経費の一部を負担するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行います。</p> <p>また、保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する制度の情報提供などにより、施設整備又は既存施設の認定こども園への円滑な移行を支援します。<b>【再掲】</b></p>
<p>質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって基本となるのは人材であり、人材の確保及び養成を総合的に推進することが重要です。</p>	<p>「岩手県保育士・保育所支援センター（※4）」による、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職への情報提供、保育所と潜在保育士とのマッチング等や保育士修学資金の貸付（※5）を通じ、保育士確保に努めます。</p>
<p>教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に提供していくために、長く働くことができる職場環境の整備が必要です。</p>	<p>職員給与の改善等処遇改善を図り、働く魅力を感じ、働き続けたい職場環境の構築を図ります。</p>
<p>幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を養う大切な時期であり、幼稚園等が、小学校や関係機関等と連携を図り、幼児の望ましい成長・発達を促すことができるよう支援していく必要があります。</p> <p>質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。</p>	<p>新たに県に幼児教育センター（仮称）を設置し、幼児教育アドバイザーの養成や幼児教育、保育事業に従事する職員の段階に応じた研修の実施等を通じた資質向上を図り、乳幼児期において、生涯にわたる生きる力の基礎が培われるよう、教育・保育内容の充実に取り組みます。<b>【再掲】</b></p>
<p>保育所や認可外保育施設において、プール活動・水遊びを行</p>	<p>夏季の水遊びやキャンプなどの園外行事が増加する時期には、子どもの事故防止に関す</p>

<p>う場合には、監視体制、十分な事前教育、緊急事態への対応等、事故の発生防止のための取組が必要です。</p>	<p>る注意を喚起する文書の送付等により、保育所や認可外保育施設の安全な運営に努めます。</p>
<p>保育所や認可外保育施設においては、子どもの安全の確保のため、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じておく必要があります。</p>	<p>県が行う保育所や認可外保育所への定期監査や立ち入り調査等の機会を通じ、子どもの安全の確保についての取組状況を確認し、必要に応じて適切な措置の実施等について指導します。</p>
<p>認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているかを確認し、児童の安全確保を図る必要があります。</p>	<p>認可外保育施設を安心して利用できるようにするため、運営内容などの情報提供や適時の指導に努めます。</p>
<p>保育料については、幼児教育、保育の無償化（3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象）のほか、同時入所第3子以降の無償化など、その負担軽減が図られてきていますが、子育て世帯の支援のため、更なる経済的負担の軽減が必要です。</p>	<p>保護者の負担軽減が図られるよう、利用者負担の見直しについて、国に要望します。</p>
<p>幼稚園・保育所・認定こども園は、地域の実情や当該施設の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、その専門性を生かした子育て支援を行うよう努めることとされています。</p>	<p>幼稚園・保育所・認定こども園が、地域における親子の交流や子育て・家庭教育に関する相談・情報交換の場として活用されるなど、その機能の充実に努めます。</p>
<p>少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応することが必要です。</p>	<p>地域子育て支援センターや保育所等の相談関係機関相互の連携を密にし、効果的な相談支援体制を構築します。</p>
<p>平成30年度に実施した「岩手県子どもの生活実態調査」によれば、母親は、父親に比べ、フ</p>	<p>母子世帯の保護者のフルタイムの就労を支援するため、保育所整備を計画的に進めるとともに、放課後児童クラブをはじめとする地</p>

ルタイム（正規職員）で就労している割合が低く、収入が低い世帯の母親では、パート・アルバイトの割合が最も高くなっています。	域の実情に応じた多様なサービスの充実を図ります。【再掲】
--	------------------------------

【指標】 保育を必要とする子どもに係る利用定員（4月1日時点）（人）

現状値	2020	2021	2022
31,302	32,128	32,546	32,970

現状値は2018年の値

【指標】 放課後児童クラブ設置数（5月1日時点）（箇所）

現状値	2020	2021	2022
385	419	437	456

現状値は2018年の値

【指標】 保育士・保育所支援センターマッチング件数（件）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
122	265	408	558

現状値は2018年の単年の実績値、目標値は2019年からの累計

- ※1 市町村子ども・子育て支援事業計画：子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村が、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関して定める計画。
- ※2 県子ども・子育て支援事業支援計画：子ども・子育て支援法第62条第1項の規定により、県が、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施に関して定める計画。
- ※3 地域型保育事業：子ども・子育て支援新制度において、市町村による認可事業として、児童福祉法に位置付けられた事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4類型がある。
- ※4 岩手県保育士・保育所支援センター：潜在保育士の就職や保育所等における潜在保育士活用支援等を行うため、潜在保育士と保育所等とのマッチングの支援や相談支援などを行う機関。
- ※5 保育士修学資金の貸付：指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得後に県内の保育所等で働くことを希望する学生を支援するため、修学資金等の貸付を行う事業。

## （エ） ひとり親家庭の自立の支援

現状・課題	主要な施策の概要
平成30年度に実施した「岩手県ひとり親世帯等実態調査」によれば、ひとり親家庭等の就労形態・収入は依然として厳しい状況にあり、更なる支援策の充	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画（※1）」を定め、将来にわたりひとり親家庭等が安心して暮らすことができる社会づくりを目指します。

<p>実に努める必要があります。</p>	
<p>子どもの生活実態調査によれば、子どもや生活に関する相談のうち、特に「お金の相談・家計管理」では、母子世帯及び父子世帯の保護者において、相談できる人はいないと回答した割合が高い一方、市町村や社会福祉協議会などの公的な相談窓口が十分に活用されていません。</p>	<p>ひとり親世帯の保護者の多様な相談支援ニーズに対応するため、民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図るとともに、包括的な相談支援体制を構築します。【再掲】</p>
<p>子どもの生活実態調査によれば、母子世帯の保護者は、両親のいる世帯や父子世帯に比べ生活向上のための資格取得や教育の機会の充実に対するニーズが高くなっています。</p>	<p>育児に配慮した託児サービス付き訓練を実施するなど、女性の再就職を支援するとともに、就職につながりやすい国家資格の取得を目指す訓練コースなど、雇用情勢や産業政策、企業ニーズを踏まえた職業訓練等の就業支援を実施します。【再掲】</p> <p>ひとり親支援に関わる民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図り、母子世帯の保護者のスキルアップや就労を包括的に支援します。【再掲】</p>
<p>子どもの生活実態調査によれば、母親は、父親に比べ、フルタイム（正規職員）で就労している割合が低く、収入が中央値よりも低い世帯の母親では、パート・アルバイトの割合が最も高くなっています。</p>	<p>ひとり親家庭等の自立に向けて、個々の家庭の実情に応じた支援メニューを組み合わせた母子・父子自立支援プログラム（※2）の策定や、公共職業安定所、商工関係団体等と連携した、就業相談、就業に必要な知識・技能習得のための支援などの充実を図ります。</p> <p>母子世帯の保護者のフルタイムの就労を支援するため、保育所整備を計画的に進めるとともに、放課後児童クラブをはじめとする地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図ります。【再掲】</p>
<p>子どもの生活実態調査によれば、母及び18歳未満の子のみの母子世帯では、7割以上が賃貸住宅に居住しており、低い家賃で住めるところの充実に対する保護者のニーズが高くなっています。</p>	<p>母子世帯等に対し、公営住宅における優先入居枠の設定や、民間賃貸住宅のセーフティネット住宅への登録促進などにより、家賃負担の少ない住居の確保を支援します。【再掲】</p>
<p>ひとり親世帯等実態調査によれば、離婚を原因とする母子世</p>	<p>子どもを監護していない親からの養育費の確保を促進するため、弁護士による無料法律</p>

<p>帯のうち、4割以上が養育費の取り決めをしておらず、養育費を現在も受給している母子世帯は約3割と低い状況にあります。</p>	<p>相談を実施し、専門的な相談支援を行うとともに、厚生労働省委託事業である養育費・面会交流相談支援センター（※3）と連携し、きめ細やかな相談支援を行います。</p>
<p>ひとり親世帯等実態調査によれば、母子家庭・父子家庭ともに、困っていることは「家計について」が最も多くなっています。</p>	<p>ひとり親家庭等の自立や子どもの修学のため、母子父子寡婦福祉資金（※4）や生活福祉資金を効果的に活用できるよう情報提供するとともに、ファイナンシャルプランナーによる個別訪問等を通じた家計管理支援を実施するほか、ひとり親家庭への児童扶養手当を適切に支給します。</p>
<p>子どもの生活実態調査によれば、世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者のニーズが高いほか、親と18歳未満の子のみの母子世帯及び父子世帯の保護者では、日頃の生活のための経済的支援のニーズが高くなっています。</p> <p>また、就学援助世帯や、母子世帯、父子世帯の保護者に、経済的支援制度の周知が行き届いていません。</p>	<p>ひとり親世帯の保護者の多様な相談支援ニーズに対応するため、民間を含めた関係機関等のネットワーク化を図るとともに、包括的な相談支援体制を構築します。【再掲】</p> <p>また、生活や教育に関する経済的支援制度が必要な世帯に漏れなく活用されるよう、保護者に対し、制度の周知を図るとともに、その活用を促進します。【再掲】</p>
<p>子どもの生活実態調査によれば、母子世帯の保護者は、子どもに、理想的には大学まで進んでほしいが、現実的には高校までと考えている場合が多く、そのように考える理由として2割以上の保護者が経済的な事情を理由に挙げています。</p> <p>また、世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者のニーズが高くなっているほか、子どもの教育を経済的に支援する制度の周知が、母子世帯や就学援助世帯の保護者に行き届いていませ</p>	<p>教育に関する経済的支援制度が必要な世帯に漏れなく活用されるよう、保護者に対し、制度の周知を図るとともに、その活用を促進します。【再掲】</p>

ん。	
子どもの生活実態調査によれば、母及び18歳未満の子のみの母子世帯では、両親のいる世帯に比べ、子どもを医療機関に受診させられなかったことがある割合が高く、その理由として2割以上が医療費の支払いが困難なことを挙げています。	ひとり親家庭が適正な医療を受けられるよう、自己負担額に対して助成を行います。 また、子どもの医療費助成の中学生までの現物給付の拡大について市町村との協議を進めます。【再掲】

【指標】生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率（％）【再掲】

現状値	2020	2021	2022
(2017)	(2019)	(2020)	(2021)
94.2	95.2	96.2	97.2

【指標】学習支援事業に取り組む市町村数（市町村）【再掲】

現状値	2020	2021	2022
21	27	30	33

現状値は2018年の値

【指標】子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数(市町村)【再掲】

現状値	2020	2021	2022
16	24	29	33

現状値は2018年の値

【指標】離職者等を対象とした職業訓練の女性受講者の就職率（％）【再掲】

現状値	2020	2021	2022
-----	------	------	------

- ※1 岩手県ひとり親家庭等自立促進計画：母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づき、国の基本方針に即して、ひとり親家庭等の親の自立とその子どもの健全な成長に向けた施策について定める計画。
- ※2 母子・父子自立支援プログラム：児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定するもの。
- ※3 養育費・面会交流相談支援センター：養育費の取決めや受給を促進するため、養育費と面会交流について支援する相談機関。（厚生労働省委託事業）。夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取決めや確保をサポートするほか、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う
- ※4 母子父子寡婦福祉資金：配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進する目的で貸付を行うもの。

(オ) 障がい児の療育支援体制の充実

現状・課題	主要な施策の概要
<p>精神又は身体に障がいのある児童の福祉の増進を図る必要があります。</p>	<p>精神又は身体に障がいがある児童への特別児童扶養手当の支給、市町村が行う身体障がい児育成医療への給付への支援などにより経済的支援を実施します。</p>
<p>本県が令和元年度に取りまとめた重症心身障がい児及び医療的ケア児に係る実態調査（※1）並びにアンケートの結果によると、在宅生活における介護の負担の軽減を求める回答が多くあったことから、本人やその家族が身近な地域において必要な支援を受けられる支援体制の構築が必要です。</p> <p>また、発達の遅れや障がいなどがある児童が成長段階に応じて必要な支援を受けられるよう、早期の診断・療育を受けられる支援体制の整備が必要です。</p>	<p>県内どの地域でも、障がい児のニーズに対応した質の高い療育が受けられるよう、発達障がい児や超重症児などのニーズにも対応できる機能を備えた「県立療育センター（※2）」を中心に障がい児療育を進めるとともに、各地域の保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、地域療育ネットワークの構築を図ります。</p> <p>また、発達の遅れや障がいなどがある児童が早期に必要な支援を受けられるよう、県立療育センターの小児医療提供体制の充実を図るとともに、県内の医療機関や児童発達支援事業所等と連携し、早期の診断・療育につながる支援体制の構築に努めます。</p>
<p>医療的ケア児や重症心身障がい児、発達障がい児等とその家族が、身近な地域で適切な相談支援を受けることができるよう、相談支援専門員や看護師等の支援者の育成が必要です。</p>	<p>各地域で相談支援に対応できる人材の確保・育成を図るため、医療的ケア児や重症心身障がい児、発達障がい児等に関する研修を実施するとともに、保育所、幼稚園、認定こども園等に対し、障がいの理解や指導法など、障がい児が集団生活に適応するための支援についての普及啓発を行います。</p>

【指標】 児童発達支援センター（※3）の設置数（設置数）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
3	15	16	17

現状値は2018年の値

【指標】 発達障がい者支援センター（※4）等の関係機関への助言（件）

現状値	2020	2021	2022
149	170	180	190

現状値は2018年の値

※1 重症心身障がい児及び医療的ケア児に係る実態調査：県内の重症心身障がい児及び医療的ケア児の実態やニーズを把握し、入所や在宅での支援を検討するための基礎資料とするため、県が独自に実施した調査。（調査時点：平成30年10月1日）

- ※2 県立療育センター：医療法に基づく病院、児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設と医療型児童発達センター、また、相談機関である発達障がい者支援センターなどを併設した複合型施設。
- ※3 児童発達支援センター：児童福祉法に基づき、障がい児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、専門機能を活かした相談支援、障がい児を預かる施設への援助・助言等を担う児童福祉施設。
- ※4 発達障がい者支援センター：発達障害者支援法に基づき、発達障がいの早期発見、早期の発達支援につながるよう相談支援に応じるとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関に対する情報提供や連絡調整等を担う専門的機関。

(カ) 家庭教育を支える環境づくりの推進

現状・課題	主要な施策の概要
核家族化に伴い、子育てや家庭教育についての「知恵」や「経験」の継承が十分に行われず、悩みや不安を抱える保護者が増加するなど、家庭の子育て機能が低下している傾向にあることから、子育てや家庭教育に取り組む保護者等を支援する取組を推進する必要があります。	子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える保護者を支援するため、電話やメールによる相談窓口を設置するとともに、メールマガジン等による家庭教育に役立つ情報などの提供や、教育に関する意識啓発に取り組みます。
子育てに不安や悩みを持つ孤立しがちな保護者に対して、地域と連携して家庭教育の重要性の啓発を図るなど、社会全体の教育力を向上させていく必要があります。	子育て支援に関わるグループ・団体・NPO等や企業との連携・協力、協働を図るため、子育てサポーター（※1）等の資質向上やネットワークづくりに向けた研修等を実施します。

【指標】 すこやかメールマガジン（※2）の登録人数（人）

現状値	2020	2021	2022
1,141	3,000	4,000	5,000

現状値は2018年の値

【指標】 子育てサポーター等を対象とした家庭教育支援に関する研修会の参加者数（人）

現状値	2020	2021	2022
482	550	575	600

現状値は2018年の値

- ※1 子育てサポーター：県教育委員会が実施する子育てサポーター養成講座修了者のうち、地域の子育て支援に指導的な立場で携わる支援者として活動する「岩手県子育てサポーター」への登録者。

※2 すこやかメールマガジン：県生涯学習推進センターにおいて、家庭教育や子育てに関する情報を登録者に定期的（毎週）に配信するメールマガジン。

## オ 仕事と生活を両立できる環境をつくります

### (ア) 働き方改革の取組の推進

現状・課題	主要な施策の概要
年間総実労働時間が全国平均と比較して長く、年次有給休暇取得率も全国平均と比較して低い状況であることから、働き方改革の一層の推進等、働きやすい職場づくりの取組が必要です。	いわてで働こう推進協議会（※1）を核とした「いわて働き方改革推進運動（※2）」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休2日制普及等の働き方改革の取組を推進します。【再掲】

【指標】 いわて働き方改革推進運動参加事業者数（事業者）〔累計〕【再掲】

現状値	2020	2021	2022
217	600	800	1,000

現状値は2018年の値

【指標】 年次有給休暇の取得率（％）

現状値	2020	2021	2022
(2018)	(2019)	(2020)	(2021)
48.7	62.0	69.0	75.0

※1 いわてで働こう推進協議会：若者や女性の県内就職及び就業支援の充実を図り、県内就業者の拡大を通して、岩手県の産業振興と人口減少の歯止めに資するための関係機関で構成する推進組織。

※2 いわて働き方改革推進運動：長時間労働の是正など働き方の改善に取り組む運動。

## カ 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります

### (ア) 快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり

現状・課題	主要な施策の概要
子育て世帯が安心して住むことができる住宅の確保が必要です。	子育て中の世帯に有益な住宅取得などに関する情報や、子育て中の世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅のセーフティネット住宅情報の提供を推進します。 公営住宅においては、子育て世帯に対する入居収入基準の緩和措置を実施します。
子育てにやさしい住宅環境の確保が必要です。	バリアフリー基準を満たす住宅の新築・リフォームに対する補助を実施します。 公営住宅においては、バリアフリー化など、子育て世帯等に対応した整備を推進し、居住水準の向上に努めます。

### (イ) 快適で魅力あるまちづくりの推進

現状・課題	主要な施策の概要
子ども連れで安心して外出できるよう、全ての人が快適に過ごすことができるユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりが必要です。	安心して子ども連れで外出できるよう、不特定多数の人が利用する公共的施設への授乳及びおむつ替えの場所の設置を促進するなど、全ての人が快適に利用できるようユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

【指標】 バリアフリー化に対応した特定公共的施設数（施設）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
94	96	99	102

現状値は2018年の値

## キ 地域の暮らしを支える公共交通を守ります

### (ア) 地域公共交通の利用促進

現状・課題	主要な施策の概要
買い物や通院、通学など住民の足となる交通手段の確保が求められている中、誰もが利用しやすい環境を整備するための取組が必要です。	妊婦や子ども連れの親子が公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるよう、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。

#### 【指標】 ノンステップバスの導入率 (%)

現状値	2020	2021	2022
20.5	29.0	32.0	35.0

現状値は2017年の値

## ク つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます

### (ア) 持続可能な地域コミュニティづくり

現状・課題	主要な施策の概要
人口減少や少子高齢化の進行による地域コミュニティの機能低下、担い手不足が懸念されている中、地域ぐるみでの子育て支援を促進するため、持続可能な地域コミュニティづくりとコミュニティを支える人材の育成に取り組む必要があります。	地域ぐるみでの子育て支援を促進するため、地域づくり活動の担い手となる人材の育成を進めるとともに、市町村と連携しながら、地域コミュニティ活性化のための取組を推進します。

#### 【指標】活動中の元気なコミュニティ特選団体（※1）数（団体）

現状値	2020	2021	2022
179	203	215	227

現状値は2018年の値

※1 元気なコミュニティ特選団体：地域の課題解決を目指し、住民の主体的な参画によりそれぞれの地域で優れた活動を行っている、県内の模範となる団体。

ケ ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくります

(ア) 雇用・労働環境の整備の促進

現状・課題	主要な施策の概要
年間総実労働時間が全国平均と比較して長く、年次有給休暇取得率も全国平均と比較して低い状況であることから、働き方改革の一層の推進等、働きやすい職場づくりの取組が必要です。	いわてで働こう推進協議会（※1）を核とした「いわて働き方改革推進運動（※2）」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休2日制普及等の働き方改革の取組を推進します。

【指標】 いわて働き方改革推進運動参加事業者数（事業者）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
217	600	800	1,000

現状値は2018年の値

※1 いわてで働こう推進協議会：若者や女性の県内就職及び就業支援の充実を図り、県内就業者の拡大を通して、岩手県の産業振興と人口減少の歯止めに資するための関係機関で構成する推進組織。

※2 いわて働き方改革推進運動：長時間労働の是正など働き方の改善に取り組む運動。

## コ 性別や年齢、障がいの有無にかかわらず活躍できる社会をつくります

### (ア) 多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

現状・課題	主要な施策の概要
共働き世帯の男性の家事時間が女性に比して低いことから、男女が共に家事や子育てをする意識醸成が必要です。	市町村、NPO等と連携し、幅広く男女共同参画に関する学習機会を提供するとともに、多様な広報媒体を通じて広報・啓発活動を推進します。
社会の慣習・慣行等の中にある性差別の意識や男女の固定的な性別役割分担意識を見直し、一人ひとりの個性や能力を發揮して自らの意思によって行動ができるよう、男女平等の意識を高める教育の充実が必要です。	学校教育等を通じ、男女の平等意識や男女共同参画意識を啓発するとともに、家事、育児などの知識・技術の習得を促進します。

【指標】 男女共同参画フェスティバル（※1）参加者数（人）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
812	2,000	3,000	4,000

現状値は2018年単年の実績値、目標値は2019年からの累計

【指標】 出前講座受講者数（人）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
3,314	8,800	13,200	17,600

現状値は2018年単年の実績値、目標値は2019年からの累計

【指標】 男女共同参画サポーター（※2）の男性認定者数（人）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
150	178	192	206

現状値は2018年の値

※1 男女共同参画フェスティバル：岩手県では、6月を「いわて男女共同参画推進月間」と定めており、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるために期間中にフェスティバルを開催している。

※2 男女共同参画サポーター：岩手県内の各地域や職場等において、「男女共同参画社会づくり」を推進する人材として平成12年から県が養成している。

### (3) 子どもを生み、育てようとする者を支援する

#### ア 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります

##### (ア) 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進

現状・課題	主要な施策の概要
少子化が進行する中、乳幼児と触れ合う機会が減少しており、子どもを生み育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを理解するため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進する必要があります。	子どもを生み、育てることの意義や、子どもや家庭の大切さについて理解を深めるよう、これから親となる若者などを対象とした保育所等での育児体験や、市町村や学校での中高生を対象とした乳幼児とのふれあい体験を行うことができる環境づくりを推進します。
少子化の要因の一つとして、未婚化、晩婚化があげられるとともに、独身男女が結婚しない理由として、「適当な相手とめぐり合わない」ことが最も多くなっていることから、結婚を願う県民に対し出会いの場を提供する必要があります。	結婚したいと願う県民の希望をかなえるため、「いきいき岩手」結婚サポートセンター「i-サポ」を設置・運営し、会員登録によるマッチング支援や結婚情報の提供などを促進します。 いきいき岩手支援財団の「いわて子ども希望基金（※1）」を活用し、未婚男女の出会いの場の創出を支援するなど、若者の交流活動を促進します。
社会全体で、結婚を応援する機運を醸成していくことが必要です。	社会全体で結婚を応援する機運を醸成し、企業の結婚支援活動を促進するため、新婚夫婦やカップルに商品の割引などのサービスを提供する「いわて結婚応援の店（※2）」の協賛店の拡充に努めます。
妊娠・出産に関する様々な支障や心身にわたる悩みを抱えている方を支援していくことが必要です。	不妊専門相談センター（※3）や保健所において、不妊・不育に関する相談及び情報を提供するとともに、体外受精など特定の不妊治療のほか、男性の不妊治療に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図ります。
社会全体で、子育てを応援する機運を醸成していくことが必要です。	社会全体で子育てを応援する機運を醸成し、企業の子育て支援活動を促進するため、妊婦や子ども連れの親子に商品の割引などのサービスを提供する「いわて子育て応援の店」の協賛店の拡充等に努めます。

【指標】 結婚サポートセンター会員における成婚者数（人）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022

62	220	330	440
----	-----	-----	-----

現状値は2018年単年の実績値、目標値は2019年からの累計

【指標】「いわて子育て応援の店」協賛店舗数（店舗）〔累計〕【再掲】

現状値	2020	2021	2022
1,933	2,118	2,209	2,300

現状値は2018年の値

【指標】特定不妊治療費（男性不妊治療を含む。）の助成人数（人）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
369	780	1,170	1,560

現状値は2018年単年の実績値、目標値は2019年からの累計

- ※1 いわて子ども希望基金：（公財）いきいき岩手支援財団が管理、運用する基金。基金の運用益を基に、未婚男女の出会いの場の創出に関する事業、地域子育て活動支援事業、子育てにやさしい職場環境づくり助成事業を実施。
- ※2 いわて結婚応援の店：結婚を希望する方を社会全体で応援するため、新婚夫婦や婚活中の若者を対象に、「いわて結婚応援の店」として協賛店独自のサービスを提供。
- ※3 不妊専門相談センター：不妊・不育に悩む夫婦に対し、医学的・専門的な相談や、不妊・不育による心の悩み等について対応する機関。

#### （イ）安全・安心な出産環境の整備

現状・課題	主要な施策の概要
妊娠・出産から子育て期にわたり切れ目なく支援するため、子育て世代包括支援センターの設置や様々な母子保健事業の展開が求められています。	子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠、出産、育児等について総合的な支援を行う子育て世代包括支援センターの設置促進や、産後ケア事業などの妊産婦支援の促進に取り組みます。
妊娠11週以降の届出や、妊婦健康診査の未受診者がいる中で、安心して妊娠、出産、育児等を行うため、正しい知識を得る機会や相談先の充実が求められています。	妊娠、出産、育児等についての健康教育や相談活動の充実を図ります。また、妊娠の届出や妊婦健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診者に対する指導の充実に努めます。
早産や妊産婦メンタルヘルスケア、発達障害の早期発見などについて、妊産婦や家族に対して普及啓発していく必要があります。	県医師会の協力を得て、本県独自の母子健康手帳を作成し、母と子の健康支援に関する情報提供の充実に努めます。
妊産婦は心身のバランスを崩しやすく、妊産婦のメンタルヘルスの不調は子どもの心身の発	児童虐待の発生予防に向けて、妊産婦メンタルヘルスケアや乳児家庭全戸訪問等により、親子の心身の健康支援の充実に努めます。

<p>達にも影響を及ぼし、児童虐待のリスクになり得ます。</p>	<p>【再掲】</p>
<p>HTLV-1の主な感染ルートの1つが母子感染であり、妊婦に対するHTLV-1抗体検査の適切な実施、キャリア相談体制の充実等により、母子感染防止のための体制整備を図る必要があります。</p>	<p>HTLV-1(※1)母子感染予防について、協議会を設置し、妊婦に対する抗体検査の実施や相談体制等の整備に努めます。</p>
<p>本県では、岩手医科大学附属病院を総合周産期母子医療センターとして指定し、ハイリスク妊産婦に対する医療及び高度な新生児医療を提供しているほか、県内4つの周産期医療圏に9つの地域周産期母子医療センターを認定し、周産期に係る比較的高度な医療を提供していますが、救急搬送体制を強化し、母体及び新生児の救急搬送受入施設の調整等を円滑に行うため、総合周産期母子医療センターに配置している周産期救急搬送コーディネーターと県内の周産期医療施設、消防機関等との連携を推進する必要があります。</p>	<p>総合周産期母子医療センターを中核とし、インターネットを活用した周産期医療情報の共有を図りながら、地域の周産期母子医療センターや診療所、助産所、市町村等との連携を促進し、妊娠のリスクに応じた適切な周産期医療の提供に努めます。</p>
<p>これまで周産期医療従事者等を対象として、新生児蘇生法等に関する研修を実施してきたほか、超音波画像診断装置の操作等の専門的な研修により、人材育成を行ってきましたが、限られた周産期医療資源を効率的に活用し、医療従事者の負担を軽減するため、医療人材の育成確保や医療環境の整備を行う必要があります。</p> <p>また、妊産婦等への支援においては、関係機関が連携して支</p>	<p>母子保健医療体制の充実を図るため、県医師会、県歯科医師会、県立大学、県助産師会等と連携し、多様なニーズに対応する保健医療従事者の資質の向上に努めるとともに、関係機関の連携を推進します。</p>

<p>援に当たる必要があるほか、対象者のニーズに対応するため、保健医療従事者の資質向上を図る必要があります。</p>	
<p>子どもの年齢に応じた成長・発達の確認や病気や障がいの早期発見のため、乳幼児健康診査を全ての子どもが適切な時期に健診を受けることが重要です。</p> <p>また、乳幼児期における、食習慣の基礎の確立支援、予防接種の勧奨、事故防止対策等に努める必要があります。</p>	<p>乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに、乳幼児期からのバランスのとれた食生活の支援、歯科疾患の予防、咀嚼機能の発達支援など、乳幼児への保健指導の充実に努めます。また、予防接種率の向上、乳幼児の事故防止について、普及啓発に努めます。</p>

**【指標】 周産期救急患者搬送のコーディネート件数（件）**

現状値	2020	2021	2022
285	311	320	330

現状値は 2018 年の値

**【指標】 産後ケア事業実施市町村数（他市町村との連携を含む）（市町村）**

現状値	2020	2021	2022
9	21	27	33

現状値は 2018 年の値

※1 HTLV-1: ヒト T 細胞白血病ウイルス (Human T-cell Leukemia Virus Type 1) の略称で、血液中の白血球のひとつであるリンパ球に感染するウイルス。

**イ ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくります**

**(ア) 県内就業の促進及びU・Iターンによる人材確保の推進**

現状・課題	主要な施策の概要
<p>県内では産業集積等に伴い、かつてない規模の人材確保が急務となっており、若者等の県内就職の促進とともに、効果的なU・Iターン対策が必要です。</p> <p>岩手県の人口の社会減は、18歳の進学・就職期と22歳前後の就職期における若者の転出が主な要因であり、効果的なU・Iターン対策とともに、地元定着につながる取組を一層促進する必要があります。</p>	<p>就業支援員等による学校や企業訪問・相談を通じて、高校生の就職及び定着を支援するとともに、「ジョブカフェいわて」などを拠点として、キャリアカウンセリングや研修等により若者や女性の就職活動や職場定着を支援します。</p>

**【指標】 高校生の県内企業の認知度割合 (%)**

現状値	2020	2021	2022
50.8	83.6	91.8	100

現状値は2016年の値

**【指標】 ジョブカフェ等のサービスを利用して就職決定した人数 (人) [累計]**

現状値	2020	2021	2022
2,026	4,200	6,300	8,400

現状値は2018年単年の実績値、目標値は2019年からの累計

**【指標】 高卒者3年以内の離職率 (%)**

現状値	2020	2021	2022
38.8	36.4	35.6	35.0

現状値は2017年の値

**(イ) 女性・若者・障がい者などへの職業能力開発の支援**

現状・課題	主要な施策の概要
<p>岩手の将来を担う若手をはじめ、あらゆる人が持てる能力を最大限に発揮するために、女性・若者・障がい者などへの職業能力開発を支援する取組が必要です。</p>	<p>育児に配慮した託児サービス付き訓練を実施するなど、女性の再就職を支援するとともに、就職につながりやすい国家資格の取得を目指す訓練コースなど、雇用情勢や産業政策、企業ニーズを踏まえた職業訓練等の就業支援を実施します。</p>
	<p>県立職業能力開発施設において、時代の変化や地域ニーズに対応した体制整備を推進し、将来の本県産業を担う人材を育成</p>

	するとともに、就職を希望する学生の県内就職を促進します。
--	------------------------------

【指標】 離職者等を対象とした職業訓練の女性受講者の就職率（％）

現状値	2020	2021	2022
(2017)	(2018)	(2019)	(2020)
76.6	84.0	84.0	84.0

【指標】 県立職業能力開発施設における県内企業への就職率（％）

現状値	2020	2021	2022
59.8	71.0	73.0	75.0

現状値は2018年の値

#### (4) 東日本大震災津波からの復興を推進する

##### ア 健康の維持、増進を図るとともに、要保護児童を支援します

###### (ア) 被災者のこころのケアの推進

現状・課題	主要な施策の概要
震災によりストレスを抱える子どもの専門治療を行う「いわてこどもケアセンター」の延受診者件数は未だに増加しており、息の長い支援が求められています。	「いわてこどもケアセンター（※1）」を拠点として、震災ストレスへの専門的な治療、児童精神科医や臨床心理士等の専門スタッフの確保・養成、地域の子ども家庭支援者への研修を一体的に実施し、被災した子どもや家族への心のケアを継続的に実施します。
被災地においては、子どもを安全に遊ばせることができる環境が不足しており、生活環境の変化などによりストレスを感じることの多い子どもたちが健やかに成長していくための支援が必要です。	遊びや体験が不足している沿岸被災地の子どもたちの健全育成のため、遊び場の提供を行います。

###### 【復興推進プランにおける主な事業】（暮らしの再建／保健・医療・福祉）

事業名	事業概要
被災児童こころのケア事業（いわてこどもケアセンター設置運営事業）	被災児童の専門的な精神的ケア等を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回診療：3か所（宮古市、釜石市、大船渡市）</li> <li>・巡回診療日数：240日（2019・2020計）</li> </ul>

※1 いわてこどもケアセンター：東日本大震災津波で被災した子どものこころのケアを行うため、岩手医科大学に委託して実施。

###### (イ) 要保護児童への支援

現状・課題	主要な施策の概要
子どもたちの健全育成のためには、支援者の資質向上が必要であり、国の復興・創生期間終了後も支援者が自ら研修会等を開催し、スキルアップの機会をつくることのできるよう支援が必要です。	被災児童の養育者の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）や、支援者のスキルアップ等のため、保育支援研修会を実施します。また、保育所等が開催する子育て研修会を支援します。
東日本大震災に伴う被災者を取り巻く環境の変化に対応し、安心して日常生活を営むことが	震災により住宅の全半壊など財産の損失があった場合や、生計維持者の失職等に伴い家庭の収入が震災前に比べ減少した場合に市町

できるよう、支援が必要です。	村が行う保育料の減免に対して支援を行います。
被災孤児の成長に伴い、里親が抱える悩みや不安も変わっており、ニーズに応じた相談対応が必要です。	被災孤児を養育する里親に対して、子どもの養育方法や心理面のケアについて支援します。

**【復興推進プランにおける主な事業】（暮らしの再建／保健・医療・福祉）**

事業名	事業概要
児童養育支援ネットワーク事業（被災児童対策事業）	被災児童等に対して適切な対応が図られるよう、沿岸 12 市町村を対象とし、保育所職員、市町村職員、保護者等への研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所職員等研修会実施回数：48 回（2019・2020 計）</li> </ul>

## イ きめ細かな学校教育を実践するとともに、教育環境の整備・充実を図ります

### (ア) 安心して学べる環境の整備

現状・課題	主要な施策の概要
東日本大震災津波により、被災した児童生徒が経済的理由により修学を断念することがないよう、社会人になるまでの修学の支援や教育の充実を図る必要があります。	被災孤児・遺児の状況把握を行い、民間等からの支援情報等必要な情報提供を行うとともに、いわての学び希望基金給付金・奨学金等を支給します。
東日本大震災津波により、被災した児童生徒が経済的理由により修学を断念することがないよう、社会人になるまでの修学の支援や教育の充実を図る必要があります。 東日本大震災津波により被災した生徒が被災前同様の運動部活動が行えるよう支援をする必要があります。	震災により家計が急変した世帯の生徒の教科書購入費等の支給や、被災地で文化活動や運動部活動に励む子どもの支援を行います。

### 【復興推進プランにおける主な事業】（暮らしの再建／教育・文化・スポーツ）

事業名	事業概要
いわて学び希望基金奨学金給付事業	東日本大震災津波で親を失った児童生徒等が、経済的理由により就学を断念することのないよう、奨学金を給付 ・小・中・高大学等に在籍する者に定期金（月額）を給付 ・小学校に入学した者及び小・中・高校を卒業した者に一時金を給付
いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付事業	東日本大震災津波で被災した低所得世帯の高校生等が、経済的な理由により大学等への進学を断念することのないよう、進学に伴い必要となる費用等の一部を給付
いわての学び希望基金教科書購入費等給付事業	東日本大震災津波により被災した生徒及び保護者等に対し、高等学校における修学の支援を目的として、教科用図書、修学旅行費及び入学に要する経費の全部又は一部を給付

## 第4章 計画推進に向けて

### 1 計画の推進のための役割

この計画の推進に当たり、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民には、条例第3条に規定する基本理念にのっとり、次の役割を担うことが期待されます。

#### (1) 保護者

自らが子育てについて最も重要な役割を担っているという認識の下、必要に応じて県、市町村及び子ども・子育て支援機関等による子ども・子育て支援の活用を図りながら、子どもを健やかに育むこと。

#### (2) 子ども・子育て支援機関等

子ども・子育て支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、子ども・子育て支援を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。

#### (3) 事業主

その雇用する労働者が安心して子どもを生み、育てることができるようにするために必要な雇用環境の整備を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。

#### (4) 県民

子ども・子育て支援についての関心と理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。

### 2 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、「岩手県子ども・子育て会議」等の場を通じて県民の意向を反映させるとともに、国や市町村、関係団体等との緊密な連携を図ります。

### 3 施策の実施状況の公表と計画の見直し

この計画の実施状況については、毎年度、前年度の実施状況を取りまとめ、公表します。

また、「岩手県子ども・子育て会議」の意見や、経済・社会情勢の変化等を踏まえ、柔軟に計画内容の見直しを行い、効果的かつニーズに合った施策の推進に努めます。

**いわて子どもプラン（2020～2024）に関する問合せ先**  
**岩手県保健福祉部子ども子育て支援課**

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

電話 : 019-629-5456

ファクシミリ : 019-629-5464

Eメール : AD0007@pref.iwate.jp

# いわて子どもプラン（2020～2024）（中間案）修正項目

<p>就学援助世帯の6割を母子世帯が占めるなど、母子世帯の収入が低い状況にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活実態調査によれば、母親は、父親に比べ、フルタイム（正規職員）で就労している割合が低く、収入が中央値よりも低い世帯の母親では、パート・アルバイトの割合が最も高くなっています。</li> <li>子どもの生活実態調査によれば、母子世帯の保護者は、両親のいる世帯や父子世帯に比べ生活向上のための資格取得や教育の機会の充実に対するニーズが高くなっています。</li> </ul>	<p>た関係機関等のネットワーク化を図り、母子世帯の保護者のスキルアップや就労を包括的に支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子世帯の保護者のフルタイムの就労を支援するため、保育所整備を計画的に進めるとともに、放課後児童クラブをはじめとする地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図ります。</li> </ul>
<p>② 保護者の仕事と子育ての両立に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活実態調査によれば、子どもを医療機関に受診させられなかったことがある保護者が、子どもを受診させなかった理由としては、いずれの収入階層においても医療機関に連れて行く時間がないことを挙げた割合が最も高くなっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が、子どもを医療機関に連れて行く時間を確保しやすくするため、民間企業等による仕事と子育ての両立を支援する取組を促進します。</li> </ul>
<p>(4) 経済的支援</p>	
<p>① 子どもの医療機関の受診に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活実態調査によれば、収入が中央値よりも低い世帯の保護者は、中央値以上の世帯の保護者に比べ、子どもを医療機関に受診させられなかったことがある割合が高く、収入が中央値の1/2未満の世帯及び就学援助世帯では、2割以上が医療費の支払いが困難なことを理由に挙げています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが適切な医療を受ける機会を確保するため、子どもの医療費助成の中学生までの現物給付の拡大について市町村との協議を進めます。</li> </ul>
<p>② ひとり親世帯等の経済的な支援に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの生活実態調査によれば、世帯類型に関わらず、子どもの教育のための経済的支援に対する保護者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親世帯の保護者の多様な相談支援ニーズに対応するため、民間を含めた関係機関等のネットワーク</li> </ul>

## カ 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります

### (ア) 快適に暮らせる良質で環境に配慮した居住環境づくり

現状・課題	主要な施策の概要
子育て世帯が安心して住むことができる住宅の確保が必要です。	子育て中の世帯に有益な住宅取得などに関する情報や、子育て中の世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅のセーフティネット住宅情報の提供を推進します。 公営住宅においては、子育て世帯に対する入居収入基準の緩和措置を実施します。
子育てにやさしい住宅環境の確保が必要です。	バリアフリー基準を満たす住宅の新築・リフォームに対する補助を実施します。 公営住宅においては、バリアフリー化など、子育て世帯等に対応した整備を推進し、居住水準の向上に努めます。

### (イ) 快適で魅力あるまちづくりの推進

現状・課題	主要な施策の概要
<u>妊産婦や子どもを含むすべての人が、安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進</u> が必要です。	<u>すべての人が、安全かつ円滑に利用できる環境の整備を進める「ひとにやさしいまちづくり」</u> に向け、「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、特定公共的施設を新築する際の普及・啓発の取組により、 <u>多くの人が利用する施設のバリアフリー化を促進</u> します。

【指標】 バリアフリー化に対応した特定公共的施設数（施設）〔累計〕

現状値	2020	2021	2022
94	96	99	102

現状値は 2018 年の値

第3回子ども子育て会議におけるプランに対する意見への対応状況

資料7-3

【各反映区分の内容】

「A(全部反映)」:意見の内容の全部を反映し、プランを修正したもの  
 「B(一部反映)」:意見の内容の一部を反映し、プランを修正したもの  
 「C(趣旨同一)」:意見とプランの趣旨が同一であると考えられるもの  
 「D(個別計画の策定及びプランの推進等に当たって参考とするもの)」:プランを修正しないが、個別計画の策定及びプランの推進に当たって参考とするもの  
 「E(対応困難)」:A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの  
 「F(その他)」:その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

No.	委員名(所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への反映状況	記載内容(プラン中間案)	記載内容(プラン2020~2024中間案)	担当課
1	遠藤一子委員 (岩手県私立保育園連盟)	第II章各論 第1施策の具体的推進 2子育て家庭を支援する (6)経済的負担の軽減	中間案37ページに、保育料の無償化についての記載があるが、0-2歳児が対象外となっていることが分かりにくいので明記して欲しい。	第3章 3 推進する施策 (2) 子育て家庭を支援する エ 安心して子どもを産み育てられる環境をつくります (ウ) 多様な保育サービスの充実の「現状・課題」について、右記のとおり記載します。	A (全部反映)		保育料については、幼児教育、保育の無償化(3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象)のほか、同時入所第3子以降の無償化など、その負担軽減が図られてきていますが、子育て世帯の支援のため、更なる経済的負担の軽減が必要です。 (68ページ)	子ども子育て支援課
2	佐藤伸一委員 (日本労働組合総連合会岩手県連合会)	第II章各論 第1施策の具体的推進 3子どもの健全育成を支援する (4)社会的養護体制の充実	中間案45ページに、里親専任の児童福祉司を配置すると明記いただいたが、一方で、職員定数の都合などで児童虐待専任の児童福祉司や、子ども子育て支援課の職員が減らされることのないよう配慮いただきたい。	必要な職員配置について、適切に配慮して参ります。	F(その他)その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)			子ども子育て支援課
3	両川いずみ委員 (認定NPO法人いわて子育てネット)	第II章各論 第1施策の具体的推進 3子どもの健全育成を支援する (1)地域における健全育成活動の推進	中間案40ページに、子どもの健康について記載されていることだが、震災以降子ども達の肥満が多いということが言われ、元々北東北の子ども達は肥満が多いということもあるので、子どもの肥満対策に対しての取組の記載があってもよいのではないか。	第3章 3 推進する施策 (1) 子どもの健全やかな成長を支援する キ【体育】児童生徒の豊かな体を育みます (ア) 健康教育の充実の「主要な施策の概要」について、修正します。	A (全部反映)	体育授業や部活動を通じて運動やスポーツに親しむ習慣の定着を図ります。また、基本的な生活習慣、望ましい食習慣の形成など健康教育の充実を図ります。	体育授業や部活動を通じて運動やスポーツに親しむ習慣の定着を図ります。児童生徒の肥満予防・改善を図るため、学校と家庭・地域が連携し、基本的な生活習慣や望ましい食習慣の形成、適度な運動習慣づくりの啓発など、健康教育の充実に取り組みます。 (44ページ)	保健体育課
4	両川いずみ委員 (認定NPO法人いわて子育てネット)	副題	副題について、大人・親視点のものになっていくので、子どもが生き生きと岩手で育っていくというようなイメージのものになるとよいのではないか。	第3章 1 目指す姿 に、プランの推進を通じていわての子どもたちに期待することを記載します。	D(個別計画の策定及びプランの推進等に当たって参考とするもの)		この計画を推進することにより、岩手の子どもたちが、豊かな自然や伝統文化の中で、岩手に愛情や誇りを持ち、人とのつながりを大切にしながら、岩手の将来を担う若者として多様な活動に取り組んでいくことを期待します。 (20ページ)	子ども子育て支援課
5	佐藤伸一委員 (日本労働組合総連合会岩手県連合会)	第II章各論 第1施策の具体的推進 3子どもの健全育成を支援する (1)地域における健全育成活動の推進	子どもの貧困対策推進計画について、今後、議論されると思うが、子どもの貧困や児童虐待は、親の働き方や経済状況、育ち等が様々重なった結果として表れていると思われるので、そういった点も含めて議論いただきたい。	第3章 3 推進する施策 (1) 子どもの健全やかな成長を支援する イ 安心して子どもを産み育てられる環境をつくります (イ) 子どもの貧困対策の推進 について、子どもの生活実態調査の結果を踏まえた内容とともに、子どもの貧困対策推進計画の見直しの中で具体的に検討していきます。	B(一部反映)意見の内容の一部を反映し、プランを修正したもの		記載については省略 (25~29ページ)	子ども子育て支援課

第2回子ども子育て会議におけるプランに対する意見への対応状況

資料7-4

【各反映区分の内容】

「A(全部反映)」: 意見の内容の全部を反映し、プランを「中間案」に向けて修正したもの
「B(一部反映)」: 意見の内容の一部を反映し、プランを「中間案」に向けて修正したもの
「C(趣旨同一)」: 意見とプランの趣旨が同一であると考えられるもの
「D(個別計画の策定及びプランの推進等に当たって参考とするもの)」: プランを修正しないが、個別計画の策定及びプランの推進に当たって参考とするもの
「E(対応困難)」: A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
「F(その他)」: その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

No.	委員名(所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への反映状況	記載内容(プラン素案) ※第2回会議提示	記載内容(プラン中間案) ※第3回会議提示	担当課	記載内容(プラン2020~2024中間案)
1	遠藤一子委員 (岩手県私立保育園連盟)	第三章計画の推進 第1計画推進のためのそれぞれの役割	計画推進のためのそれぞれの役割とあるが、保育関係者はどの部分に入るのか。もし入っていないならば、入れていただきたい。	新たに「保育施設の役割」を追加します。(中間案56ページ)	A (全部反映)		5 保育施設の役割 保育施設は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする施設です。 入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場とするために、次のような役割を果たすことが求められます。 ● 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育施設における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うこと。 ● 入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うこと。 ● 保育施設の職員は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、保護者に対する保育に関する指導を行い、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めること。	子ども子育て支援課	第4章1(2)において、子ども子育て支援機関等(※)の役割として、条例第3条に規定する基本理念にのっとり、子ども子育て支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、子ども子育て支援を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども子育て支援に関する施策に協力するよう努めることが期待される旨、記載しています。 (91ページ)  ※ 子ども子育て支援機関等…幼稚園、小学校等の教育機関、保育所、児童養護施設等の児童福祉施設、子ども子育て支援を行うことを目的とする特定非営利活動法人その他の子ども子育て支援を行う機関、施設及び団体をいう。
2	両川いずみ委員 (認定NPO法人いわて子育てネット)	第二章各論第1施策の具体的推進 2子育て家庭を支援する(4)保育サービスの充実と・教育・保育の総合的な提供	今まで以上に、乳幼児期の過ごし方が大事と言われる非認知的能力の獲得といったことを意識したものをに入れていただきたい。	(実施者、従事者の確保及び資質の向上等)の項目について一部修正します。(中間案35ページ)	A (全部反映)	● 幼児教育、保育に従事する職員の段階に応じた研修を実施し、資質の向上を図ります。	● 幼児教育、保育事業に従事する職員の段階に応じた研修を実施するなど、乳幼児期において、生涯にわたる生きる力の基礎が培われるよう、教育・保育内容の充実に努めます。	子ども子育て支援課	第3章3(1)オ(ア)及び(2)エ(ウ)において、次のとおり記載しています。  新たに県に幼児教育センター(仮称)を設置し、幼児教育アドバイザーの養成や幼児教育、保育事業に従事する職員の段階に応じた研修の実施等を通じた資質向上を図り、乳幼児期において、生涯にわたる生きる力の基礎が培われるよう、教育・保育内容の充実に取り組みます。 (40ページ及び67ページ)

No.	委員名 (所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への 反映状況	記載内容(プラン素案) ※第2回会議提示	記載内容(プラン中間案) ※第3回会議提示	担当課	記載内容(プラン2020～2024中間案)	
2	岡川い ずみ委 員 (認定N PO法人 いわて 子育て ネット)	第Ⅱ章各論 第1施策の 具体的推進 3子どもの健 全育成を支 援する (1)地域にお ける健全育 成活動の推 進	今まで以上に、 乳幼児期の過ごし 方が大事と言われ ており、いわゆる 非認知的能力の 獲得といったこと を意識したものを 入れていただき たい。	(放課後の健全育成等を促進します)の項目に ついて一部修正します。(中間案41ページ)	A (全部反 映)	● 県立児童館「いわて子どもの森」の 機能を活用し、自然体験や児童に健全 な遊びを提供するほか、幼児期から自 然に触れ合う取組などを通じて、その健 康を増進し、情操を豊かにすることによ り、次代を担う児童の健全な育成を図 るとともに、県内各地の児童館や放課 後児童クラブ等における遊びの普及や 指導者・ボランティア等の育成を図り、 児童の健全育成活動の充実を図りま す。	● 県立児童館「いわて子どもの森」の機 能を活用し、自然体験や児童に健全な遊 びを提供するほか、幼児期から自然に触 れ合う取組などを通じて、その健康を増 進し、情操を豊かにすることにより、生 涯にわたる生きる力の基礎を培い、次 代を担う児童の健全な育成を図るとと もに、県内各地の児童館や放課後児童 クラブ等における遊びの普及や指導者 ・ボランティア等の育成を図り、児童 の健全育成活動の充実を図ります。	子ども 子育て 支援課	第3章3(2)エ(イ)において、次のとおり記 載しています。  県立児童館「いわて子どもの森」の機能 を活用し、自然体験や児童に健全な遊 びを提供するほか、幼児期から自然に 触れ合う取組などを通じて、その健康 を増進し、情操を豊かにすることによ り、生涯にわたる生きる力の基礎を 培い、次代を担う児童の健全な育 成を図るとともに、県内各地の児童 館や放課後児童クラブ等における遊 びの普及や指導者・ボランティア等 の育成を図り、児童の健全育成活 動の充実を図ります。 (62ページ)	
		第Ⅱ章各論 第1施策の 具体的推進 3子どもの健 全育成を支 援する (5)生きる力 を育む学校 教育の推進	中間案46ページに以下の通り記載していま す。 (生きる力を育む学校教育を推進します) ● 「生きる力の基礎」を培う質の高い幼稚園教 育を推進するため、「生活」及び「発達」や「学び」 の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実を図ると ともに、地域の特性や幼児の実態に応じた特色 ある幼稚園づくりに取り組めます。  (学事振興課) 幼児期における非認知的能力の獲得は重要 であり、私立学校の建学の精神などに基づく特 色ある取組を支援しています。 <取り組み事例> 私立学校振興費(特色ある幼児教育等振興費) 補助金で次の取組を支援している。 ・職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進 ・健康・安全・食に関する教育の推進 ・その他幼児教育の質の向上を図る特色ある取 組と認められる事業	中間案46ページに以下の通り記載していま す。 (生きる力を育む学校教育を推進します) ● 「生きる力の基礎」を培う質の高い幼稚園教 育を推進するため、「生活」及び「発達」や「学び」 の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実を図ると ともに、地域の特性や幼児の実態に応じた特色 ある幼稚園づくりに取り組めます。  (学事振興課) 幼児期における非認知的能力の獲得は重要 であり、私立学校の建学の精神などに基づく特 色ある取組を支援しています。 <取り組み事例> 私立学校振興費(特色ある幼児教育等振興費) 補助金で次の取組を支援している。 ・職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進 ・健康・安全・食に関する教育の推進 ・その他幼児教育の質の向上を図る特色ある取 組と認められる事業	C (趣旨同 一)				学事振 興課 (私立 幼稚 園)	第3章3(1)オ(ア)において、次のとおり記 載しています。  「生きる力の基礎」を培う質の高い幼児教 育を推進するため、「生活」及び「発達」や 「学び」の連続性を踏まえた遊びを通した総 合的な指導の充実を図るとともに、地域の 特性や幼児の実態に応じた特色ある幼稚 園づくり等に取り組めます。 (40ページ)
			(学校教育課) 幼児期における非認知的能力の獲得は重要 であり、平成30年度からの新たな幼稚園教育要 領はその重要性を踏まえたものとなっています。 この幼稚園教育要領に基づき質の高い幼稚園 教育が行われるよう取り組んでいきます。 <取り組み事例> 幼稚園教育理解推進事業の1つである「保育 技術協議会」において、「乳幼児期における保育 の在り方」について講義を受け、演習をするコ ースを設けており、この中で、幼稚園教諭等が非 認知的能力と幼児期の教育の重要性を学び、 実践に結びつくように演習により深めています。 研修は、保育所、認定こども園の保育者にも参 加を呼びかけ、幼児期の教育に携わる職員の 資質向上に努めています。	(学校教育課) 幼児期における非認知的能力の獲得は重要 であり、平成30年度からの新たな幼稚園教育要 領はその重要性を踏まえたものとなっています。 この幼稚園教育要領に基づき質の高い幼稚園 教育が行われるよう取り組んでいきます。 <取り組み事例> 幼稚園教育理解推進事業の1つである「保育 技術協議会」において、「乳幼児期における保育 の在り方」について講義を受け、演習をするコ ースを設けており、この中で、幼稚園教諭等が非 認知的能力と幼児期の教育の重要性を学び、 実践に結びつくように演習により深めています。 研修は、保育所、認定こども園の保育者にも参 加を呼びかけ、幼児期の教育に携わる職員の 資質向上に努めています。	C (趣旨同 一)				学校教 育課 (公立 幼稚 園)	

No.	委員名 (所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への 反映状況	記載内容(プラン素案) ※第2回会議提示	記載内容(プラン中間案) ※第3回会議提示	担当課	記載内容(プラン2020～2024中間案)
3	芳賀カナ ナ委員 (日本保 育協会 岩手県 支部)	第Ⅱ章各論 第1施策の 具体的推進 2子育て家庭 を支援する (3)親と子の 健康づくりの 充実	障がい児支援を 推進しますの部分 について、県立療 育センターが完成 して充実が図られ ているところだが、 受診まで1年半待 ちという状況もあ る。また、障がい 児も含め配慮の必 要な児童が増えて いる現実があり、 普及啓発を行って いくとの記載があ るが、取組の強化 などもっと意識し て対応していく必 要があることを盛り 込んでほしい。	(障がい児支援を推進します)の項目につ いて、一部修正します。(中間案33ページ) (補足説明) 初診待機の長期化は、県立療育センターのほ か、他の小児科、児童精神科等でも同様の状況 にあると伺っており、県立療育センターの取組と 県全体の取組とを並行して進めていきます。 (参考) 発達障がいに対応した医療機関は県立療育セ ンターのほかに、県立中央病院などがあり、これ らの医療機関は、岩手県医師会のホームページ に掲載しているところです。 支援を必要とする方が、相談先として希望する 医療機関の情報を入手することができるよう、岩 手県医師会と相談しながら、保育所、幼稚園や 市町村の相談窓口等への周知に取り組んでい きます。	A (全部反 映)	● 県内どの地域でも、障がい児の ニーズに対応した質の高い療育が受け られるよう、発達障がい児や超重症児 などのニーズにも対応できる機能を備 えた「県立療育センター」を中心に障が い児療育を進めるとともに、各地域の 保健、福祉、医療、教育等の関係機関 が連携し、地域療育ネットワークの構築 を図ります。	● 県内どの地域でも、障がい児のニー ズに対応した質の高い療育が受けられる よう、発達障がい児や超重症児などの ニーズにも対応できる機能を備えた「県立 療育センター」を中心に障がい児療育を進 めるとともに、各地域の保健、福祉、医 療、教育等の関係機関が連携し、地域療 育ネットワークの構築を図ります。 <u>また、発達の遅れや障がいなどがある 児童が早期に必要な支援を受けられるよ う、県立療育センターの小児医療提供体 制の充実を図るとともに、県内の医療機関 や児童発達支援事業所等と連携し、早期 の診断・療育につながる支援体制の構築 に努めます。</u>	障がい 保健福 祉課	第3章3(2)エ(オ)において、次のとおり記 載しています。  県内どの地域でも、障がい児のニーズに 対応した質の高い療育が受けられるよう、 発達障がい児や超重症児などのニーズにも 対応できる機能を備えた「県立療育セン ター」を中心に障がい児療育を進めるとも に、各地域の保健、福祉、医療、教育等の 関係機関が連携し、地域療育ネットワー クの構築を図ります。 <u>また、発達の遅れや障がいなどがある児 童が早期に必要な支援を受けられるよう、 県立療育センターの小児医療提供体制の 充実を図るとともに、県内の医療機関や児 童発達支援事業所等と連携し、早期の診 断・療育につながる支援体制の構築に努め ます。</u> (73ページ)
4	佐藤伸 一委員 (日本労 働組合 総連合 会岩手 県連合 会)	プラン全体	プランのほかに 様々な計画が関 係してくるが、実行 する現場では何本 も計画を同時に示 されても理解しき れないという意見 があるので、計画 を策定した際には 広く周知徹底をし ていただきたい。	現場において、速やかに対応が可能となるよう 説明を行うとともに、資料編に、いわて子ども プランの具体的推進内容と個別計画との関連対応 表を作成します。	B (一部反 映)			子ども 子育て 支援課	個別計画に係る項目については、次のと おり整理しています。  ①岩手県子ども子育て支援事業支援計画 第3章3(2)エ(ウ)多様な保育サービスの 充実 (65ページ) ②いわての子どもの貧困対策推進計画 第3章3(1)イ(イ)子どもの貧困対策の推 進 (25ページ) ③岩手県ひとり親家庭等自立促進計画 第3章3(2)エ(エ)ひとり親家庭の自立の促 進 (69ページ) ④岩手県社会的養育推進計画 第3章3(1)イ(エ)社会的養育体制の充実 (32ページ) ⑤岩手県児童虐待防止アクションプラン 第3章3(1)イ(ウ)児童虐待防止対策の推 進 (29ページ)

No.	委員名 (所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への 反映状況	記載内容(プラン素案) ※第2回会議提示	記載内容(プラン中間案) ※第3回会議提示	担当課	記載内容(プラン2020～2024中間案)
5	佐藤伸一委員 (日本労働組合総連合会岩手県連合会)	その他	「子どもの貧困対策推進計画」と「ひとり親家庭等自立促進計画」について、これらの計画を策定する際に、当事者の意見や要望はどの程度取り入れられるのか。	昨年度、「岩手県子どもの生活実態調査」を実施し、保護者だけでなく子どもからの意見も詳細に伺っております。 また、ひとり親を対象とする講習会の場などを活用し、意見等を取り入れることとします。	F (その他)			子ども子育て支援課	
6	佐藤伸一委員 (日本労働組合総連合会岩手県連合会)	第Ⅱ章各論第1施策の具体的推進3子どもの健全育成を支援する(3)児童虐待防止対策の充実	「虐待対応専門チーム」の記載があるが、岩手県に設置されている専門チームは他県と比べてかなり性格の違うものになるため、あまり強調して書かないほうが良いのではないか。	(児童虐待防止対策の充実を図ります)の項目について、一部修正します。(中間案44ページ)	A (全部反映)	● 児童相談所の児童福祉司等の適正な配置を図るとともに、研修などによる専門性の向上、スーパーバイザーの養成に努めます。また、虐待対応専門チーム※により、迅速、適切な対応に努めます。 ※「虐待対応専門チーム：県の福祉総合相談センター、各児童相談所において、児童虐待相談に迅速・専門的に対応するため、児童福祉司、児童心理司等によって構成されている」	● 児童相談所の児童福祉司等の適正な配置を図るとともに、研修などによる専門性の向上、スーパーバイザーの養成に努めます。また、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等により、迅速、適切な対応に努めます。	子ども子育て支援課	第3章3(1)イ(ウ)において、次のとおり記載しています。  児童相談所の児童福祉司等の適正な配置を図るとともに、研修などによる専門性の向上、スーパーバイザーの養成に努めます。また、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等により、迅速、適切な対応に努めます。(30ページ)
7	佐藤伸一委員 (日本労働組合総連合会岩手県連合会)	第Ⅱ章各論第1施策の具体的推進3子どもの健全育成を支援する(4)社会的養護体制の充実	里親支援については厚生労働省からは児童相談所以外で実施するよという考えが示されていたと思うが、児童相談所がやるしかない書きぶりになっているが、それでよいのか。	(社会的養護体制の充実を図ります)の項目について、一部修正します。(中間案45ページ)	A (全部反映)	● 家庭的な養育環境を充実するためには里親委託の推進が重要であり、里親の登録者数を増加させるため里親制度の普及啓発を行うほか、資質向上を図るための研修等により、里親委託の充実を図ります。このような里親支援を行うフォスタリング業務※1について、児童相談所が中心となり、市町村や児童養護施設等と連携して、里親の研修、相談支援、相互交流等を行います。	● 家庭的な養育環境を充実するためには里親委託の推進が重要であり、里親の登録者数を増加させるため里親制度の普及啓発を行うほか、資質向上を図るための研修等により、里親委託の充実を図ります。このような里親支援を行うフォスタリング業務※1について、児童相談所が、市町村や児童養護施設等と連携して、里親の研修、相談支援、相互交流等を行います。また、児童相談所への専任の里親養育支援児童福祉司の配置を進めます。	子ども子育て支援課	第3章3(1)イ(エ)において、次のとおり記載しています。  里親の登録者数を増加させるため里親制度の普及啓発を行うほか、資質向上を図るための研修等により、里親委託の充実を図ります。このような里親支援を行うフォスタリング業務について、児童相談所が、市町村や児童養護施設等と連携して、里親の研修、相談支援、相互交流等を行うとともに、児童相談所への専任の里親養育支援児童福祉司の配置を進めます。 また、パーマネンシー保障の観点から、永続的に安定した養育環境を提供するため、十分なアセスメントと丁寧なマッチングの下、特別養子縁組制度の活用に取り組みます。(33ページ)

No.	委員名 (所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への 反映状況	記載内容(プラン素案) ※第2回会議提示	記載内容(プラン中間案) ※第3回会議提示	担当課	記載内容(プラン2020～2024中間案)
8	佐藤伸一委員 (日本労働組合総連合会岩手県連合会)	第Ⅱ章各論第1施策の具体的推進3子どもの健全育成を支援する(4)社会的養護体制の充実	里親支援について、児相でやらなければならないのであれば、前の計画よりも一歩進んでいることを示すためにも、児相に里親専門の専任の児童福祉司を配置すると明記していただきたい。	(社会的養護体制の充実を図ります)の項目について、一部修正します。(中間案45ページ)	A (全部反映)	● 家庭的な養育環境を充実するためには里親委託の推進が重要であり、里親の登録者数を増加させるため里親制度の普及啓発を行うほか、資質向上を図るための研修等により、里親委託の充実を図ります。このような里親支援を行うフォスタリング業務※1について、児童相談所が中心となり、市町村や児童養護施設等と連携して、里親の研修、相談支援、相互交流等を行います。	● 家庭的な養育環境を充実するためには里親委託の推進が重要であり、里親の登録者数を増加させるため里親制度の普及啓発を行うほか、資質向上を図るための研修等により、里親委託の充実を図ります。このような里親支援を行うフォスタリング業務※1について、児童相談所が、市町村や児童養護施設等と連携して、里親の研修、相談支援、相互交流等を行います。また、児童相談所への専任の里親養育支援児童福祉司の配置を進めます。	子ども子育て支援課	第3章3(1)イ(エ)において、次のとおり記載しています。  里親の登録者数を増加させるため里親制度の普及啓発を行うほか、資質向上を図るための研修等により、里親委託の充実を図ります。このような里親支援を行うフォスタリング業務について、児童相談所が、市町村や児童養護施設等と連携して、里親の研修、相談支援、相互交流等を行うとともに、児童相談所への専任の里親養育支援児童福祉司の配置を進めます。 また、パーマネンシー保障の観点から、継続的に安定した養育環境を提供するため、十分なアセスメントと丁寧なマッチングの下、特別養子縁組制度の活用に取り組みます。(33ページ)
9	遠山宜哉委員 (岩手県立大学社会学部)	その他	「岩手県子どもの生活実態調査」について分析中とのことだが、見直しはどのようにしているのか。	「岩手県子どもの生活実態調査」の結果について、本会議において検討状況等を報告します。	F (その他)			子ども子育て支援課	
10	遠山宜哉委員 (岩手県立大学社会学部)	プラン全体	個別計画も多く策定されるようだが、それぞれの分野に関する詳細については、子どもプランではなく各論の方で確かめるということではないのか。子どもプランと個別計画の関連性についても示されるのか。	資料編に、いわて子どもプランの具体的推進内容と個別計画との関連対応表を作成します。	B (一部反映)			子ども子育て支援課	個別計画に係る項目については、次のとおり整理しています。  ①岩手県子ども子育て支援事業支援計画第3章3(2)エ(ウ)多様な保育サービスの充実(65ページ) ②いわての子どもの貧困対策推進計画第3章3(1)イ(イ)子どもの貧困対策の推進(25ページ) ③岩手県ひとり親家庭等自立促進計画第3章3(2)エ(エ)ひとり親家庭の自立の促進(69ページ) ④岩手県社会的養育推進計画第3章3(1)イ(エ)社会的養育体制の充実(32ページ) ⑤岩手県児童虐待防止アクションプラン第3章3(1)イ(ウ)児童虐待防止対策の推進(29ページ)

No.	委員名 (所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への 反映状況	記載内容(プラン素案) ※第2回会議提示	記載内容(プラン中間案) ※第3回会議提示	担当課	記載内容(プラン2020～2024中間案)
11	大塚健樹委員 (盛岡大学短期大学部)	第Ⅱ章各論 第1施策の 具体的推進 3子どもの健 全育成を支援する (5)生きる力を育む学校教育の推進	学校教育の推進について、「体育授業や部活動を通じて運動やスポーツに親しむ習慣の定着を図ります。」との記載があるが(中間案47ページ)、現実には少子化や教員の配置の問題がある。今後、学校を超えて、地域や学校同士などでスポーツに限らず文化活動等に取り組める環境の整備を考えていただきたい。	各学校では、「希望郷いわて元気・体力アップ60運動」により、子供たちの運動習慣形成に向けて、「授業改善」、「授業以外(部活動を含む)の取組の工夫」、「家庭・地域との連携」の3つの視点で、主体的な体力向上取組を実施しています。 県では、この運動を推進するために、「地区別体力向上課題対策会議」を開催し、体力向上担当者による課題解決に向けた対策等について協議等を実施し、地域との連携、学校同士の連携についても視野に入れながら、各学校における体力向上マネジメントに生かしています。	D (参考)			保健体育課	第3章3(1)キ(ア)において、次のとおり記載しています。  体育授業や部活動を通じて運動やスポーツに親しむ習慣の定着を図ります。 児童生徒の肥満予防・改善を図るため、学校と家庭・地域が連携し、基本的な生活習慣や望ましい食習慣の形成、適度な運動習慣づくりの啓発など、健康教育の充実に取り組めます。 (44ページ)
12	遠藤一子委員 (岩手県私立保育園連盟)		台風等の自然災害があった場合に、八幡平市では保育園の仲間同士で話し合い、市の担当課と連絡を取っていたが、資料3の25ページの「子どもを交通事故や犯罪等から守ります」の項目に、「警察と教育委員会が連携し」と書いてあるが、「警察と教育委員会と保育園等が連携し」とすると、連絡会議に呼んでいただけののではないか。色んな面で地域が一体となって活動を進めていくということを書いていただければ連携がとれる。	(子どもを交通事故や犯罪等から守ります)の項目について一部修正。(中間案30ページ)  保育施設においても、災害の発生に備えた、計画・マニュアルの作成、訓練の実施等が行われています。 災害への対応については、市町村を始めとする関係機関との連携が重要であることから、そのような体制が取られるよう支援していきます。	A (全部反映)	● 自然災害から子どもたちを守るため、教育現場における防災教育や自主防災組織の活動支援、総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上や地域コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。	● 自然災害等から子どもたちを守るため、 <u>市町村と災害時の情報共有を図るとともに</u> 、教育・保育現場における防災教育や自主防災組織の活動支援、総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上や地域コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。	子ども子育て支援課	第3章3(1)シ(ア)及びス(ア)(イ)(ウ)において、次のとおり記載しています。  自然災害等から子どもたちを守るため、 <u>市町村と災害時の情報共有を図るとともに</u> 、教育・保育現場における防災教育や自主防災組織の活動支援、総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上や地域コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。 (51ページ及び52ページ)

No.	委員名 (所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への 反映状況	記載内容(プラン素案) ※第2回会議提示	記載内容(プラン中間案) ※第3回会議提示	担当課	記載内容(プラン2020～2024中間案)
13	遠藤一 子委員 (岩手県 私立保 育園連 盟)	第Ⅱ章各論 第1施策の 具体的推進 2子育て家庭 を支援する (1)みんなで 子育てを支 援する地域 づくり	<p>自然災害、交通事故、犯罪のほかに、新たな危機ということでは言われているが、新たな危機に対してまったく無防備であるので、頭に入れておく必要があると考えるので、このことも子どもたちを守る環境に加えていくのがよいと考える。</p> <p>※新たな危機… ①弾道ミサイル発射 ②学校への犯罪予告・テロ ③インターネット上の犯罪被害(遠藤委員に確認。事務局追記)</p>	<p>(子どもを交通事故や犯罪等から守ります)の項目について追加。(中間案29ページ)</p> <p>(保健体育課) 県では、学校保健安全法に基づき作成している危機管理マニュアル等の見直し、改善を行うよう指導しています。</p>	A (全部反映)		<p>● 児童生徒の学校管理下における安全が確保されるよう、自然災害の多発など学校を取り巻く環境変化を踏まえ、学校の安全計画や危機管理マニュアルの検証・改善に取り組みます。</p>	保健体育課	<p>第3章3(1)コ(ア)において、次のとおり記載しています。</p> <p>児童生徒の学校管理下における安全が確保されるよう、自然災害の多発など学校を取り巻く環境変化を踏まえ、学校の安全計画や危機管理マニュアルの検証・改善に取り組みます。 (49ページ)</p>
			<p>(子どもを交通事故や犯罪等から守ります)の項目について、一部修正。(中間案30ページ)</p> <p>(総合防災室) 新たな危機事象は多様な事象が想定されるため、具体的な事象の内容は明記せず、「自然災害等」として自然災害以外の新たな危機事象も含めることとします。</p>	A (全部反映)	<p>● 自然災害から子どもたちを守るため、教育現場における防災教育や自主防災組織の活動支援、総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上や地域コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。</p>	<p>● 自然災害等から子どもたちを守るため、市町村と災害時の情報共有を図るとともに、教育・保育現場における防災教育や自主防災組織の活動支援、総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上や地域コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。</p>	総合防災室	<p>第3章3(1)シ(ア)及びス(ア)(イ)(ウ)において、次のとおり記載しています。</p> <p>自然災害等から子どもたちを守るため、市町村と災害時の情報共有を図るとともに、教育・保育現場における防災教育や自主防災組織の活動支援、総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上や地域コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。 (51ページ及び52ページ)</p>	
		第Ⅱ章各論 第1施策の 具体的推進 3子どもの健 全育成を支 援する (1)地域にお ける健全育 成活動の推 進	<p>(警察本部) インターネット上の犯罪被害については、中間案41ページに以下の通り記載しています。</p> <p>● 有害図書類の排除やインターネットの適切な利用等青少年の健全育成のための環境浄化と非行・被害の未然防止等に向けて、関係団体等と連携した県民大会の開催や広報等の啓発活動を実施するほか、青少年指導者向け出前講座や研修会の開催等による意識啓発に取り組みます。</p> <p>今後も、社会情勢の変化に対応した情報モラル教育の推進など、被害の未然防止に努めていきます。</p>	C (趣旨同一)				警察本部	<p>第3章3(1)エ(ウ)において、次のとおり記載しています。</p> <p>有害図書類の排除やインターネットの適切な利用等青少年の健全育成のための環境浄化と非行・被害の未然防止等に向けて、関係団体等と連携した県民大会の開催や広報等の啓発活動を実施するほか、青少年指導者向け出前講座や研修会の開催等による意識啓発に取り組みます。</p> <p>また、関係機関・団体やPTA等地域住民が一体となった非行防止活動の推進を図ります。 (38ページ)</p>

No.	委員名 (所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への 反映状況	記載内容(プラン素案) ※第2回会議提示	記載内容(プラン中間案) ※第3回会議提示	担当課	記載内容(プラン2020～2024中間案)
14	遠藤一子委員 (岩手県 私立保育園連盟)	第Ⅱ章各論 第1施策の 具体的推進 2子育て家庭 を支援する (1)みんなで 子育てを支援する地域 づくり	「子どもを交通事故や犯罪等から守ります」との箇所を「子どもを交通事故や犯罪、自然災害等から守ります」との表記にしたい。	(子どもを交通事故や犯罪、自然災害等から守ります)に修正。(中間案28ページ)	A (全部反映)	(子どもを交通事故や犯罪等から守ります)	(子どもを交通事故や犯罪、自然災害等から守ります)	総合防災室	次のとおり整理しています。 ① 交通事故 第3章(1)セ(エ)交通事故抑止対策の推進 (55ページ) ② 犯罪 第3章(1)セ(ア)地域ぐるみでの防犯意識の高揚に向けた取組の推進 (53ページ) ③ 自然災害等 第3章(1)シ(ア)地域コミュニティを基盤とした防災体制づくり (51ページ) 第3章(1)ス(ア)県民への正しい防災知識の普及と防災意識の向上(自助) 第3章(1)ス(イ)地域コミュニティにおける防災体制の強化(共助) 第3章(1)ス(ウ)実効的な防災・減災体制の整備(公助) (52ページ)
15	遠藤一子委員 (岩手県 私立保育園連盟)	第Ⅱ章各論 第1施策の 具体的推進 2子育て家庭 を支援する (1)みんなで 子育てを支援する地域 づくり	教育現場におけると書いてあるが、ここに保育福祉が入ってこない。台風などの時は学校の先生は集まって話し合いをしているが、そういった場から外されており、それでよいのかと考えている。	(子どもを交通事故や犯罪、自然災害等から守ります)の項目について一部修正。(中間案30ページ)  (総合防災室) 市町村内の住民、団体等に対する気象予報・警報等の広報は市町村が行うため、災害時ににおいて県と市町村が防災気象情報等の情報共有をすることを明記しました。	A (全部反映)	● 自然災害から子どもたちを守るため、教育現場における防災教育や自主防災組織の活動支援、総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上や地域コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。	● 自然災害等から子どもたちを守るため、市町村と災害時の情報共有を図るとともに、教育・保育現場における防災教育や自主防災組織の活動支援、総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上や地域コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。	総合防災室  子ども子育て支援課	第3章3(1)シ(ア)及びス(ア)(イ)(ウ)において、次のとおり記載しています。  自然災害等から子どもたちを守るため、市町村と災害時の情報共有を図るとともに、教育・保育現場における防災教育や自主防災組織の活動支援、総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上や地域コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。 (51ページ及び52ページ)
				(子ども子育て支援課) 保育施設においても、災害の発生に備えた、計画・マニュアルの作成、訓練の実施等が行われています。 災害への対応については、市町村を始めとする関係機関との連携が重要であることから、そのような体制が取られるよう支援していきます。	A (全部反映)				

No.	委員名 (所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への 反映状況	記載内容(プラン素案) ※第2回会議提示	記載内容(プラン中間案) ※第3回会議提示	担当課	記載内容(プラン2020~2024中間案)
16	遠藤一 子委員 (岩手県 私立保 育園連 盟)	第Ⅱ章各論 第1施策の 具体的推進 2子育て家庭 を支援する (1)みんなで 子育てを支 援する地域 づくり	台風等の際に小 中学校の先生が 集まって休校等 について話し合 いをしているが 、保育関係者が 入っていない。 子どもを守る 立場として、そ ういった場に保 育関係者がいる べきではないか と考える。	自然災害発生時 の具体的な対応 等については、 地域事情等に 応じて検討する 必要があり、各 地域で対応して いただいています 。当課としては 関係機関が連携 することの重要 性について、研 修等を通じて伝 えていきたいと 考えています。	F (その他)			学校調 整課	
17	吉田耕 太郎委 員 (岩手県 医師会)	第Ⅱ章各論 第1施策の 具体的推進 3子どもの健 全育成を支 援する (1)地域にお ける健全育 成活動の推 進	少子化の影響も あって非認知能 力を高めること が難しいという 現状のなかで、 特に小学校ま での幼少接続 が大事と医師会 としても考えて いる。小さい子 どもに対するス マホ等のゲー ムは、そういった 能力に様々な 影響が大きいこ とから、スマホ の悪影響につ いて親に啓発す るような文言を 大々的に出した 方がよいのでは ないか。	テレビゲー ムやスマホが 幼児に与える 影響については 、国からの技術 的な助言指導等 がなく、国の検 討状況等を含め 、情報を収集し ながら今後も 研究していきます 。	D (参考)			子ども 子育て 支援課	

No.	委員名 (所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への 反映状況	記載内容(プラン素案) ※第2回会議提示	記載内容(プラン中間案) ※第3回会議提示	担当課	記載内容(プラン2020～2024中間案)
18	吉田耕 太郎委 員 (岩手県 医師会)	第Ⅱ章各論 第1施策の 具体的推進 3子どもの健 全育成を支 援する (3)児童虐 待防止対策 の充実	以前から岩手県では、妊娠期からの産後うつに対する取組をして、その後虐待を受けていた親が虐待をす るということが分 かってきて、産婦 人科で早期に発 見をして連携がと れているが、1か 月健診を過ぎると 子どもは小児科に いってしまい、情 報が途切れること が問題となっている。法律の専門家 を入れたような会 議を作っていただ き、虐待が起こる 前の仕組みづくり をして、各医療機 関も相談しやすい 枠組みをつくって いただきたい。	児童虐待の発生予防、早期発見に係る医療機 関等との連携については、来年度改正予定の 「児童虐待防止アクションプラン」の見直しの中 で具体的に検討していきます。	D (参考)			子ども 子育て 支援課	

No.	委員名 (所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への 反映状況	記載内容(プラン素案) ※第2回会議提示	記載内容(プラン中間案) ※第3回会議提示	担当課	記載内容(プラン2020～2024中間案)
19	両川い ずみ委 員 (認定N PO法人 いわて 子育て ネット)	第Ⅱ章各論 第1施策の 具体的推進 3子どもの健 全育成を支 援する (5)生きる力 を育む学校 教育の推進	「乳幼児とふれ あう体験学習を行 う」との記載があり (中間案47ペー ジ)、とても良いこ とだと思うが、小さ な子どもに触れな いうちに大人にな る人が多いので、 子どもに触れて可 愛いということに 加え、親はこうい う風に育てているの だということに触 れることが、ライフ デザインを考える 上で大事である。	子育ての意義や家庭を持つことの重要性につ いては、中学校、高等学校の家庭科で指導する こととされており、各校では子育て家庭へのイン タビューを課題とする等工夫して取り組んでいる ところではある。 児童生徒と乳幼児がふれあう体験学習は、安 全上の観点から保健師や保育士等の専門家や 教員の指導の下、慎重に進める必要があると考 えていますが、今後も、これまで実施してきてい る体験学習も含め、子育てや家庭生活に関する 学習の機会の充実に努めていきます。	C (趣旨同 一)			学校教育 課	第3章3(1)カ(イ)において、次のとおり記 載しています。  家庭科の授業などを活用して、児童生徒 が幼稚園や保育所などで乳幼児とふれあ う体験学習を行うなど、子育ての意義や家 庭を持つことの重要性を学ぶ機会を充実し ます。 (42ページ)